

平成29年度

科学研究費助成事業

科研費

公募要領

特別推進研究、基盤研究（S・A・B・C）
挑戦的研究（開拓・萌芽）、若手研究（A・B）

平成28年9月1日

独立行政法人日本学術振興会

(<http://www.jps.go.jp/>)

はじめに

本公募要領は、平成29年度科学研究費助成事業－科研費－「特別推進研究、基盤研究（S・A・B・C）、挑戦的研究（開拓・萌芽）、若手研究（A・B）」の公募内容や応募に必要な手続等を記載したものであり、

- I 科学研究費助成事業－科研費－の概要等
- II 公募の内容
- III 応募される方へ
- IV 既に採択されている方へ
- V 研究機関の方へ
- VI 関連する留意事項等

により構成されています。

このうち、「II 公募の内容」においては、公募する研究種目に関する対象、応募総額及び研究期間等や応募から交付までのスケジュール等を記載しています。

また、「III 応募される方へ」、「IV 既に採択されている方へ」及び「V 研究機関の方へ」においては、それぞれ対象となる方に関する「応募に当たっての条件」や「必要な手続」等について記載しています。

関係する方におかれましては、該当する箇所について十分御確認願います。

公募は、審査のための準備を早期に進め、できるだけ早く研究を開始できるようにするため、平成29年度予算成立前に始めるものです。

したがって、予算の状況によっては、今後措置する財源等、内容に変更があり得ることをあらかじめ御承知おきください。

なお、平成29年度における主な変更点は次のページのとおりです。

科学研究費助成事業は、研究者個人の独創的・先駆的な研究に対する助成を行うことを目的とした競争的資金制度ですので、研究計画調書の内容は応募する研究者独自のものでなければなりません。

研究計画調書の作成に当たっては、他人の研究内容の剽窃、盗用は行ってはならないことであり、応募する研究者におかれては、研究者倫理を遵守することが求められます。

＜平成29年度における主な変更点等＞

- ① 挑戦的萌芽研究を見直し、新たな種目「挑戦的研究（開拓・萌芽）」を設けました。（挑戦的萌芽研究の公募は行いません。）（14頁、66頁～67頁参照）

一人又は複数の研究者で組織する研究計画であって、これまでの学術の体系や方向を大きく変革・転換させることを志向し、飛躍的に発展する潜在性を有する研究を支援するために、従来の「挑戦的萌芽研究」を見直し、新たな種目「挑戦的研究（開拓・萌芽）」を創設しました。

※（萌芽）については、探索的性質の強い、あるいは芽生え期の研究計画を含みます。

※他の研究種目と重複して応募することができる場合もありますが、応募する研究計画はそれらとは異なる研究内容に限ります。特に本研究種目は基盤研究等とは審査基準等が異なり、上記のような挑戦的な研究課題を対象としている点に注意してください。

- ② 基盤研究（B・C）審査区分「特設分野研究」に新たに3分野を設けました。（13頁、61頁～65頁参照）

「特設分野研究」は、審査希望分野の分類表である「系・分野・分科・細目表」（別表を含む）とは別に平成26年度公募より新たに設けられた審査区分であり、最新の学術動向等を踏まえて、新しい学術の芽を出そうとする試みを中心に、日本学術振興会の学術システム研究センターが候補分野を提案し、文部科学省の科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会において設定されるものです。

現行の細目では審査が困難と思われる研究課題で、特設分野に関連する幅広い視点から審査されることを希望する応募者に開かれています。

平成29年度公募では以下の3分野が新たに設定されました。

- ・ オラリティと社会
- ・ 次世代の農資源利用
- ・ 情報社会におけるトラスト

- ③ 「系・分野・分科・細目表」付表キーワード一覧を一部変更しました。（47頁参照）

文部科学省の科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会において審議した結果、細目「教科教育学」のキーワードの一部見直しを行いました。

- ④ 基盤研究（A・B）審査区分「海外学術調査」の審査希望分野を一部変更しました。（33頁参照）

審査希望分野を変更し、理工系の「化学」と「環境学A」を同一の分野としました。この他、「人文学D」について、その応募内容を明確にしました。

- ⑤ 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく「取組状況に係るチェックリスト」の提出について（74頁参照）

平成29年度公募より、科研費に応募する研究機関については、当該ガイドラインに基づく「取組状況に係るチェックリスト」を提出することが必要となりました。提出がない場合には、当該研究機関に所属する研究者の応募が認められませんので注意してください。

目 次

I	科学研究費助成事業－科研費－の概要等	1
1	科学研究費助成事業－科研費－の目的・性格	1
2	研究種目	1
3	文部科学省と独立行政法人日本学術振興会の関係	2
4	科研費に関するルール	2
	(1) 科研費の3つのルール	2
	(2) 科研費の適正な使用	3
	(3) 科研費の使用に当たっての留意点	3
	(4) 研究成果報告書を提出しない場合の取扱い	4
	(5) 関係法令等に違反した場合の取扱い	4
5	「競争的資金の適正な執行に関する指針」等	4
	(1) 不合理な重複及び過度の集中の排除	4
	(2) 不正使用、不正受給又は不正行為への対応	5
6	科研費により得た研究成果の発信について	8
II	公募の内容	10
1	公募する研究種目	10
2	応募から交付までのスケジュール	10
	(1) 応募書類提出期限までに行うべきこと	10
	(2) 応募書類提出後のスケジュール（予定）	11
3	各研究種目の内容	12
	① 特別推進研究	12
	② 基盤研究（S）	12
	③ 基盤研究（A・B・C）	13
	④ 挑戦的研究（開拓・萌芽）	14
	⑤ 若手研究（A・B）	15
III	応募される方へ	16
1	応募の前に行っていただくべきこと	16
	(1) 応募資格の確認	16
	(2) 研究者情報登録の確認（e-Rad）	17
	(3) 電子申請システムを利用するためのID・パスワードの取得	17
2	重複制限の確認	18
	(1) 重複制限の設定に当たっての基本的考え方	18
	(2) 重複応募・受給の制限	18
	(3) 受給制限のルール	19
	(4) その他の留意点	20
	(5) 重複応募制限の特例	21
	（研究計画最終年度前年度の応募）	21
	（研究期間の延長に伴う重複応募制限の取扱い）	21
	別表1 重複制限一覧表	22
3	応募書類（研究計画調書）の作成・応募方法等	28
	(1) 研究計画調書の作成	28
	(2) 電子申請システムを利用した応募	29
	研究計画調書の作成に当たって留意していただくべきこと	30
	① 公募の対象とならない研究計画	30

②	研究組織	30
③	経費	32
④	審査希望分野の選定	32
	別表2 系・分野・分科・細目表	35
	(1) 平成29年度科学研究費助成事業 系・分野・分科・細目表	35
	(2) 平成29年度科学研究費助成事業 系・分野・分科・細目表の別表	
	○時限付き分科細目表	40
	別表3 「系・分野・分科・細目表」付表キーワード一覧	41
	別表4 特設分野研究	61
	○平成29年度公募において設定する分野	61
	別表5 平成29年度「挑戦的研究 暫定総合審査希望分野」一覧表	66
4	研究倫理教育の受講等について	68
IV	既に採択されている方へ	69
1	平成29年度に継続が予定されている研究課題の取扱いについて	69
	① 特別推進研究	69
	② 特別推進研究以外の研究種目	69
2	研究成果報告書の未提出者が研究代表者となっている継続研究課題の取扱いについて	70
3	研究倫理教育の受講等について	70
V	研究機関の方へ	71
1	「研究機関」としてあらかじめ行っていただくべきこと	71
	(1) 「研究機関」としての要件と指定・変更の手続	71
	(2) 所属する研究者の応募資格の確認	71
	(3) 研究者情報の登録 (e-Rad)	72
	(4) 研究機関に所属している研究者についてのID・パスワードの確認	72
	(5) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準)」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出	73
	(6) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく「取組状況に係るチェックリスト」の提出	74
	(7) 不正行為ガイドラインに基づく「研究倫理教育」の実施	75
	(8) 研究成果報告書の提出について	75
	(9) 公募要領の内容の周知	75
2	応募書類 (研究計画調書) の提出に当たって確認していただくべきこと	75
	(1) 応募資格の確認	75
	(2) 研究者情報登録の確認 (e-Rad)	75
	(3) 研究代表者への確認	76
	(4) 研究分担者承諾書の確認	76
	(5) 応募書類の確認	76
3	応募書類 (研究計画調書) の提出等	77
	電子申請手続の概要	77
VI	関連する留意事項等	78
1	『学術研究支援基盤形成』により形成されたプラットフォームによる支援の利用について	78
2	研究設備・機器の共用促進について	79
3	「国民との科学・技術対話」の推進について (基本的取組方針)	79

4	バイオサイエンスデータベースセンターへの協力	79
5	大学連携バイオバックアッププロジェクトについて	80
(参考1)	審査等	81
1	科研費の審査について	81
2	審査の方法等	81
3	審査結果の通知	82
(参考2)	科学研究費補助金取扱規程	83
(参考3)	独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業(科学研究費補助金) 取扱要領	91
(参考4)	独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金) 取扱要領	100
(参考5)	予算額等の推移	107
	問い合わせ先等	108

【参考】

応募書類の様式(研究計画調書)等は別冊になりますので、『別冊「平成29年度科学研究費助成事業－科研費－公募要領(特別推進研究、基盤研究(S・A・B・C)、挑戦的研究(開拓・萌芽)、若手研究(A・B)) (応募書類の様式・記入要領)」』を御覧ください。

※ 応募書類の様式(研究計画調書)等については、日本学術振興会ホームページ(以下URL参照)よりダウンロードできます。

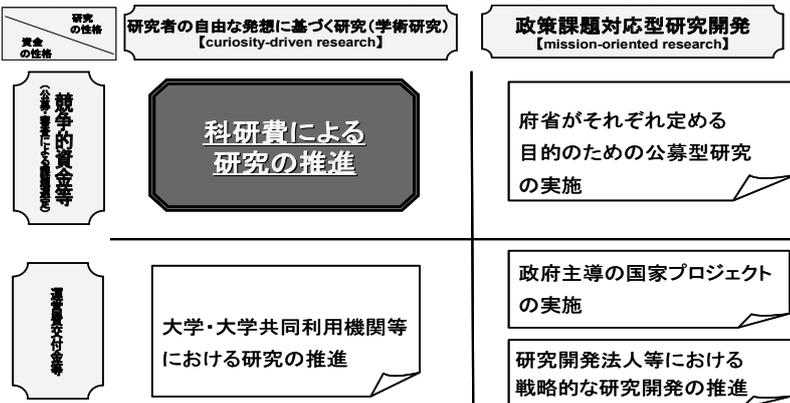
URL : <http://www.jspcs.go.jp/j-grantsinaid/index.html>

I 科学研究費助成事業－科研費－の概要等

1 科学研究費助成事業－科研費－の目的・性格

科学研究費助成事業（以下、「科研費」という。）は、人文学、社会科学から自然科学まですべての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる「学術研究」（研究者の自由な発想に基づく研究）を格段に発展させることを目的とする「競争的資金」であり、ピアレビュー（専門分野の近い複数の研究者による審査）により、豊かな社会発展の基盤となる独創的・先駆的な研究に対する助成を行うものです。

＜我が国の科学技術・学術振興方策における「科研費」の位置付け＞



2 研究種目

研究内容や規模に応じて研究種目を設定しています。

※平成28年9月現在

研究種目等	研究種目の目的・内容
科学研究費	
特別推進研究	国際的に高い評価を得ている研究であって、格段に優れた研究成果が期待される1人又は比較的少人数の研究者で行う研究（期間3～5年、1課題5億円程度を応募総額の上限の目安とするが、上限、下限とも制限は設けない）
新学術領域研究	（研究領域提案型） 多様な研究者グループにより提案された、我が国の学術水準の向上・強化につながる新たな研究領域について、共同研究や研究人材の育成、設備の共有化等の取組を通じて発展させる （期間5年、1領域単年度当たり1,000万円～3億円程度を原則とする）
基盤研究	（S）1人又は比較的少人数の研究者が行う独創的・先駆的な研究 （期間原則5年、1課題5,000万円以上2億円程度まで） （A）（B）（C）1人又は複数の研究者が共同して行う独創的・先駆的な研究 （期間3～5年）（A）2,000万円以上5,000万円以下 （応募総額によりA・B・Cに区分）（B）500万円以上2,000万円以下 （C）500万円以下
挑戦的萌芽研究	1人又は複数の研究者で組織する研究計画であって、独創的な発想に基づく、挑戦的で高い目標設定を掲げた芽生え期の研究（期間1～3年、1課題500万円以下）
挑戦的研究	（開拓）（萌芽） 1人又は複数の研究者で組織する研究計画であって、これまでの学術の体系や方向を大きく変革・転換させることを志向し、飛躍的に発展する潜在性を有する研究。なお、（萌芽）については、探索的性質の強い、あるいは芽生え期の研究も対象とする。 （開拓）3～6年間500万円以上2,000万円以下 （萌芽）2～3年間500万円以下
若手研究	（A）（B）39歳以下の研究者が1人で行う研究 （期間2～4年、応募総額によりA・Bに区分）（A）500万円以上3,000万円以下 （B）500万円以下
研究活動スタート支援	研究機関に採用されたばかりの研究者や育児休業等から復帰する研究者等が1人で行う研究 （期間2年以内、単年度当たり150万円以下）
奨励研究	教育・研究機関の教職員、企業の職員、それ以外の者で、学術の振興に寄与する研究を行っている者が1人で行う研究 （期間1年、1課題10万円以上100万円以下）
特別研究促進費	緊急かつ重要な研究課題の助成
研究成果公開促進費	
研究成果公开发表	学会等による学術的価値が高い研究成果の社会への公開や国際発信の助成
国際情報発信強化	学協会等の学術団体等が学術の国際交流に資するため、更なる国際情報発信の強化を行う取組への助成
学術図書	個人又は研究者グループ等が、学術研究の成果を公開するために刊行する学術図書の助成
データベース	個人又は研究者グループ等が作成するデータベースで、公開利用を目的とするものの助成
特別研究員奨励費	日本学術振興会特別研究員（外国人特別研究員を含む）が行う研究の助成（期間3年以内）
国際共同研究加速基金	
国際共同研究強化	科研費に採択された研究者が半年から1年程度海外の大学や研究機関で行う国際共同研究（1,200万円以下）
国際活動支援班	新学術領域研究における国際活動への支援（領域の設定期間、単年度当たり1,500万円以下）
帰国発展研究	海外の日本人研究者の帰国後に予定される研究（期間3年以内、5,000万円以下）
特設分野研究基金	最新の学術動向を踏まえ、基盤研究（B）、（C）に特設分野を設定（応募年度により応募可能な研究期間が異なる。）

※挑戦的萌芽研究の新規募集は行っていません。

3 文部科学省と独立行政法人日本学術振興会の関係

科研費は、平成10年度までは、文部省（現文部科学省）においてすべての研究種目の公募・審査・交付業務が行われていましたが、平成11年度から日本学術振興会への移管を進めています。現時点での公募・審査・交付業務は、次のように行われています。

※平成28年9月現在

研究種目等	公募・審査業務 (公募要領の作成主体、応募書類の提出先)	交付業務 (交付内定・決定通知を行う主体、 交付申請書・各種書類等の提出先)
新学術領域研究、特別研究促進費、 国際共同研究加速基金（国際活動支援班）	文部科学省	日本学術振興会
特別推進研究、基盤研究、挑戦的萌芽研究、 挑戦的研究（※）、若手研究、 研究活動スタート支援、 奨励研究、研究成果公開促進費、 特別研究員奨励費、 国際共同研究加速基金（国際共同研究強化、 帰国発展研究）、 特設分野研究基金	日本学術振興会	日本学術振興会

※「挑戦的萌芽研究」の見直しを行い、平成29年度公募より、新たな研究種目「挑戦的研究」を設けました。

4 科研費に関するルール

科研費（補助金分）は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」、「科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）」、「独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領（平成15年規程第17号）」等の適用を受けるものです。

科研費（基金分）は、「学術研究助成基金の運用基本方針（文部科学大臣決定）」、「独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱要領（平成23年規程第19号）」等の適用を受けるものです。

(1) 科研費の3つのルール

科研費には次の3つのルールがあります。

- ① 応募ルール：応募・申請に関するルール
- ② 評価ルール：事前評価（審査）・中間評価・事後評価・研究進捗評価・追跡評価に関するルール
- ③ 使用ルール：交付された科研費の使用に関するルール

なお、科研費の3つのルールは、次頁のように適用されます。

【科学研究費】

	応募ルール	評価ルール	使用ルール
科研費（補助金分）	文部科学省 公 募 要 領	文部科学省 科学研究費補助金における評価に関する規程 科学研究費補助金「新学術領域研究」の審査要綱 科学研究費補助金「新学術領域研究」の評価要綱	日本学術振興会 【研究者向け】 補助条件 【研究機関向け】 科学研究費助成事業－科研費－科学研究費補助金の使用について各研究機関が行うべき事務等
科研費（基金分）	日本学術振興会 公 募 要 領	日本学術振興会 科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程 ※平成29年度の評価ルールは10月頃公表予定	日本学術振興会 【研究者向け】 交付条件 【研究機関向け】 科学研究費助成事業－科研費－学術研究助成基金助成金の使用について各研究機関が行うべき事務等

(2) 科研費の適正な使用

科研費は、国民の貴重な税金等でまかなわれていますので、科研費で購入した物品の共用を図るなど、科研費の効果的・効率的使用に努めてください。

また、科研費の交付を受ける研究者には、法令及び研究者使用ルール（補助条件又は交付条件）に従い、これを適正に使用する義務が課せられています。さらに、科研費の適正な使用に資する観点から、科研費の管理は、研究者が所属する研究機関が行うこととしており、各研究機関が行うべき事務（機関使用ルール）を定めています。この中で、研究機関には、経費管理・監査体制を整備し、物品費の支出に当たっては、購入物品の発注、納品検収、管理を適正に実施するなど、科研費の適正な使用を確保する義務が課せられています。いわゆる「預け金」を防止するためには、適正な物品の納品検収に加えて、取引業者に対するルールの周知、「預け金」防止に対する取引業者の理解・協力を得ることが重要です。「預け金」に関する取引業者に対しては、取引を停止するなどの厳格な対応を徹底することが必要です。

研究者及び研究機関においては、採択後にこれらのルールが適用されることを十分御理解の上、応募してください。

(3) 科研費の使用に当たっての留意点

科研費（補助金分）は、応募に当たって研究期間を通じた一連の計画を作成し提出していただきますが、採択後の研究活動は、当該研究期間における各年度の補助事業として取り扱いますので、例えば、補助事業の年度と異なる年度の経費の支払いに対して補助金を使用することはできません。

なお、当該年度の補助事業が、交付決定時には予想し得なかったやむを得ない事由に基づき、年度内に完了しない見込みとなった場合には、日本学術振興会を通じて文部科学大臣が財務大臣へ繰越承認要求を行い、財務大臣の承認を得た上で、当該経費を翌年度に繰り越して使用することができます。

科研費（基金分）は、採択後の研究活動を研究期間全体を通じた単一の補助事業として取り扱いますので、研究期間内であれば助成金の受領年度と異なる年度の経費の支払いに対しても助成金を使用することができます。

なお、最終年度を除き、研究期間内の毎年度末に未使用額が発生した場合は、事前の経路を経ることなく、当該経費を翌年度に繰り越して使用することができます。

さらに、最終年度には、事前に研究期間の延長の承認を得ることにより、1年間補助事業期間を延長することができます。

(4) 研究成果報告書を提出しない場合の取扱い

- ① 研究成果報告書は、科研費による研究の成果を広く国民に知ってもらう上で重要な役割を果たすとともに、国民の税金等を原資とする科研費の研究の成果を広く社会に還元するために重要なものです。このため、研究期間終了後に研究成果報告書を提出することとしており、その内容は、国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース（KAKEN）等において広く公開しています。なお、研究成果報告書は、研究者が所属する研究機関が取りまとめて提出することとしています。
- ② 研究期間終了後に研究成果報告書を特段の理由なく提出しない研究者については、科研費の交付等を行いません。また、当該研究者が交付を受けていた科研費の交付決定の取消及び返還命令を行うほか、当該研究者が所属していた研究機関の名称等の情報を公表する場合があります。さらに、研究成果報告書の提出が予定されている研究者が、研究成果報告書を特段の理由なく提出しない場合には、当該研究者の提出予定年度に実施している他の科研費の執行停止を求めることとなりますので、研究機関の代表者の責任において、研究成果報告書を必ず提出してください。

(5) 関係法令等に違反した場合の取扱い

応募書類に記載した内容が虚偽であったり、研究計画の実施に当たり、関係法令・指針等に違反した場合には、科研費の交付をしないことや、科研費の交付を取り消すことがあります。

5 「競争的資金の適正な執行に関する指針」等

「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ 平成24年10月17日改正）は、競争的資金について、不合理な重複・過度の集中の排除、不正受給・不正使用及び研究論文等における研究上の不正行為に関するルールを関係府省において申し合わせるものです。科研費を含む競争的資金の執行に当たっては、この指針等に基づき、適切に対処しますので、以下の点に留意してください。

(1) 不合理な重複及び過度の集中の排除

- ① 府省共通研究開発管理システム（以下、「e-Rad」という。）を活用し、「不合理な重複又は過度の集中」（5頁注参照）の排除を行うために必要な範囲で、応募内容の一部に関する情報を、他府省を含む他の競争的資金担当課（独立行政法人等である配分機関を含む。）間で共有することとしています。そのため、複数の競争的資金に応募する場合（科研費における複数の研究種目に応募する場合を含む。）等には、研究課題名についても不合理な重複に該当しないことがわかるように記入するなど、研究計画調書の作成に当たっては十分留意してください。不合理な重複又は過度の集中が認められた場合には、科研費を交付しないことがあります。
- ② 研究計画調書の作成に当たり、他府省を含む他の競争的資金等の応募・受入状況の記入内容（研究費の名称、研究課題名、研究期間、エフォート等）について、事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消又は減額配分とすることがあります。

(注) 不合理な重複及び過度の集中の排除

「競争的資金の適正な執行に関する指針」-抜粋-

(平成17年9月9日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ(平成24年10月17日改正))

2. 不合理な重複・過度の集中の排除

(1) 不合理な重複・過度の集中の考え方

- ① この指針において「不合理な重複」とは、同一の研究者による同一の研究課題(競争的資金が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。)に対して、複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。
- 実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ。)の研究課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
 - 既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
 - 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
 - その他これらに準ずる場合
- ② この指針において「過度の集中」とは、同一の研究者又は研究グループ(以下「研究者等」という。)に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。
- 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
 - 当該研究課題に配分されるエフォート(研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要な時間の配分割合(%)に比べ、過大な研究費が配分されている場合
 - 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
 - その他これらに準ずる場合

(2) 不正使用、不正受給又は不正行為への対応

- 「不正使用」、「不正受給」、「不正行為」は、それぞれ以下のような行為を指します。
- ・「不正使用」・・・架空発注により業者に預け金を行ったり、謝金や旅費などで実際に要した金額以上の経費を請求したりするなど、故意若しくは重大な過失によって競争的資金の他の用途への使用又は競争的資金の交付の決定の内容やこれに附した条件に違反した使用を行うこと
 - ・「不正受給」・・・別の研究者の名義で応募を行ったり、応募書類に虚偽の記載を行うなど、偽りその他不正な手段により競争的資金を受給すること
 - ・「不正行為」・・・発表された研究成果において示されたデータ、情報、調査結果等の故意による又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるねつ造、改ざん又は盗用を行うこと

- ① 科研費に関する不正使用、不正受給又は不正行為を行った研究者等については、一定期間科研費を交付しないほか、不正使用、不正受給又は不正行為が認められた研究課題については、当該科研費の全部又は一部の返還を求めることがあります。

なお、これらに該当する研究者については、当該不正使用、不正受給又は不正行為の概要(研究機関等における調査結果の概要、関与した者の氏名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等)を原則公表します。

また、科研費以外の競争的資金(他府省所管分を含む。)等で不正使用、不正受給又は不正行為を行い、一定期間、当該資金の交付対象から除外される研究者についても、当該一定期間、科研費を交付しないこととします。

※ 「科研費以外の競争的資金」について、平成28年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、平成27年度以前に終了した制度においても対象となります。現在、具体的に対象となる制度については、以下のホームページを参照してください。

URL : http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/kyoukin28_seido_ichiran.pdf

○交付しない期間の扱いについて

【不正使用、不正受給】

措置の対象者	不正使用の程度	交付しない期間
I. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	1. 個人の利益を得るための私的流用	10年
II. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	2. 「1. 個人の利益を得るための私的流用」以外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの
		② ①及び③以外のもの
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの
III. 偽りその他不正な手段により科研費を受給した研究者及びそれに共謀した研究者	—	5年
IV. 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反した研究者	—	不正使用を行った研究者の交付制限期間の半分（上限2年、下限1年、端数切り捨て）

なお、以下に該当する者に対しては、「厳重注意」の措置を講ずる。

- 上記IIのうち、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合の研究者
- 上記IVのうち、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された補助事業に対して、善管注意義務に違反したと認められる研究者

（出典：独立行政法人日本学術振興会理事長裁定「独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領第5条第1項第1号及び第3号に定める科学研究費補助金を交付しない期間の扱いについて」及び「独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱要領第5条第1項第1号及び第3号に定める科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）を交付しない期間の扱いについて」）

【不正行為】

不正行為への関与に係る分類	学術的・社会的影響度 行為の悪質度	交付しない期間
ア) 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年
不正行為に関与した者 イ) 不正行為があった研究に係る論文等の著者（上記「ア」を除く）	当該論文等の責任著者（監修責任者、代表執筆者またはこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）	当該分野の学術の進展への影響や社会的影響が大き い、若しくは行為の悪質度が高いと判断されるもの
	当該論文等の責任著者以外の者	当該分野の学術の進展への影響や社会的影響、若し くは行為の悪質度が小さいと判断されるもの
ウ) 不正行為があった研究に係る論文等の著者ではない者（上記「ア」を除く）		2～3年
不正行為に関与していないものの、不正行為があった研究に係る論文等の責任著者（監修責任者、代表執筆者またはこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）	当該分野の学術の進展への影響や社会的影響が大き い、若しくは行為の悪質度が高いと判断されるもの	2～3年
	当該分野の学術の進展への影響や社会的影響、若し くは行為の悪質度が小さいと判断されるもの	1～2年

※ 論文の取り下げがあった場合など、個別に考慮すべき事情がある場合には、事情に応じて適宜期間を軽減することができるものとする。

（出典：独立行政法人日本学術振興会理事長裁定「独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領第5条第1項第5号及び独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱要領第5条第1項第5号に定める期間の扱いについて」）

- ② 他府省を含む他の競争的資金担当課（独立行政法人等である配分機関を含む。）に当該不正事案の概要を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金への応募及び参画についても制限される場合があります。

※ 「応募及び参画」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参画すること、進行中の研究課題（継続課題）へ研究代表者又は共同研究者等として参画することを指します。

- ③ 科研費による研究論文・報告書等において、不正行為があったと認定された場合、不正行為の悪質性等を考慮しつつ、上記①、②と同様に取り扱います。

また、不正行為に関与したと認定されなかったものの、当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により一定の責任があるとされた者についても同様です。

- ④ 各研究機関には、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成26年2月改正 文部科学大臣決定）及び、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日 文部科学大臣決定）を遵守することが求められますので、研究活動の実施等に当たっては留意してください。

○「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」

URL : http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm

○「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」

URL : http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/index.htm

（注）最近の不正使用、不正受給又は不正行為の事例

○不正使用

- ・業者に架空の取引を指示し、消耗品を購入したように装い、大学から科研費を支出させ、業者に預け金として管理させていた。
 - ・業者に架空の取引を指示し、実際に購入、納品させた物品とは異なる品名が記載された虚偽の請求書を作成させて、大学から科研費を支出させていた。
 - ・作業事実のない出勤表を大学院生に作成させて謝金の支払いを請求し、プール金として自ら管理していた。
 - ・海外渡航の際、研究課題の目的から外れた共同研究の打ち合わせをするために、旅行予定外の目的地に滞在した。
- 注) 事例のような架空の取引等による科研費の支出は、たとえ科研費支出の対象が当該科研費の研究課題のためであったとしても、すべて不正使用に当たります。

○不正受給

- ・応募・受給資格のない研究者が科研費の応募・交付申請を行い、不正に科研費を受給していた。

○研究活動における不正行為

- ・科研費の研究成果として発表された論文において、実験のデータや図表の改ざん・ねつ造を行った。
- ・科研費の研究成果として発表された図書や研究成果報告書に、許諾を得ずに無断で英語の原著論文を翻訳し、引用であることを明記せずに掲載し、当該研究課題の研究成果として公表した。

6 科研費により得た研究成果の発信について

科研費における研究成果については、研究成果の概要や研究成果報告書を国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース（KAKEN）に掲載することにより、研究者や一般の方々にも知っていただくため、広く公開しています。

このことに加えて科研費においては、研究者による研究成果発表や研究成果広報活動などのアウトリーチ活動のために、研究成果発表のためのホームページ作成費用や研究成果広報用のパンフレット作成費用等にも直接経費を支弁することができることとしていますので、科研費により助成を受けた研究成果については、積極的に社会・国民への情報発信に努めていただくようお願いします。

また、日本学術振興会においては、最新の研究成果を、小・中学生や高校生に体験・実験・講演を通じて分かりやすく紹介する「ひらめき☆ときめきサイエンス」プログラムを実施していますので、活用してください。このほか、次のような取組についても、あらかじめ御留意くださいますようお願いいたします。

(1) 科研費における研究成果発表に係る謝辞の記載等について

科研費により得た研究成果を発表する場合には、科研費により助成を受けたことを必ず表示すること、また、論文の Acknowledgement（謝辞）に、科研費の交付を受けて行った研究の成果であることを必ず記載していただくようお願いいたします。特に、英文の場合は「JSPS KAKENHI Grant Number JP 8 桁の課題番号」、和文の場合は「JSPS 科研費 JP 8 桁の課題番号」を必ず含めてください。

〈記載例〉

【英文】 This work was supported by JSPS KAKENHI Grant Number JP16K45678.

【和文】 本研究は JSPS 科研費 JP16K45678 の助成を受けたものです。

(2) 科研費の助成を受けて執筆した論文のオープンアクセス化の推進について

現在、学術雑誌等では、近年の ICT（情報通信技術）の発展に伴い、インターネットを通じて無料で自由に論文にアクセスできる「オープンアクセス化」の流れが世界規模で急速に拡大しています。このことを踏まえ、科研費の助成を受けて執筆した論文のオープンアクセス化の推進についても、可能な範囲で考慮してください。

【参考 1：「オープンアクセス」とは】

査読付きの学術雑誌に掲載された論文について、「インターネット上で自由に入手でき、その際、いかなる利用者に対しても、論文の閲覧、ダウンロード、コピー、配付、印刷、検索、全文へのリンク付け、検索ロボットによる索引付け、データとしてソフトウェアに転送すること、その他、合法的な用途で利用することを財政的、法的、技術的な障壁なしで許可する」（ブダペスト・オープンアクセス運動 BOAI：Budapest Open Access Initiative(2002)）ものとされている。

【参考 2：オープンアクセス化の方法について】

オープンアクセス化の方法には主に以下の①～③の方法があります。

①従来の購読料型学術雑誌に掲載された論文を、一定期間（エンバゴ）（※1）後（例えば6ヶ月後）、出版社の許諾を得て著者が所属する研究機関が開設するWeb（機関リポジトリ）（※2）又は研究者が開設するWeb等に最終原稿を公開（セルフアーカイブ）（※3）し、当該論文をオープンアクセスとする場合

②研究コミュニティや公的機関が開設するWebに論文を掲載し、当該論文をオープンアクセスとする場合

③その他（論文の著者が掲載料（APC：Article Processing Charge）を負担し、当該論文をオープンアクセスとする場合）

※1 「エンバゴ」

学術雑誌が刊行されてから、掲載論文の全文がインターネットのアーカイブシステム（リポジトリ）などで利用可能になるまでの一定の期間のこと。

※2 「機関リポジトリ」

大学等の研究機関において生産された電子的な知的生産物の保存や発信を行うためのインターネット上のアーカイブシステム。研究者自らが論文等を搭載していくことにより学術情報流通の変革をもたらすと同時に、研究機関における教育研究成果の発信、それぞれの研究機関や個々の研究者の自己アピール、社会に対する教育研究活動に関する説明責任の保証、知的生産物の長期保存の上で、大きな役割を果たしている。

※3 「セルフアーカイブ」

学術雑誌に掲載された論文や学位論文、研究データ等をオープンアクセス化するために、出版社以外（研究者や所属研究機関）が、Web（一般的には、機関リポジトリ）に登録すること。

II 公募の内容

1 公募する研究種目

今回、日本学術振興会が公募する研究種目は次のとおりです。

特別推進研究、基盤研究（S・A・B・C）、挑戦的研究（開拓・萌芽）、若手研究（A・B）

2 応募から交付までのスケジュール

(1) 応募書類提出期限までに行うべきこと

研究代表者は所属研究機関と十分連携し、適切に対応してください。

日 時	研究代表者が行う手続 (詳細は、「Ⅲ 応募される方へ」、「Ⅳ 既に採択されている方へ」を参照)	研究機関が行う手続 (詳細は、「Ⅴ 研究機関の方へ」を参照)
平成28年 9月1日～ 公募開始	<p>①応募書類を作成 (研究機関から付与された e-Rad の I D ・ パスワードにより、科 研費電子申請システム (以下、「電子申請システム」という。) にアクセス し作成)</p> <p>②所属する研究機関に応募書類を提出 (送信) (当該研究機関が設定する提出 (送信) 期限までに提出 (送信))</p>	<p>【必要に応じて行う手続】</p> <p>① e-Rad 運用担当から e-Rad の研究機関用の I D ・ パスワードを取得 (既に取得済の場合を除く) ※ I D ・ パスワードの発行に 2 週間程度必要。</p> <p>② e-Rad への研究者情報の登録等</p> <p>③ 研究代表者に I D ・ パスワードを発行 (既に発行済みの場合を除く)</p> <p>④ 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出</p> <p>・ 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく「取組状況に係るチェックリスト」の提出</p> <p>提出期限：10月4日（火）（厳守）</p>
11月7日（月） 午後4時30分 提出期限（厳守）		⑤ 応募書類の提出 (送信)

注1 研究代表者が所属する研究機関に応募書類を提出 (送信) (「研究代表者が行う手続」②) した後、当該研究機関は応募書類提出期限までに、日本学術振興会に応募書類を提出 (送信) (「研究機関が行う手続」⑤) しなければなりません。ついで、研究代表者は「応募書類の作成・応募方法等」(28頁～34頁) 等を確認するとともに、研究機関が指定する応募手続等 (研究機関内における応募書類の提出期限等) について、研究機関の事務担当者に確認してください。

注2 研究者が科研費に応募するに当たっては、事前に、e-Rad に研究者情報が登録されていなければなりません。e-Rad への登録は研究機関が行うこととしてしますので、応募を予定している者は、その登録状況について研究機関の事務担当者に十分確認してください。

注3 研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準)」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく「取組状況に係るチェックリスト」を提出しなければなりません (「研究機関が行う手続」④)。提出がない場合には、電子申請システム上で、当該研究機関に所属する研究者の応募が認められません。

(2) 応募書類提出後のスケジュール（予定）

特別推進研究	基盤研究（S）	基盤研究（A・B・C）※2、若手研究（A・B）
平成28年12月～ 平成29年4月 審査 平成29年4月下旬 交付内定 5月中旬 交付申請 6月下旬 交付決定 7月中旬 送金（前期分）※1 10月頃 送金（後期分）※1	平成28年12月～ 平成29年5月 審査 平成29年5月下旬 交付内定 6月中旬 交付申請 6月下旬 交付決定 7月中旬 送金（前期分）※1 10月頃 送金（後期分）※1	平成28年12月～ 平成29年3月 審査 平成29年4月上旬 交付内定 4月下旬 交付申請 6月下旬 交付決定 7月中旬 送金（前期分）※1 10月頃 送金（後期分）※1

基盤研究（B・C） （特設分野研究）	挑戦的研究（開拓・萌芽）
平成28年12月～ 平成29年6月 審査 平成29年7月中旬 交付内定 7月下旬 交付申請 8月中旬 交付決定	平成28年12月～ 平成29年6月 審査 平成29年7月中旬 交付内定 7月下旬 交付申請 8月中旬 交付決定

※1 平成24年度より、当該年度の交付請求額又は支払請求額（直接経費）が300万円以上となる場合には、前期分（4月～9月）、後期分（10月～3月）に分けて送金し、交付請求額又は支払請求額（直接経費）が300万円未満となる場合には、前期に一括して送金しています。

※2 基盤研究（B・C）（特設分野研究）を除く。

3 各研究種目の内容

① 特別推進研究 [科学研究費補助金]

- ア) 対 象 国際的に高い評価を得ている研究をより一層推進するために、研究費を重点的に交付することにより、格段に優れた研究成果が期待される一人又は比較的少人数の研究者で組織する研究計画
- イ) 応募総額 (研究期間全体での総額。以下同じ)
1 研究課題の応募金額の総額は、5億円程度までを上限の目安としますが、真に必要な場合には、それを超える応募も可能です。また、下限については制限は設けません。
※ 応募金額の総額が5億円を超える研究計画の取扱い
応募総額が5億円を超える場合、必要とする理由を研究計画調書の該当欄に詳細に記入していただき、その適切性等について、特に厳正な審査を行います。
※ 応募総額の下限について
国際的に高い評価を得ている研究をより一層推進し、格段に優れた研究成果を期待する研究種目であって、応募総額に下限を設けていません。
- ウ) 研究期間 3～5年間
- エ) 採択予定課題数 おおむね十数件程度(極めて厳選されたもの)
- オ) 研究費 科学研究費補助金を交付します。
- カ) 留意事項 採択された研究課題については、研究進捗評価の一環として現地調査(原則として2年度目を実施)を行うとともに、研究期間の最終年度前年度に研究進捗評価をヒアリングにより行います。なお、研究進捗評価の結果に基づき、必要に応じてそれ以降の研究経費の増額、減額、研究の中止等を行います。また、研究期間が終了して5年間を経た後に追跡評価を行います。

② 基盤研究(S) [科学研究費補助金]

- ア) 対 象 一人又は比較的少人数の研究者で組織する研究計画であって、これまでの研究成果を踏まえて、さらに独創的、先駆的な研究を格段に発展させるための研究計画
- イ) 応募総額 5,000万円以上 2億円程度まで
- ウ) 研究期間 原則として5年間
※ 定年等により退職し、研究機関を離れることが予想される場合等には、例外として、3年間又は4年間の研究期間であっても差し支えありません。
- エ) 研究費 科学研究費補助金を交付します。
- オ) 留意事項 採択された研究課題については、研究期間の最終年度前年度に研究進捗評価を行います。なお、研究進捗評価の結果に基づき、必要に応じてそれ以降の研究経費の増額、減額、研究の中止等を行います。

③ 基盤研究 (A・B・C)

〔基盤研究 (A) : 科学研究費補助金〕

〔基盤研究 (B) : 科学研究費補助金 (審査区分「一般」「海外学術調査」)
・ 学術研究助成基金助成金 (審査区分「特設分野研究」)〕

〔基盤研究 (C) : 学術研究助成基金助成金〕

ア) 対象 一人又は複数の研究者で組織する研究計画であって、独創的、先駆的な研究を格段に発展させるための研究計画

イ) 応募総額 応募総額により次の3種類に区分

区 分	応 募 総 額	審査区分
基盤研究 (A)	2,000万円以上 5,000万円以下	一般・海外学術調査
基盤研究 (B)	500万円以上 2,000万円以下	一般・海外学術調査・ 特設分野研究
基盤研究 (C)	500万円以下	一般・特設分野研究

ウ) 研究期間 一般・海外学術調査 3～5年間
特設分野研究 3～5年間 (応募年度により応募可能な研究期間が異なる)

エ) 審査区分 以下の審査区分から選択して応募してください。

審査区分「一般」

この審査区分により応募できるのは、基盤研究 (A・B・C) であり、特色ある研究を格段に発展させるためのものを対象としています。

審査区分「海外学術調査」、「特設分野研究」の対象となる研究計画以外は、すべてこの審査区分に応募してください。

審査区分「海外学術調査」

この審査区分により応募できるのは、基盤研究 (A・B) に限られ、研究の対象及び方法において、主たる目的が、国外の特定地域におけるフィールド調査、観測又は資料収集を行うものを対象としています。

フィールド調査等を主たる目的としない場合は、審査区分「一般」に応募してください。また、この審査区分では、設備備品の購入は、少額なパソコン等を除き、海外での調査、観測又は資料収集に直接使用するものに限りま

審査区分「特設分野研究」

この審査区分により応募できるのは、基盤研究 (B・C) に限られ、平成29年度は、平成27年度に設定された「紛争研究」、「遷移状態制御」、「構成的システム生物学」、平成28年度に設定された「グローバル・スタディーズ」、「人工物システムの強化」、「複雑系疾病論」に加え、「オラリティと社会」、「次世代の農資源利用」、「情報社会におけるトラスト」の3つの分野を新たに設けています。

「特設分野研究」は、現行の細目では審査が困難と思われる研究課題で、特設分野に関連する幅広い視点から審査されることを希望する応募者に開かれています。

このため、他の研究種目等との重複応募を可能としています。が、「特設分野研究」に応募する研究計画は、継続研究課題及び重複応募研究課題とは、研究内容に重複がないものに限りま

(注) ・各分野の設定は5年間、公募期間は分野設定初年度から3年度目までとし、公募期間初年度で応募可能な研究期間は3～5年間、公募期間2年度目は3～4年間、公募期間3年度目は3年間となります。

・基盤研究 (B)、基盤研究 (C) を区分せずに審査します。

・応募件数が多数の場合、研究計画調書の概要版等による審査を行うことがあります。

・採択予定課題数：分野ごとに30件以内

・採択者を対象に研究代表者交流会を開催します。

- オ) 研究費 基盤研究 (A) は、科学研究費補助金を交付します。
 基盤研究 (B) は、審査区分「一般」と「海外学術調査」は科学研究費補助金を、審査区分「特設分野研究」は学術研究助成基金助成金を交付します。
 基盤研究 (C) は、学術研究助成基金助成金を交付します。

④ 挑戦的研究 (開拓・萌芽)

〔挑戦的研究 (開拓) : 学術研究助成基金助成金〕

〔挑戦的研究 (萌芽) : 学術研究助成基金助成金〕

- ア) 対象 一人又は複数の研究者で組織する研究計画であって、斬新な発想に基づき、これまでの学術の体系や方向を大きく変革・転換させることを志向し、飛躍的に発展する潜在性を有する研究計画。

なお、(萌芽)については、探索的性質の強い、あるいは芽生え期の研究計画も対象とします。

※他の研究種目と重複して応募することができる場合がありますが、応募する研究計画はそれらとは異なる研究内容に限ります。特に本研究種目は基盤研究等とは審査基準等が異なり、上記のような挑戦的な研究課題を対象としている点に注意してください。

- イ) 応募総額 挑戦的研究 (開拓) 500 万円以上 2,000 万円以下
 挑戦的研究 (萌芽) 500 万円以下

- ウ) 研究期間 挑戦的研究 (開拓) 3～6 年間
 挑戦的研究 (萌芽) 2～3 年間

- エ) 研究費 学術研究助成基金助成金を交付します。

- オ) 留意事項
- ・本研究種目の設定の趣旨・基本的な考え方については、「科研費による挑戦的な研究に対する支援強化について (中間まとめ)」(平成28年8月1日 科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会挑戦的研究に対する支援強化に関する作業部会)に掲載されています。まず、中間まとめを十分確認の上、研究計画を立案・作成してください。

URL:http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/1284543.htm

- ・本種目では、平成29年度公募に限って暫定的に設定した「平成29年度挑戦的研究 暫定総合審査希望分野一覧表」(66頁 別表5参照)における分野ごとに「総合審査」を行います(※)。なお、平成30年度科研費(平成29年9月に公募予定)の審査は、正式決定後の中区分で行う予定です¹。

※「総合審査」

審査委員全員が全ての応募研究課題について書面審査を行ったうえで、同一の審査委員が合議審査の場で各応募研究課題について幅広い視点から議論により審査する審査方式。

- ・従来の挑戦的萌芽研究よりも広い分野構成(66頁 別表5参照)で多角的視点から審査が行われることにご留意ください。
- ・研究種目の趣旨に沿った研究課題を厳選して採択します。このため、採択予定課題数は、(開拓)で250件程度を上限とし、(萌芽)では予算の状況によって1,000件程度となる場合があります。
- ・採択研究課題の応募額を最大限尊重した配分を行う予定です。
- ・応募件数が多数の場合、研究計画調書の概要版等による審査を行うことがあります。

¹ 科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会では、これまで科研費の審査において活用されてきた審査希望分野の分類表である「系・分野・分科・細目表」及び審査方式を一体的に見直し、平成30年度科研費(平成29年9月に公募予定)から新たな審査システムに移行することを目指した改革案(「科学研究費助成事業(科研費)審査システム改革2018」)を取りまとめ、意見募集を実施しました。提出された意見を踏まえ、年内に改革案の最終とりまとめを行う予定です。

「科学研究費助成事業(科研費)審査システム改革2018」の本文や「総合審査」、「中区分」の概要については以下のURLより、関連資料を確認してください。URL:http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/1370049.htm

⑤ 若手研究（A・B）

〔若手研究（A）：科学研究費補助金〕

〔若手研究（B）：学術研究助成基金助成金〕

ア) 対 象 平成29年4月1日現在で39歳以下の研究者（昭和52年4月2日以降に生まれた者）が一人で行う研究計画であって、将来の発展が期待できる優れた着想を持つ研究計画

イ) 応募総額 応募総額により次の2種類に区分

区 分	応 募 総 額
若手研究（A）	500万円以上 3,000万円以下
若手研究（B）	500万円以下

ウ) 研究期間 2～4年間

エ) 研究費 若手研究（A）は、科学研究費補助金を交付します。
若手研究（B）は、学術研究助成基金助成金を交付します。

オ) 留意事項 「受給回数制限(注)」について
平成22年度公募から、若手研究（S・A・B）を通じた受給回数の制限を導入し、若手研究（S・A・B）を通じて、2回までに限りいずれかの研究種目を受給できることとしています。

(注) ここでいう「受給」とは、若手研究（S・A・B）として採択され、「交付決定を受けること」をいいます。また、研究期間が複数年度にわたる研究課題については、同一の課題番号で複数回交付決定を受けた場合であっても「受給回数1回」とします。したがって、例えば、研究者Aが「若手研究（B）（課題番号：15*****）」で平成15年度から平成16年度に研究を行い、かつ、「若手研究（A）（課題番号：18*****）」で平成18年度から平成21年度に研究を行っている場合は、「受給回数2回」ということとなります。なお、次の場合は、いずれも「受給回数1回」とします。

- ・ 交付決定を受けた後、研究期間の途中で交付申請の辞退又は研究廃止をした場合
- ・ 平成18年度科学研究費補助金「特別研究促進費（年複数回応募の試行）」のうち「若手研究」相当の研究計画として応募し、採択され、交付決定を受けた場合

(参考) 次の場合には「受給回数」に含まれませんので御留意ください。

- ・ 新規応募研究課題の交付内定を受けた後、交付申請を辞退し、交付決定を受けなかった場合（交付申請を留保した後、辞退する場合も含む）には「受給回数」に含めません。
- ・ 平成14年度の「若手研究（B）」の継続研究課題（平成13年度に「奨励研究（A）」として新規採択された課題で、課題番号が「13*****」となっているもの）については、交付決定を受けたとしても「受給回数」に含めません。

Ⅲ 応募される方へ

1 応募の前に行っていただくべきこと

応募の前に行っていただくべきことは、

- (1) 応募資格の確認
- (2) 研究者情報登録の確認 (e-Rad)
- (3) 電子申請システムを利用するためのID・パスワードの取得

の3点です。

(1) 応募資格の確認

科研費への応募は、応募資格を有する者が研究代表者となって行うものとします。

応募資格は、下記の①及び②を満たすことが必要です。

なお、複数の研究機関において応募資格を有する場合には、複数の研究機関からそれぞれ同時に応募することは可能ですが、その際には、重複制限の取扱い(18頁参照)に注意してください。

また、日本学術振興会特別研究員(DC)及び外国人特別研究員、大学院生等の学生は科研費に応募することはできません(注)。このため、学生については、その所属する研究機関又は他の研究機関において研究活動を行うことを職務として付与されている場合であっても、応募することはできませんので、御注意ください。

(注1) 所属する研究機関において研究活動を行うことを本務とする職に就いている者(例：大学教員や企業等の研究者など)で、学生の身分も有する者については、ここでいう「学生」には含まれません。

(注2) 日本学術振興会特別研究員(SPD・PD・RPD)が受入研究機関として本会に届け出ている研究機関において下記の応募要件を満たす場合には、特別研究員奨励費以外の一部研究種目にも応募が可能です。

① 応募時点において、所属する研究機関(注)から、次のア、イ及びウの要件を満たす研究者であると認められ、e-Radに「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されている研究者であること
<要件>

ア 研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として、所属する者(有給・無給、常勤・非常勤、フルタイム・パートタイムの別を問わない。また、研究活動そのものを主たる職務とすることを要しない。)であること

イ 当該研究機関の研究活動に実際に従事していること(研究の補助のみに従事している場合は除く。)

ウ 大学院生等の学生でないこと(ただし、所属する研究機関において研究活動を行うことを本務とする職に就いている者(例：大学教員や企業等の研究者など)で、学生の身分も有する場合を除く。)

(注) 研究機関は、科学研究費補助金取扱規程(文部省告示)第2条に規定される研究機関

(参考) 研究機関が満たさなければならない要件(71頁参照)

<要件>

- ・ 科研費が交付された場合に、その研究活動を、当該研究機関の活動として行わせること
- ・ 科研費が交付された場合に、機関として科研費の管理を行うこと

② 科研費やそれ以外の競争的資金で、不正使用、不正受給又は不正行為を行ったとして、平成29年度に、「その交付の対象としないこと」とされていないこと

科研費により雇用されている者(以下、「科研費被雇用者」という。)は、通常、雇用契約等において雇用元の科研費の業務(以下、「雇用元の業務」という。)に専念する必要があります。このため、雇用元の業務に充てるべき勤務時間を前提として自ら科研費に応募することは認められません。

ただし、雇用元の業務以外の時間を明確にし、かつ、その時間をもって自ら主体的に科研費の研究を行うおうとする場合には、次の点が研究機関において確認されていれば科研費に応募することが可能です。

- ・ 科研費被雇用者が、雇用元の業務以外に自ら主体的に研究を行うことができる旨を雇用契約等で定められていること
- ・ 雇用元の業務と自ら主体的に行う研究に関する業務について、勤務時間やエフォートによって明確に区分されていること
- ・ 雇用元の業務以外の時間であって、自ら主体的に行おうとする研究に充てることができる時間が十分確保されていること

また、e-Radに「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されている場合であっても、以下のとおり取り扱うことがあります。

- ・ 所属する研究機関の判断で、その研究活動を当該研究機関の活動として行わせることが適切ではないとした場合には、研究機関として、応募を認めない場合や、当該研究者による交付申請を認めず科研費の交付申請を辞退する場合があります。
- ・ 研究期間終了後に研究成果報告書を特段の理由なく提出しない研究者から新規の科研費の応募があった場合には、審査の上採択されても、科研費を交付しません。また、研究成果報告書の提出が予定されている者が研究成果報告書を特段の理由なく提出しない場合には、提出予定年度に実施している他の科研費の執行停止を求めることとなります。

(2) 研究者情報登録の確認 (e-Rad)

今回公募する研究種目に応募しようとする研究代表者は、応募書類の提出期限時に応募資格を有する者であって、かつe-Radに「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されていなければなりません。そのため、応募に当たっては、まず、e-Radへの登録内容の確認を行っていただく必要があります。

e-Radへの登録は、所属する研究機関がe-Radにより手続を行うため、研究代表者は、所属する研究機関が行う登録手続（研究機関内での登録期限や現在の登録状況の確認方法等）について、所属する研究機関に確認してください（既に登録されている者であっても登録内容（「所属」、「職」等）に修正すべき事項がある場合には正しい情報に更新する必要があります。）。

(3) 電子申請システムを利用するためのID・パスワードの取得

所属する研究機関がe-Radへの研究者情報登録を完了すると、e-RadのID・パスワードが発行されます。応募に当たっては、e-RadのID・パスワードにより電子申請システムにアクセスし、応募書類を作成してください。

なお、一度付与されたID・パスワードについては、研究機関を異動しても使用可能です。また、ログインID・パスワードは、決して他者に漏えいすることが無いよう厳格な管理を行ってください。

(参考) 「研究活動スタート支援」について

「研究活動スタート支援」は、研究機関に採用されたばかりの研究者や育児休業等から復帰する研究者など、今回の公募に応募できない者を支援するものです。

この研究種目の平成29年度公募は、平成29年3月に予定しており、その応募要件は、

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 文部科学省及び日本学術振興会が平成28年9月に公募を行う研究種目（※）の応募締切日（平成28年11月7日）の翌日以降に科学研究費助成事業の応募資格を得たため、当該研究種目に応募できなかった者 ② 平成28年度に産前産後の休暇又は育児休業を取得していたため、文部科学省及び日本学術振興会が平成28年9月に公募を行う研究種目（※）に応募できなかった者 |
|--|

とする予定です（詳細は、平成29年3月予定の公募要領を確認してください。）。

e-Radへの研究者情報の登録等は研究機関が行うこととしていますので、上記①の対象となる可能性がある研究者は、研究機関の事務担当者と連絡をとるなどして適切に対応してください。

（※）平成29年度科研費のうち「新学術領域研究」、「特別推進研究」、「基盤研究」、「挑戦的研究」及び「若手研究」のことをいいます。

（注）日本学術振興会特別研究員（SPD・PD・RPD）については、上記応募要件を満たしている場合であっても、研究活動スタート支援への応募は認められません。

2 重複制限の確認

科研費に応募しようとする研究者は、応募書類を作成する前に、応募しようとする研究種目への応募が可能かどうか、「重複制限」のルールを十分確認する必要があります。

(1) 重複制限の設定に当たっての基本的考え方

科研費においては、研究の規模、内容等を踏まえた「研究種目」や「審査区分」を設けており、様々な研究形態に応じた研究計画の応募を可能としています。

一方、限られた財源で多くの優れた研究者を支援する必要があること、応募件数の増加により適正な審査の運営に支障を来すおそれがあること等を考慮し、次のような基本的な考え方に基づく「重複制限ルール」を設定しています。

- 限られた財源でできるだけ多くの優れた研究者を支援できるよう考慮する。
- 各研究種目の審査体制を踏まえ、応募件数が著しく増えないよう考慮する。
- 制限の設定に当たっては、主として、研究計画の遂行に関してすべての責任を持つ研究代表者を対象とするが、研究種目の額が大きい場合など一部のケースでは研究分担者も対象とする。
- 以上を踏まえ、科研費の「研究種目」の目的・性格等を勘案し、個々に応募制限又は受給制限を使い分けて重複制限を設定する。

今回公募する研究種目においても重複制限が設けられていますので、応募に当たっては、以下の記述と22頁～27頁に示す「重複制限一覧表」を十分確認してください。

なお、「競争的資金の適正な執行に関する指針」（4頁参照）に示される「不合理な重複」の考え方に該当する場合には、審査の段階で「不合理な重複」と判断される可能性がありますので、研究計画調書を作成する際には、十分に御留意ください。

(2) 重複応募・受給の制限

- ① 2つの研究課題について、どちらも「研究代表者」として応募しようとする場合
【「研究代表者→研究代表者」型】（22頁参照）

一人の研究者が研究代表者として応募できるのは、同一の研究種目（審査区分）の場合、1研究課題です。したがって、同一の研究種目（審査区分）に同時に複数の応募をすることはできません（継続研究課題を有する場合、同一の研究種目（審査区分）に新規研究課題を応募することはできません。）。

（表中の「一」に該当するケース）

一人の研究者が2つの研究課題にそれぞれ研究代表者として重複応募しようとする場合、次のアからエの種類による重複の制限があります。

ただし、科研費（基金分）と科研費（一部基金分）で最終年度に研究期間の延長（産前産後の休暇又は育児休業の取得に伴う場合を除く。）を行った場合、及び「研究計画最終年度前年度の応募」（21頁「重複応募制限の特例」参照）の場合を除きます。

ア 1つの研究課題にのみ応募できる場合（表中の「×」に該当するケース）

イ 継続研究課題を実施するため、新規研究課題の応募ができない場合

（表中の「▲」に該当するケース）

ウ 双方の研究課題とも応募できるが、双方が採択された場合には、ルールで定められた一方の研究課題の研究のみ実施することとされる場合

〔表中の「■」については、甲欄の研究種目が優先されます。
「□」については、乙欄の研究種目が優先されます。〕

エ 原則として重複応募を認めないが、付されている条件を満たす場合に限り双方の研究課題とも応募できる場合

〔 基盤研究の審査区分「海外学術調査」に研究代表者として応募する場合、原則として基盤研究の審査区分「一般」に研究代表者として応募することはできません。ただし、明らかに研究目的や研究計画・方法が異なる2つの研究をそれぞれ同一年度内に行う必要がある場合は除きます。 〕

（表中の「★」に該当するケース）

② 研究代表者として応募する研究者が、他の研究課題の研究分担者として参画しようとする場合
【「研究代表者→研究分担者」型】（24頁参照）

一人の研究者がある研究課題に研究代表者として応募するとともに、他の研究課題の研究分担者としても参画しようとする場合、あるいは、平成29年度に継続が予定されている研究課題（継続研究課題）の研究代表者となっている研究者が他の研究課題の研究分担者としても参画しようとする場合、通常、自由に両方の研究課題に応募できます。

ただし、特別推進研究などを中心に、次のアからウの種類による重複の制限があります。

ア 1つの研究課題にのみ応募できる場合（表中の「×」に該当するケース）

イ 継続研究課題を実施するため、新規研究課題の応募ができない場合

（表中の「▲」に該当するケース）

ウ 双方の研究課題とも応募できるが、双方が採択された場合には、ルールで定められた一方の研究課題の研究のみ実施することとされる場合

【表中の「■」については、甲欄の研究種目が優先されます。】

③ 研究分担者として参画する研究者が、他の研究課題の研究代表者として応募しようとする場合
【「研究分担者→研究代表者」型】（26頁参照）

一人の研究者がある研究課題に研究分担者として参画するとともに、他の研究課題の研究代表者としても応募しようとする場合、あるいは、平成29年度に継続が予定されている研究課題（継続研究課題）の研究分担者となっている研究者が他の研究課題の研究代表者として応募しようとする場合も、通常、自由に両方の研究課題に応募できます。

ただし、特別推進研究などを中心に、②と同様の重複の制限があります。

【表中の「□」については、乙欄の研究種目が優先されます。】

④ 研究分担者として参画する研究者が、他の研究課題の研究分担者としても参画しようとする場合
【「研究分担者→研究分担者」型】

一人の研究者がある研究課題に研究分担者として参画するとともに、他の研究課題の研究分担者としても参画しようとする場合、あるいは、平成29年度に継続が予定されている研究課題（継続研究課題）の研究分担者となっている研究者が他の研究課題の研究分担者としても参画しようとする場合も、通常、自由に両方の研究課題に応募できます。

ただし、特別推進研究については、2つの研究課題に研究分担者として参画することはできません。また、既に特別推進研究の研究分担者となっている場合に他の特別推進研究の研究分担者として参画することもできません。

(3) 受給制限のルール

重複制限のうち、「双方の研究課題とも応募できるが、双方が採択された場合にはいずれか一方の研究課題の研究のみ実施する」もの（受給制限）の取扱いは以下のとおりとします。

「■」又は「□」に該当する応募で双方が採択された場合の取扱い

ア 「研究代表者」と「研究代表者」の場合（特別推進研究の研究代表者と他研究種目の研究代表者の場合など）に、重複制限の結果、定められたルールにより甲欄又は乙欄の研究種目のみを実施することになった場合、実施できない研究課題については廃止（又は辞退）しなければなりません。

イ 特別推進研究の研究代表者と他研究種目の研究分担者の重複制限の結果、特別推進研究の研究課題（研究代表者）のみ実施することになった場合には、特別推進研究以外の研究課題については、「研究分担者」を削除しなければなりません。

なお、「研究分担者」を削除すると研究が継続できない研究課題は、廃止（又は辞退）しなければなりません。

(4) その他の留意点

- ① 重複制限ルール上重複応募等が可能な場合であっても、「多数の研究計画に参画することにより、研究代表者又は研究分担者としての責任が果たせなくなるよう」十分留意してください。あわせて、4頁に記載の「不合理な重複及び過度の集中の排除」の内容にも十分留意してください。
- ② 継続研究課題の研究組織に変更があった場合など、電子申請システム上で応募が受け付けられても、その後、重複応募制限により審査に付されない場合があります。応募書類の提出前に十分確認してください。
- ③ 複数の研究機関において応募資格を有する研究者が複数の研究機関からそれぞれ同時に応募する場合であっても、重複制限は、研究者（研究代表者又は研究分担者）に着目して適用されます。
- ④ 「重複制限一覧表」の確認に当たり、新学術領域研究（研究領域提案型）「総括班」及び「国際活動支援班」研究課題への参画形態は特殊である（「平成29年度科学研究費助成事業—科研費—公募要領（文部科学省）」参照）ため、次の点に注意してください。
 - ア 「新学術領域研究（研究領域提案型）「総括班」及び「国際活動支援班」研究課題の研究代表者」は、「重複応募しようとする研究課題の研究代表者又は研究分担者」との関係を「重複制限一覧表」の該当欄で確認してください。
 - イ 「新学術領域研究（研究領域提案型）「総括班」及び「国際活動支援班」研究課題の研究分担者」は、「一般の計画研究（「総括班」及び「国際活動支援班」研究課題以外の計画研究）への参画形態（研究代表者又は研究分担者）と「重複応募しようとする研究課題の研究代表者又は研究分担者」との関係を「重複制限一覧表」で確認してください。
- ⑤ 受給制限により研究廃止する継続研究課題が、ア）平成29年度が最終年度であり、かつ、イ）平成27年度以前に採択された研究課題である場合には、研究代表者は、当該研究課題の研究成果報告書を平成30年6月30日までに提出しなければなりません。
- ⑥ 文部科学省が公募する研究種目において、「研究代表者又は研究分担者として応募しようとする者」又は「平成29年度に継続が予定されている研究課題（継続研究課題）の研究代表者又は研究分担者となっている者」に係る重複制限については、別表1を確認してください。
- ⑦ 日本学術振興会特別研究員（SPD・PD・RPD）が受入研究機関として本会に届け出ている研究機関において応募資格を得た場合には、「新学術領域研究（研究領域提案型）の公募研究」、「基盤研究（B・C）」、「挑戦的研究（萌芽）」、「若手研究（A・B）」に限り応募することが可能です。
日本学術振興会特別研究員（SPD・PD・RPD）の重複制限の確認に当たっては、特別研究員奨励費の交付を受けていない場合においても、別表1の「特別研究員奨励費（特別研究員）」を確認してください。
- ⑧ 重複制限が適用される研究種目（「特別推進研究」、「新学術領域研究（研究領域提案型）の計画研究（「総括班」及び「国際活動支援班」研究課題を含む）」、「基盤研究（S・A）」、「挑戦的研究（開拓）」、「研究活動スタート支援」）に応募した後、日本学術振興会特別研究員に採用され、応募した研究種目も採択された場合にはいずれか一方を選択することになります。
また、日本学術振興会特別研究員（SPD・PD・RPD）が、採用期間中に重複制限が適用される研究種目へ応募することは認められません。
このため、電子申請システム上で応募が受け付けられても、その後、重複応募制限により審査に付されない場合があります。応募書類の提出前に十分確認してください。
- ⑨ 科研費と他の競争的資金制度との間には重複制限は設けていませんが、4頁に記載の「不合理な重複及び過度の集中の排除」の内容に十分留意してください。特に、特別推進研究の審査では、戦略的創造研究推進事業により助成されることが戦略目標に照らし相応しい研究課題については、原則採択しないこととしていますので、応募に当たっては、留意してください。

(5) 重複応募制限の特例

(研究計画最終年度前年度の応募)

- ① 「特別推進研究、基盤研究（基盤研究（B・C）審査区分「特設分野研究」を除く。）又は若手研究の研究課題のうち研究期間が4年以上のもので、平成29年度が研究期間の最終年度に当たる研究課題（継続研究課題）の研究代表者」が、当該研究の進展を踏まえ、研究計画を再構築することを希望する場合には、「研究計画最終年度前年度の応募」として応募することができます。
なお、1つの継続研究課題を基に、この特例により新たに応募できる課題数は、1課題に限ります。
- ② 研究計画最終年度前年度の応募により、新たに応募することができる研究種目は、「特別推進研究」、「基盤研究（基盤研究（B・C）審査区分「特設分野研究」を除く。）」です。ただし、「若手研究（A・B）」の研究課題を基に、新たに応募することができる研究種目は、「基盤研究」のみとなります。
- ③ 研究計画最終年度前年度応募により、新たに基盤研究（B・C）審査区分「特設分野研究」に応募することはできません。また、基盤研究（B・C）審査区分「特設分野研究」を基に新たに応募することもできません。
- ④ 研究計画最終年度前年度の応募による新規応募研究課題と、その基となる継続研究課題との間においては重複制限は適用されません。
ただし、これらの研究課題と、同一の研究代表者による他の応募研究課題（継続研究課題を含む。）との間においては、重複制限が適用されます。
- ⑤ 当該新規応募研究課題が採択された場合には、その基となった継続研究課題に係る平成29年度の科研費は原則として交付されず、交付された場合であっても、全額返還することとなります。このため、新規応募研究課題の研究計画調書は、平成29年度の継続研究課題の研究計画を実施するに当たって必要となる経費を含めて作成してください。
なお、この際、研究代表者は、当該継続研究課題の研究成果報告書を平成30年6月30日までに提出しなければなりませんので、当該報告書に係る経費も含めて作成してください。

(研究期間の延長に伴う重複応募制限の取扱い)

- ① 科研費（基金分）と科研費（一部基金分）で、最終年度に研究期間の延長（産前産後の休暇又は育児休業の取得に伴う場合を除く。）を行う場合には、研究期間を延長した研究課題と、新たに応募しようとする研究課題の間においては重複制限は適用されません。
- ② ただし、新たに応募しようとする研究課題と、同一の研究代表者による他の応募研究課題（継続研究課題を含む。）との間においては、重複制限が適用されます。

別表 1 重複制限一覧表

1-1)「研究代表者(新規・継続)(甲欄)→研究代表者(乙欄)」型

甲欄			乙欄		特別推進研究	基盤研究 S	基盤研究 A		基盤研究 B			基盤研究 C		若手研究 A	若手研究 B	新学術領域研究			挑戦的研究		
							一般	海外学術調査	一般	海外学術調査	特設分野研究	一般	特設分野研究			総括班※	計画研究	公募研究			開拓
																			新規	新規	
							代表者			代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者						
特別推進研究	新規	代表者	—	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	×	■	■	■	■	
	継続	代表者	—	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	
基盤研究 S	新規	代表者	□	—	■	■	×	×	■	×	■	×	×	×	×	□					
	継続	代表者	□	—	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲					
基盤研究 A	一般	新規	代表者	□	□	—	★	×	★		×		×	×							
		継続	代表者	□	▲	—	★	▲	★		▲		▲	▲							
	海外学術調査	新規	代表者	□	□	★	—	★	×		★		×	×							
		継続	代表者	□	▲	★	—	★	▲		★		▲	▲							
基盤研究 B	一般	新規	代表者	□	×	×	★	—	★		×		×	×					×		
		継続	代表者	□	▲	▲	★	—	★		▲		▲	▲					▲		
	海外学術調査	新規	代表者	□	×	★	×	★	—		★		×	×					×		
		継続	代表者	□	▲	★	▲	★	—		★		▲	▲					▲		
特設分野研究	新規	代表者	□	□						—		—				□	□		×	×	
	継続	代表者	□	□						—		—				□	□		▲	▲	
基盤研究 C	一般	新規	代表者	□	×	×	★	×	★		—		×	×					×	×	
		継続	代表者	□	▲	▲	★	▲	★		—		▲	▲					▲	▲	
	特設分野研究	新規	代表者	□	□						—		—				□	□		×	×
		継続	代表者	□	□						—		—				□	□		▲	▲
若手研究 A	新規	代表者	□	×	×	×	×	×		×		—	×						×		
	継続	代表者	□	▲	▲	▲	▲	▲		▲		—	▲						▲		
若手研究 B	新規	代表者	□	×	×	×	×	×		×		×	—						×	×	
	継続	代表者	□	▲	▲	▲	▲	▲		▲		▲	—						▲	▲	
挑戦的研究	開拓	新規	代表者	□				×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	—	—	
		継続	代表者	□				▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	—	—
	萌芽	新規	代表者	□						×	×	×		×					—	—	
		継続	代表者	□						▲	▲	▲		▲					—	—	
挑戦的萌芽研究	継続	代表者	□							▲		▲						▲	▲		
研究活動スタート支援	継続	代表者	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	
特別研究員奨励費(特別研究員)	継続	代表者	▲	▲	▲	▲									▲	▲		▲			

※国際活動支援班は総括班と同様の重複制限となります。

空欄: 双方の研究課題とも応募できる

—: 同一の研究種目(審査区分)においては、一つの研究課題にのみ応募できる(甲欄の継続研究課題を有する場合は、乙欄の研究課題に応募できない)

×: 一つの研究課題にのみ応募できる(甲欄の研究課題に応募した場合には、乙欄の研究課題に応募できない)

▲: 乙欄の研究課題に応募できない(甲欄の継続研究課題の研究のみ実施する)

■: 双方の研究課題とも応募できるが、双方採択となった場合には、甲欄の研究課題の研究のみ実施する

□: 双方の研究課題とも応募できるが、双方採択となった場合には、乙欄の研究課題の研究のみ実施する

★: 原則として重複応募は認めない(明らかに異なる2つの研究を同一年度内に行う必要がある場合を除く)

1-2)「研究代表者(新規・継続)(甲欄) → 研究代表者(乙欄)」型

本表は、「甲欄の研究課題(文部科学省が公募する研究種目)について研究代表者として応募しようとする者又は平成29年度に継続が予定されている研究課題(継続研究課題)の研究代表者となっている者」が、乙欄の研究課題に研究代表者として応募する場合の重複制限を示したものです。

乙欄				特別 推進 研究	基 盤 研 究 S	基 盤 研 究 A		基 盤 研 究 B			基 盤 研 究 C		若 手 研 究 A	若 手 研 究 B	挑 戦 的 研 究		
						一 般	海 外 学 術 調 査	一 般	海 外 学 術 調 査	特 設 分 野 研 究	一 般	特 設 分 野 研 究			開 拓	萌 芽	
						新 規	新 規	新 規	新 規	新 規	新 規	新 規			新 規	新 規	
						代 表 者	代 表 者	代 表 者	代 表 者	代 表 者	代 表 者	代 表 者			代 表 者	代 表 者	
甲欄				×	■					■	■			×			
																新 規	代 表 者
新 学 術 領 域 研 究 (研 究 領 域 提 案 型)	総 括 班 ※	新 規	代 表 者	×	■						■	■			×		
		継 続	代 表 者	▲	▲							▲	▲			▲	
	計 画 研 究	新 規	代 表 者	□								■	■			×	
		継 続	代 表 者	□								▲	▲			▲	
	公 募 研 究	新 規	代 表 者	□												×	
		継 続	代 表 者	□												▲	

※国際活動支援班は総括班と同様の重複制限となります。

空欄：双方の研究課題とも応募できる

×：一つの研究課題にのみ応募できる（甲欄の研究課題に応募した場合には、乙欄の研究課題に応募できない）

▲：乙欄の研究課題に応募できない（甲欄の継続研究課題の研究のみ実施する）

■：双方の研究課題とも応募できるが、双方採択となった場合には、甲欄の研究課題の研究のみ実施する

□：双方の研究課題とも応募できるが、双方採択となった場合には、乙欄の研究課題の研究のみ実施する

2-1)「研究代表者(新規・継続)(甲欄) → 研究分担者(乙欄)」型

本表は、「甲欄の研究課題(日本学術振興会が公募する研究種目)について研究代表者として応募しようとする者又は平成29年度に継続が予定されている研究課題(継続研究課題)の研究代表者となっている者」が、乙欄の研究課題に研究分担者として参画する場合の重複制限を示したものです。

甲欄			乙欄										新学術領域研究	
			特別推進研究	基盤研究 S	基盤研究 A		基盤研究 B			基盤研究 C		挑戦的研究		研究領域提案型
					一般	海外学術調査	一般	海外学術調査	特設分野研究	一般	特設分野研究	開拓	萌芽	計画研究
					新規	新規	新規	新規						
分担者	分担者	分担者	分担者	分担者	分担者	分担者	分担者	分担者	分担者	分担者				
特別推進研究	新規	代表者	×	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	継続	代表者	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
基盤研究 S	新規	代表者												
	継続	代表者												
基盤研究 A	一般	新規	代表者											
		継続	代表者											
	海外学術調査	新規	代表者											
		継続	代表者											
基盤研究 B	一般	新規	代表者											
		継続	代表者											
	海外学術調査	新規	代表者											
		継続	代表者											
	特設分野研究	新規	代表者											
		継続	代表者											
基盤研究 C	一般	新規	代表者											
		継続	代表者											
	特設分野研究	新規	代表者											
		継続	代表者											
若手研究 A	新規	代表者												
	継続	代表者												
若手研究 B	新規	代表者												
	継続	代表者												
挑戦的研究	開拓	新規	代表者											
		継続	代表者											
	萌芽	新規	代表者											
		継続	代表者											
挑戦的萌芽研究	継続	代表者												
研究活動 スタート支援	継続	代表者												
特別研究員奨励費 (特別研究員)	継続	代表者												

空欄：双方の研究課題とも応募できる

×：一つの研究課題にのみ応募できる（甲欄の研究課題に応募した場合には、乙欄の研究課題に応募できない）

▲：乙欄の研究課題に応募できない（甲欄の継続研究課題の研究のみ実施する）

■：双方の研究課題とも応募できるが、双方採択となった場合には、甲欄の研究課題の研究のみ実施する

2-2)「研究代表者(新規・継続)(甲欄) → 研究分担者(乙欄)」型

本表は、「甲欄の研究課題(文部科学省が公募する研究種目)に研究代表者として参画しようとする者又は平成29年度に継続が予定されている研究課題(継続研究課題)の研究代表者となっている者」が、乙欄の研究課題に研究分担者として参画する場合の重複制限を示したものです。

乙欄				特別 推進 研究	基盤 研究 S	基盤 研究 A		基盤 研究 B			基盤 研究 C		挑 戦 的 研 究			
						一般	海外学 術調査	一般	海外学 術調査	特設分 野研究	一般	特設分 野研究	開 拓	萌 芽		
						新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規		
						分 担 者	分 担 者	分 担 者	分 担 者	分 担 者	分 担 者	分 担 者	分 担 者	分 担 者		
甲欄																
新学術領域研究(研究領域提案型)	総括班※	新規	代表者	×												
		継続	代表者	▲												
	計画研究	新規	代表者													
		継続	代表者													
	公募研究	新規	代表者													
		継続	代表者													

※国際活動支援班は総括班と同様の重複制限となります。

空欄：双方の研究課題とも応募できる

×：一つの研究課題にのみ応募できる(甲欄の研究課題に応募した場合には、乙欄の研究課題に応募できない)

▲：乙欄の研究課題に応募できない(甲欄の継続研究課題の研究のみ実施する)

3-1)「研究分担者(新規・継続)(甲欄) → 研究代表者(乙欄)」型

本表は、「甲欄の研究課題(日本学術振興会が公募する研究種目)に研究分担者として参画しようとする者又は平成29年度に継続が予定されている研究課題(継続研究課題)の研究分担者になっている者」が、乙欄の研究課題に研究代表者として応募する場合の重複制限を示したものです。

甲欄			乙欄															新学術領域研究				
																		研究領域提案型				
			特別推進研究	新規	分担者	特別推進研究	基盤研究 S	基盤研究 A		基盤研究 B			基盤研究 C		若手研究 A	若手研究 B	挑戦的研究		特別研究員奨励費	総括班※	計画研究	公募研究
								一般	海外学術調査	一般	海外学術調査	特設分野研究	一般	特設分野研究			開拓	萌芽				
代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者			
特別推進研究	新規	分担者	×														×					
	継続	分担者	▲														▲					
基盤研究 S	新規	分担者	□																			
	継続	分担者	□																			
基盤研究 A	一般	新規	分担者	□																		
		継続	分担者	□																		
	海外学術調査	新規	分担者	□																		
		継続	分担者	□																		
基盤研究 B	一般	新規	分担者	□																		
		継続	分担者	□																		
	海外学術調査	新規	分担者	□																		
		継続	分担者	□																		
	特設分野研究	新規	分担者	□																		
		継続	分担者	□																		
基盤研究 C	一般	新規	分担者	□																		
		継続	分担者	□																		
	特設分野研究	新規	分担者	□																		
		継続	分担者	□																		
挑戦的研究	開拓	新規	分担者	□																		
		継続	分担者	□																		
	萌芽	新規	分担者	□																		
		継続	分担者	□																		
挑戦的萌芽研究	継続	分担者	□																			

※国際活動支援班は総括班と同様の重複制限となります。

空欄：双方の研究課題とも応募できる

×：一つの研究課題にのみ応募できる（甲欄の研究課題に応募した場合には、乙欄の研究課題に応募できない）

▲：乙欄の研究課題に応募できない（甲欄の継続研究課題の研究のみ実施する）

□：双方の研究課題とも応募できるが、双方採択となった場合には、乙欄の研究課題の研究のみ実施する

3-2)「研究分担者(新規・継続)(甲欄) → 研究代表者(乙欄)」型

本表は、「甲欄の研究課題(文部科学省が公募する研究種目)に研究分担者として参画しようとする者又は平成29年度に継続が予定されている研究課題(継続研究課題)の研究分担者となっている者」が、乙欄の研究課題に研究代表者として応募する場合の重複制限を示したものです。

乙欄				特別推進研究	基盤研究 S	基盤研究 A		基盤研究 B			基盤研究 C		若手研究 A	若手研究 B	挑戦的研究		特別(特別研究員奨励費)
						一般	海外学術調査	一般	海外学術調査	特設分野研究	一般	特設分野研究			開拓	萌芽	
						新規			新規	新規							
甲欄				代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	
(研究領域領域提案研究)	計画研究	新規	分担者	<input type="checkbox"/>													
		継続	分担者	<input type="checkbox"/>													

空欄：双方の研究課題とも応募できる

：双方の研究課題とも応募できるが、双方採択となった場合には、乙欄の研究課題の研究のみ実施する

3 応募書類（研究計画調書）の作成・応募方法等

応募に必要な書類は研究計画調書です。研究計画調書は、前半部分の応募情報（Web入力項目）と後半部分の応募内容ファイル（添付ファイル項目）の2つで構成されます。

研究代表者は、応募情報（Web入力項目）を入力するとともに、別途作成する応募内容ファイル（添付ファイル項目）を電子申請システムにアップロードして研究計画調書（PDFファイル）を作成し、所属する研究機関が指定する期日までに、当該研究機関に提出（送信）してください。

研究計画調書の作成・応募方法の詳細は以下のとおりですので確認してください。

(1) 研究計画調書の作成

応募に当たっては、e-RadのID・パスワードにより電子申請システムにアクセスして、**研究計画調書を作成する必要があります。**

研究計画調書について

研究計画調書は次の2つから構成されます。

前半部分：電子申請システムにより、**応募情報（Web入力項目）**（注1）を入力してください。

（注1）研究課題名、応募額等応募研究課題に係る基本データ、研究組織に係るデータ等、研究代表者が電子申請システムによりWeb上で入力する部分

後半部分：**応募内容ファイル**（注2）の様式を日本学術振興会科学研究費助成事業ホームページ（URL：<http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/index.html>）から取得し、電子申請システムにアップロードして研究計画調書（PDFファイル）を作成してください。

（紙媒体による応募は受理しません。）

（注2）研究目的、研究計画・方法等の研究計画の内容に係る部分

研究種目	研究計画調書	
	前半	後半
	応募情報（Web入力項目）	応募内容ファイルの様式
特別推進研究（新規）	電子申請システムに入力	S-1-1（1） S-1-1（2）
特別推進研究（継続）		S-1-2
基盤研究（S）		S-1-6
基盤研究（A） 審査区分「一般」に係るもの		S-1-7
審査区分「海外学術調査」に係るもの		S-1-9
基盤研究（B） 審査区分「一般」に係るもの		S-1-7
審査区分「海外学術調査」に係るもの		S-1-9
審査区分「特設分野研究」に係るもの		T-1-1
基盤研究（C） 審査区分「一般」に係るもの		S-1-8
審査区分「特設分野研究」に係るもの		T-1-2
挑戦的研究（開拓）		S-1-26
挑戦的研究（萌芽）		S-1-27
若手研究（A）		S-1-12
若手研究（B）		S-1-13
継続研究課題 （研究計画の大幅な変更を伴う場合）	S-1-14	

※応募内容ファイル（添付ファイル項目）の様式は e-Rad の ID・パスワードの取得前でも日本学術振興会科学研究費助成事業ホームページ（URL：<http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/index.html>）から取得することができます。

(2) 電子申請システムを利用した応募

- ① 研究代表者として応募する研究者は、「特別推進研究」については「平成29年度特別推進研究計画調書等作成・記入要領（新規・継続）」に基づき、応募情報（Web入力項目）を入力するとともに、別途作成した応募内容ファイル（添付ファイル項目）を電子申請システムにアップロードして、研究計画調書（PDFファイル）を作成してください。
- ② その他の研究種目については「平成29年度応募情報（Web入力項目）（基盤研究（S・A・B・C）、挑戦的研究（開拓・萌芽）、若手研究（A・B））作成・入力要領」に基づき、応募情報（Web入力項目）を入力するとともに、応募する研究種目（審査区分）ごとの「平成29年度研究計画調書作成・記入要領」に基づいて、別途作成した応募内容ファイル（添付ファイル項目）を電子申請システムにアップロードして、研究計画調書（PDFファイル）を作成してください。
- ③ 研究計画調書はモノクロ（グレースケール）印刷を行い審査委員に送付するため、印刷した際、内容が不鮮明とならないよう、作成に当たっては御留意ください。
- ④ 研究計画調書は、研究代表者の所属する研究機関が取りまとめて提出することとしています。
そのため、研究代表者は、所属する研究機関が指定する期日までに、当該研究機関に応募書類を提出（送信）してください（直接、日本学術振興会へ提出（送信）することはできません。）。
なお、提出（送信）に当たっては、作成した研究計画調書（PDFファイル）の内容を十分確認の上、確認完了・提出処理を行ってください（所属する研究機関に研究計画調書（PDFファイル）を提出したことになります。）。また、研究機関により承認処理が行われた研究計画調書（PDFファイル）については修正等を行うことはできません。
- ⑤ 研究計画調書に含まれる個人情報、競争的資金の不合理な重複や過度の集中の排除、科学研究費助成事業の業務のために利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）するほか、e-Radに提供する予定です。（e-Rad経由で内閣府に情報提供することがあります。また、これらの情報の作成のため、各種作業や情報の確認等について御協力いただくことがあります。）
なお、採択された研究課題に関する情報（研究課題名・研究代表者氏名・交付予定額等）については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。これらの情報については、報道発表資料及び国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース（KAKEN）等により公開します。
また、採択された研究課題の研究代表者の所属・氏名等の情報は、日本学術振興会審査委員候補者データベースに必要に応じて登録し、このデータベースの更新依頼は、毎年、研究代表者が所属する研究機関を通じて行います。（4月予定）

研究計画調書の作成に当たって留意していただくべきこと

作成に当たっては、次のような点について、内容に問題がないか確認してください。

① 公募の対象とならない研究計画でないこと。

次の研究計画は公募の対象としていません。

- ア 単に既製の研究機器の購入を目的とする研究計画
- イ 他の経費で措置されるのがふさわしい大型研究装置等の製作を目的とする研究計画
- ウ 商品・役務の開発・販売等を直接の目的とする研究計画（商品・役務の開発・販売等に係る市場動向調査を含む。）
- エ 業として行う受託研究
- オ 研究期間のいずれかの年度における研究経費の額が **10万円未満**の研究計画

② 研究組織について次の要件を満たしていること。

研究代表者（31頁1）参照）は、研究計画の性格上、必要があれば研究分担者（31頁2）参照）、連携研究者（31頁3）参照）及び研究協力者（32頁4）参照）とともに研究組織を構成することができます。

なお、研究分担者及び連携研究者については、研究代表者と同様、応募時点において、次の要件を満たしていることが所属する研究機関（下記枠内（注）参照）において確認されており、e-Radに「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されていることが必要です。

ただし、研究協力者は、必ずしも e-Rad に登録されている必要はありません。

（注1）日本学術振興会特別研究員（SPD・PD・RPD）が受入研究機関として本会に届け出ている研究機関において下記の応募要件を満たす場合には、研究分担者及び連携研究者としての参画も可能です。この場合には、研究種目の制限はありません。

（注2）日本学術振興会特別研究員（DC）及び外国人特別研究員や大学院生等の学生は、研究代表者、研究分担者、連携研究者になることができません。

<要件>

- ア 研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として、所属する者（有給・無給、常勤・非常勤、フルタイム・パートタイムの別を問わない。また、研究活動そのものを主たる職務とすることを要しない。）であること
- イ 当該研究機関の研究活動に実際に従事していること（研究の補助のみに従事している場合は除く。）
- ウ 大学院生等の学生でないこと（ただし、所属する研究機関において研究活動を行うことを本務とする職に就いている者（例：大学教員や企業等の研究者など）で、学生の身分も有する場合は除く。）

（注）研究機関は、科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）第2条に規定される研究機関

（参考）研究機関が満たさなければならない要件（71頁参照）

<要件>

- ・ 科研費が交付された場合に、その研究活動を、当該研究機関の活動として行わせること
- ・ 科研費が交付された場合に、機関として科研費の管理を行うこと

科研費被雇用者は、通常、雇用契約等において雇用元の業務に専念する必要があります。このため、雇用元の業務に充てるべき勤務時間を前提として自ら科研費に応募することは認められません。

ただし、雇用元の業務以外の時間を明確にし、かつ、その時間をもって自ら主体的に科研費の研究を行おうとする場合には、次の点が研究機関において確認されていれば科研費に応募することが可能です。この場合には、研究代表者として応募することができるほか、研究分担者及び連携研究者等になることもできます。

- ・ 科研費被雇用者が、雇用元の業務以外に自ら主体的に研究を行うことができる旨を雇用契約等で定められていること
- ・ 雇用元の業務と自ら主体的に行う研究に関する業務について、勤務時間やエフォートによって明確

に区分されていること

- ・ 雇用元の業務以外の時間であって、自ら主体的に行おうとする研究に充てることができる時間が十分確保されていること

研究代表者及び研究分担者は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）に規定された補助事業者に当たり、不正使用等を行った場合は、一定期間、科研費を交付しないこととされます。

また、研究者が、e-Radに「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されている場合であっても、以下のとおり取り扱うことがあります。

- ・ 所属する研究機関の判断で、その研究活動を当該研究機関の活動として行わせることが適切ではないとした場合には、研究機関として、応募を認めない場合や、当該研究者による交付申請を認めず科研費の交付申請を辞退する場合があります。
- ・ 研究期間終了後に研究成果報告書を特段の理由なく提出しない研究者から新規の科研費の応募があった場合には、審査の上採択されても、科研費を交付しません。また、研究成果報告書の提出が予定されている者が研究成果報告書を特段の理由なく提出しない場合には、提出予定年度に実施している他の科研費の執行停止を求めることとなります。

1) 研究代表者（応募者）

ア 研究代表者は、補助事業者であり、研究計画の遂行（研究成果の取りまとめを含む。）に関してすべての責任を持つ研究者のことをいいます。

なお、研究期間中に応募資格の喪失などの理由により、研究代表者としての責任を果たせなくなることが見込まれる者は、研究代表者となることを避けてください。（注）

（注）研究代表者は、研究計画の遂行に関してすべての責任を持つ研究者であり、重要な役割を担っています。応募に当たっては、研究期間中に退職等により応募資格を喪失し、責任を果たせなくなることが見込まれる者は研究代表者となることを避けるよう求めており、研究代表者を交替することは認めていません。

ただし、「新学術領域研究（研究領域提案型）」の「総括班」及び「国際活動支援班」研究課題については、所要の手続きを経て、研究代表者（領域代表者）の交替を認められる場合があります。

イ 研究代表者は、研究組織を構成する場合には、研究分担者との関係を明らかにするため、当該研究分担者が異なる研究機関に所属する者の場合にあっては「科学研究費助成事業研究分担者承諾書（他機関用）」を、同じ研究機関に所属する者の場合にあっては「科学研究費助成事業研究分担者承諾書（同一機関用）」を必ず徴し、保管しておかなければなりません。

ウ 研究代表者は、e-Radに「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されているほか、科研費やそれ以外の競争的資金で、不正使用、不正受給又は不正行為を行ったとして、平成29年度に、「その交付の対象としないこと」とされていないことが必要です。

2) 研究分担者

ア 研究分担者は、補助事業者であり、研究計画の遂行に関して研究代表者と協力しつつ、補助事業者としての研究遂行責任を分担して研究活動を行う者のことをいい、分担金の配分を受ける者でなければなりません（研究代表者と同一の研究機関に所属する研究分担者であっても、分担金の配分を受けなければなりません。）。

なお、研究期間中に応募資格の喪失などの理由により、研究分担者としての責任を果たせなくなることが見込まれる者は、研究分担者となることを避けてください。

イ 研究分担者は、研究代表者と同様、e-Radに「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されているほか、科研費やそれ以外の競争的資金で、不正使用、不正受給又は不正行為を行ったとして、平成29年度に、「その交付の対象としないこと」とされていないことが必要です。

3) 連携研究者

ア 連携研究者は、研究代表者又は研究分担者の監督の下、研究組織の一員として研究計画に参画する

研究者のことをいいます。

なお、連携研究者は、補助事業者ではないため、分担金を受け主体的に科研費を使用することはできません。

イ 連携研究者は、研究代表者及び研究分担者と同様、e-Radに「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されていることが必要です。

※「研究分担者」と「連携研究者」の違いは、科研費制度上の位置付けの違いであって、研究活動における役割の重要性は同じです。

4) 研究協力者

ア 研究協力者は、研究代表者、研究分担者及び連携研究者以外の者で、研究課題の遂行に当たり、協力をを行う者のことをいいます。

(例：ポストドクター、リサーチアシスタント(RA)、日本学術振興会特別研究員(DC及び受入研究機関として本会に届け出ている研究機関において応募要件を満たさないSPD・PD・RPD)、外国の研究機関に所属する研究者(海外共同研究者)、科学研究費補助金取扱規程第2条に基づく指定を受けていない企業の研究者、その他技術者や知財専門家等の研究支援を行う者等)

イ 研究協力者は、必ずしもe-Radに「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されている必要はありません。

③ 経費について次の要件を満たしていること。

1) 対象となる経費(直接経費)

研究計画の遂行に必要な経費(研究成果の取りまとめに必要な経費を含む。)を対象とします。

※ 研究計画のいずれかの年度において、「設備備品費」、「旅費」又は「人件費・謝金」のいずれかの経費が90%を超える研究計画の場合及びその他の費目で特に大きな割合を占める経費がある研究計画の場合には、当該経費の研究遂行上の必要性について、研究計画調書に記載しなければなりません。

2) 対象とならない経費

次の経費は対象となりません。

ア 建物等の施設に関する経費(直接経費により購入した物品を導入することにより必要となる軽微な据付等のための経費を除く。)

イ 補助事業遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費

ウ 研究代表者又は研究分担者の人件費・謝金

エ その他、間接経費(注)を使用することが適切な経費

(注) 研究計画の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費(直接経費の30%に相当する額)であり、研究機関が使用するものです。今回、公募を行う研究種目には間接経費が措置される予定ですが、研究代表者は、間接経費を応募書類に記載する必要はありません。

④ 応募に際して、次のとおり審査希望分野を選定すること。

1) 「特別推進研究」に応募する場合

応募に際しては、研究計画の内容に照らし、審査を希望する分野を「人文社会系」、「理工系」、「生物系」から1つ必ず選定してください。なお、「理工系」については、「数物系科学」、「化学」、「工学」のうちから最も関係が深いと思われる区分を1つ選定してください。

2) 「基盤研究」(審査区分「一般」)及び「若手研究(A)」に応募する場合

応募に際しては、研究計画の内容に照らし、審査希望分野の分類表である別表2「平成29年度科学研究費助成事業 系・分野・分科・細目表」(以下、「細目表」という。35頁～39頁参照)から適切な細目を1つ必ず選定するとともに、別表3「系・分野・分科・細目表」付表キーワード一覧(以下、「キーワード一覧」という。41頁～60頁参照)より、選定した細目内で最も関連が深いと思われるキーワードを1つ必ず選定してください。

- 「時限付き分科細目」について（「基盤研究（C）（審査区分「一般」）」における特例）
 基盤研究（C）（審査区分「一般」）では、学術研究の動向に柔軟に対応するため、公募期間を限って流動的に運用する「時限付き分科細目」を設定しており、「細目表」の別表として設けられている「時限付き分科細目表」（40頁参照）から審査希望分野として1細目を選定できます。なお、応募できる研究期間は分野の公募期間にかかわらず、3～5年間となります。

3) 「若手研究（B）」に応募する場合

応募に際しては、研究計画の内容に照らし、審査希望分野を示す分類表である「細目表」から適切な細目を「1つ」又は「2つ（研究計画が新興・融合的で複数の分野での審査を希望する場合）」必ず選定するとともに、「キーワード一覧」より、選定した細目内で最も関連が深いと思われるキーワードを、「1つ」の細目を選定した場合には「1つ」、「2つ」の細目を選定した場合には各細目から1つずつ（計2つ）、それぞれ必ず選定してください。

- 「2つ」の細目を選定した研究計画の審査の概要

<ul style="list-style-type: none"> ・「1つ」の細目を選定した研究計画と同様、<u>2段階の審査</u>を行います。 ・第1段審査は、選定した2細目それぞれに、「若手研究（B）」の審査を行う第1段審査委員が書面審査を行います。 ・第2段審査は、第1段審査の審査結果に基づき、「1つ」の細目を選定した研究計画を審査する委員会とは別の委員会（「2つ」の細目を選定した研究計画のみを審査する4系（総合系、人文社会系、理工系、生物系）ごとの委員会又は系を超えて細目を選択した研究計画を審査する委員会）において、第1段審査委員とは異なる審査委員による合議審査を行います。
--

4) 「基盤研究」（審査区分「海外学術調査」）に応募する場合

応募に際しては、次の18分野のうち、審査を希望する分野を1つ必ず選定してください。また、「細目表」より、最も関連が深いと思われる細目を1つ必ず選定してください。

審査希望分野	
人文学	① 人文学A 哲学、文学、言語学、芸術学
	② 人文学B 史学、考古学
	③ 人文学C 人文地理学、文化人類学
	④ 人文学D 地理学、地域研究、人文学系を主とする環境学等
社会科学	⑤ 社会科学A 法学、政治学
	⑥ 社会科学B 経済学、経営学
	⑦ 社会科学C 社会学
	⑧ 社会科学D 心理学、教育学
理工	⑨ 数物系科学
	⑩ 化学 環境学A 理工系を主とする環境学
	⑪ 工学A 建築学
	⑫ 工学B 建築学以外の工学分野（情報学を含む）
生物	⑬ 生物学
	⑭ 農学A 生産環境農学、農芸化学、森林園科学、境界農学
	⑮ 農学B 社会経済農学、農業工学、動物生命科学、水圏応用科学
	⑯ 医歯薬学A 薬学、基礎医学、境界医学、社会医学
	⑰ 医歯薬学B 臨床医学、歯学、看護学等
	⑱ 環境学B 生物系を主とする環境学

注) 最も関連が深いと思われる細目として「総合系」の細目を選定する場合にも、18分野の中から審査を希望する分野を1つ選定してください。

5) 「基盤研究」（審査区分「特設分野研究」）に応募する場合

応募に際しては、別表4の9つの分野のうち、審査を希望する分野を1つ必ず選定してください。なお、各分野の公募を行う期間は、分野設定初年度から3年度目までとし、公募期間初年度に応募可能な研究期間は3～5年間、公募期間2年度目は3～4年間、公募期間3年度目は3年間となります。

6) 「挑戦的研究」に応募する場合

応募に際しては、研究計画の内容に照らし、別表5「平成29年度挑戦的研究 暫定総合審査希望分野一覧表」（66頁参照）から審査を希望する分野を1つ必ず選定してください。

また、この分野は従来の細目より広い区分になっており、審査も多角的視点から行われることに留意してください。

なお、これは本年度限りの暫定的な審査希望分野であり、平成30年度科研費（平成29年9月に公募予定）の審査は、正式決定後の中区分で行う予定です。

別表2 系・分野・分科・細目表

(1)平成29年度科学研究費助成事業 系・分野・分科・細目表

備考欄において、「A」、「B」又は「C」が付されている細目は、全ての研究種目(審査区分「海外学術調査」を除く。)において、キーワードにより分割されたグループごとに第1段審査を行うので、これらの細目に応募する場合には、「系・分野・分科・細目表」付表キーワード一覧(41頁～60頁参照)により、必ず「A」、「B」又は「C」を選択し、応募してください。

「※」の表示のある細目は、基盤研究(C)(審査区分「一般」)において、キーワードにより分割されたグループごとに第1段審査を行うので、基盤研究(C)(「審査区分「一般」)で、これらの細目に応募する場合には、「系・分野・分科・細目表」付表キーワード一覧により、必ず「1」～「5」の分割番号を選択し、応募してください。また、「A」と「※」が併記されている細目は、必ず「A」を選択した後、「1」又は「2」の分割番号を選択し応募してください。

基盤研究(C)(審査区分「一般」)については、審査希望分野として、本表のほか「時限付き分科細目表」(40頁参照)に掲げる細目を設定しています。

系	分野	分科	細目名	細目番号	備考	系	分野	分科	細目名	細目番号	備考
総合系	情報学基礎		情報学基礎理論	1001		総合系	デザイン学	デザイン学	デザイン学	1651	
			数理情報学	1002				生活科学	家政・生活学一般	1701	
			統計科学	1003					衣・住生活学	1702	
	計算基盤	計算機システム	1101		食生活学				1703	A	
		ソフトウェア	1102						B		
		情報ネットワーク	1103						C		
		マルチメディア・データベース	1104		科学教育・教育工学			科学教育	1801	※	
	高性能計算	1105		教育工学				1802	※		
	情報セキュリティ	1106		科学社会学・科学技術史	科学社会学・科学技術史			1901			
	人間情報学	認知科学	1201					文化財科学・博物館学	文化財科学・博物館学	2001	A
		知覚情報処理	1202						B		
		ヒューマンインタフェース・インタラクション	1203		地理学		地理学	2101			
		知能情報学	1204				社会・安全システム科学	社会システム工学・安全システム	2201	A	
		ソフトコンピューティング	1205						B		
		知能ロボティクス	1206		自然災害科学・防災学			2202	A		
		感性情報学	1207					B			
	情報学フロンティア	生命・健康・医療情報学	1301		人間医工学		生体医工学・生体材料学	2301	A		
		ウェブ情報学・サービス情報学	1302	A					B		
		図書館情報学・人文社会情報学	1303	A			医用システム	2302			
			1303	B			医療技術評価学	2303			
		学習支援システム	1304				リハビリテーション科学・福祉工学	2304	A※		
		エンタテインメント・ゲーム情報学	1305						B		
	環境学	環境解析学	環境動態解析	1401			健康・スポーツ科学	身体教育学	2401	A	
			放射線・化学物質影響科学	1402	A					B	
				1402	B			スポーツ科学	2402	A※	
		環境影響評価	1403					B			
		環境保全学	環境技術・環境負荷低減	1501			応用健康科学	2403	A※		
			環境モデリング・保全修復技術	1502					B		
			環境材料・リサイクル	1503			子ども学	子ども学(子ども環境学)	2451		
			環境リスク制御・評価	1504							
環境創成学		自然共生システム	1601		生体分子科学	生物分子化学	2501				
		持続可能システム	1602			ケミカルバイオロジー	2502				
	環境政策・環境社会システム	1603		脳科学			基盤・社会脳科学	2601	A		
							B				
				脳計測科学	2602						

系	分野	分科	細目名	細目番号	備考	
人 文 社 会 系	総合 人文 社会	地域研究	地域研究	2701		
		ジェンダー	ジェンダー	2801		
		観光学	観光学	2851		
	哲学		哲学・倫理学	2901		
			中国哲学・印度哲学・仏教学	2902	※	
			宗教学	2903		
			思想史	2904		
	芸術学		美学・芸術諸学	3001		
			美術史	3002		
			芸術一般	3003		
	文学		日本文学	3101	※	
			英米・英語圏文学	3102	※	
			ヨーロッパ文学	3103	※	
			中国文学	3104		
			文学一般	3105		
	言語学		言語学	3201	※	
			日本語学	3202		
			英語学	3203		
			日本語教育	3204		
	史学		外国語教育	3205	※	
			史学一般	3301		
			日本史	3302	※	
			アジア史・アフリカ史	3303		
ヨーロッパ史・アメリカ史			3304			
人文地理学		考古学	3305			
		人文地理学	3401			
文化人類学		文化人類学・民俗学	3501			

系	分野	分科	細目名	細目番号	備考
人 文 社 会 系	法学		基礎法学	3601	
			公法学	3602	
			国際法学	3603	
			社会法学	3604	
			刑事法学	3605	
			民事法学	3606	
			新領域法学	3607	
	政治学		政治学	3701	
			国際関係論	3702	
	経済学		理論経済学	3801	
			経済学説・経済思想	3802	
			経済統計	3803	
			経済政策	3804	
			財政・公共経済	3805	
			金融・ファイナンス	3806	
			経済史	3807	
	経営学		経営学	3901	※
			商学	3902	
			会計学	3903	
	社会学		社会学	4001	※
			社会福祉学	4002	
	心理学		社会心理学	4101	
			教育心理学	4102	
臨床心理学			4103		
実験心理学			4104		
教育学		教育学	4201	※	
		教育社会学	4202		
		教科教育学	4203	※	
		特別支援教育	4204		

系	分野	分科	細目名	細目番号	備考
理工系	総合理工	ナノ・マイクロ科学	ナノ構造化学	4301	
			ナノ構造物理	4302	
			ナノ材料化学	4303	
			ナノ材料工学	4304	
			ナノバイオサイエンス	4305	
			ナノマイクロシステム	4306	
		応用物理学	応用物性	4401	
			結晶工学	4402	
			薄膜・表面界面物性	4403	
			光工学・光量子科学	4404	
	プラズマエレクトロニクス		4405		
	量子ビーム科学	量子ビーム科学	4501		
	計算科学	計算科学	4601		
	数物系科学	数学	代数学	4701	※
			幾何学	4702	※
			解析学基礎	4703	※
			数学解析	4704	
			数学基礎・応用数学	4705	※
		天文学	天文学	4801	
		物理学	素粒子・原子核・宇宙線・宇宙物理	4901	※
			物性Ⅰ	4902	
			物性Ⅱ	4903	※
			数理論理・物性基礎	4904	
	原子・分子・量子エレクトロニクス		4905		
	生物物理・化学物理・ソフトマターの物理		4906		
	地球惑星科学	固体地球惑星物理学	5001		
		気象・海洋物理・陸水学	5002		
		超高層物理学	5003		
		地質学	5004		
		層位・古生物学	5005		
岩石・鉱物・鉱床学		5006			
地球宇宙化学		5007			
プラズマ科学	プラズマ科学	5101			
化学	基礎化学	物理化学	5201		
		有機化学	5202		
		無機化学	5203		
	複合化学	機能物性化学	5301		
		合成化学	5302		
		高分子化学	5303		
		分析化学	5304		
		生体関連化学	5305		
		グリーン・環境化学	5306		
		エネルギー関連化学	5307		
	材料化学	有機・ハイブリッド材料	5401		
		高分子・繊維材料	5402		
		無機工業材料	5403		
		デバイス関連化学	5404		

系	分野	分科	細目名	細目番号	備考
理工系	工学	機械工学	機械材料・材料力学	5501	
			生産工学・加工学	5502	
			設計工学・機械機能要素・トライボロジー	5503	
			流体工学	5504	
			熱工学	5505	
			機械力学・制御	5506	
			知能機械学・機械システム	5507	
		電気電子工学	電力工学・電力変換・電気機器	5601	
			電子・電気材料工学	5602	
			電子デバイス・電子機器	5603	
			通信・ネットワーク工学	5604	
			計測工学	5605	
			制御・システム工学	5606	
		土木工学	土木材料・施工・建設マネジメント	5701	
	構造工学・地震工学・維持管理工学		5702		
	地盤工学		5703		
	水工学		5704		
	土木計画学・交通工学		5705		
	土木環境システム		5706		
	建築学	建築構造・材料	5801		
		建築環境・設備	5802		
		都市計画・建築計画	5803		
		建築史・意匠	5804		
	材料工学	金属物性・材料	5901		
		無機材料・物性	5902		
		複合材料・表界面工学	5903		
		構造・機能材料	5904		
		材料加工・組織制御工学	5905		
		金属・資源生産工学	5906		
	プロセス・化学工学	化工物性・移動操作・単位操作	6001		
反応工学・プロセスシステム		6002			
触媒・資源化学プロセス		6003			
生物機能・バイオプロセス		6004			
総合工学	航空宇宙工学	6101			
	船舶海洋工学	6102			
	地球・資源システム工学	6103			
	核融合学	6104			
	原子力学	6105			
	エネルギー学	6106			

系	分野	分科	細目名	細目番号	備考	
生物系	総合生物	神経科学	神経生理学・神経科学一般	6201		
			神経解剖学・神経病理学	6202	A	
			神経化学・神経薬理学	6203	B	
		実験動物学	実験動物学	6301		
		腫瘍学	腫瘍生物学	6401	A	
			腫瘍診断学	6402	B	
			腫瘍治療学	6403		
		ゲノム科学	ゲノム生物学	6501		
			ゲノム医科学	6502		
			システムゲノム科学	6503		
	生物資源保全学	生物資源保全学	6601			
	生物学	生物科学	分子生物学	6701		
			構造生物化学	6702		
			機能生物化学	6703		
			生物物理学	6704		
			細胞生物学	6705		
			発生生物学	6706		
		基礎生物学	植物分子・生理科学	6801		
			形態・構造	6802		
			動物生理・行動	6803		
			遺伝・染色体動態	6804		
			進化生物学	6805		
			生物多様性・分類	6806		
		人類学	自然人類学	6901		
	応用人類学		6902			
	農学	生産環境農学	遺伝育種科学	7001		
			作物生産科学	7002		
			園芸科学	7003		
			植物保護科学	7004	A	
		農芸化学	植物栄養学・土壌学	7101	B	
			応用微生物学	7102		
			応用生物化学	7103		
			生物有機化学	7104		
食品科学			7105	※		
森林園科学		森林科学	7201			
		木質科学	7202			
水圏応用科学		水圏生産科学	7301	A		
		水圏生命科学	7302	B		
社会経済農学		経営・経済農学	7401			
		社会・開発農学	7402			
農業工学		地域環境工学・計画学	7501			
		農業環境・情報工学	7502	A		
						B

系	分野	分科	細目名	細目番号	備考
生物系	農学	動物生命科学	動物生産科学	7601	A
					B
			獣医学	7602	A
				B	
			統合動物科学	7603	A
				B	
	境界農学	昆虫科学	7701		
		環境農学(含ランドスケープ科学)	7702	A	
				B	
		応用分子細胞生物学	7703		
	医歯薬学	薬学	化学系薬学	7801	
			物理系薬学	7802	
			生物系薬学	7803	
			薬理系薬学	7804	
			天然資源系薬学	7805	
			創薬化学	7806	
			環境・衛生系薬学	7807	
		医療系薬学	7808	※	
		基礎医学	解剖学一般(含組織学・発生学)	7901	※
			生理学一般	7902	
			環境生理学(含体力医学・栄養生理学)	7903	
			薬理学一般	7904	
			医化学一般	7905	
			病態医化学	7906	
			人類遺伝学	7907	
			人体病理学	7908	※
			実験病理学	7909	※
寄生虫学(含衛生動物学)			7910		
境界医学		細菌学(含真菌学)	7911		
		ウイルス学	7912		
		免疫学	7913		
	医療社会学	8001			
社会医学	応用薬理学	8002			
	病態検査学	8003	※		
	疼痛学	8004			
	医学物理学・放射線技術学	8005			
	疫学・予防医学	8101	※		
衛生学・公衆衛生学	8102	※			
病院・医療管理学	8103				
法医学	8104				

系	分野	分科	細目名	細目番号	備考	
生物系	内科系臨床医学		内科学一般(含心身医学)	8201		
			消化器内科学	8202	※	
			循環器内科学	8203	※	
			呼吸器内科学	8204	※	
			腎臓内科学	8205	※	
			神経内科学	8206	※	
			代謝学	8207	※	
			内分泌学	8208		
			血液内科学	8209	※	
			膠原病・アレルギー内科学	8210	※	
			感染症内科学	8211		
			小児科学	8212	※	
			胎児・新生児医学	8213		
			皮膚科学	8214	※	
			精神神経科学	8215	※	
			放射線科学	8216	※	
	医歯薬学	外科系臨床医学		外科学一般	8301	※
				消化器外科学	8302	※
				心臓血管外科学	8303	※
				呼吸器外科学	8304	※
				脳神経外科学	8305	※
				整形外科	8306	※
				麻酔科学	8307	※
				泌尿器科学	8308	※
				産婦人科学	8309	※
				耳鼻咽喉科学	8310	※
				眼科学	8311	※
				小児外科学	8312	
				形成外科学	8313	
				救急医学	8314	
	歯学			形態系基礎歯科学	8401	
				機能系基礎歯科学	8402	
				病態科学系歯学・歯科放射線学	8403	
				保存治療系歯学	8404	
				補綴・理工系歯学	8405	※
				歯科医用工学・再生歯学	8406	
外科系歯学				8407	※	
矯正・小児系歯学				8408	※	
歯周治療系歯学				8409		
社会系歯学				8410	※	
看護学						基礎看護学
	臨床看護学	8502	※			
	生涯発達看護学	8503	※			
	高齢看護学	8504	※			
	地域看護学	8505	※			

(2)平成29年度科学研究費助成事業 系・分野・分科・細目表の別表

この表は、「系・分野・分科・細目表」本表と併せて基盤研究（C）（審査区分「一般」）についてのみ適用されるものです。各分野の公募期間は公募を行う予定の年度です。応募可能な研究期間は、公募期間にかかわらず3～5年間となります。

○時限付き分科細目表

細目	内 容	細目 番号	公募期間 (予定)
震災問題と 人文学・社会 科学	<p>東日本大震災をはじめとする激甚な人的・物的被害をもたらした大震災は、さまざまな危機を日本社会に与えてきた。それらの危機的な状況を乗り越えていくためには、土木・建築等の分野を中心に行われてきた大震災による物的環境・インフラ被害の実態把握と復旧・復興に関する研究だけでなく、社会経済的な被害及びその復旧・復興に関する組織的・体系的な研究が不可欠である。研究アプローチの多様性・領域横断性への対応、研究支援の継続性の維持、対象地域の広域性及び被災地特性の個別性への配慮を担保しつつ、復興支援さらには将来の減災対策に向けた知的基盤の充実を図るためには、震災問題をテーマとする人文学・社会科学のさまざまな領域における研究が必要である。</p> <p>本分野は、既存細目では扱いきれない「新たな視点からの研究」をも促進し、「災害の人文学・社会科学」の体系化に向けた契機となりうる点で、重要性が高い。既存細目内の課題設定を超えて「震災の被害と復興の全体像」を領域横断的に把握するため、人文学・社会科学系諸領域での研究促進と知見共有化の契機となる研究を期待する。</p>	9055	平成25年度 ～ 平成29年度

別表3 「系・分野・分科・細目表」付表キーワード一覧

① このキーワードは、細目の内容を応募者が理解しやすくするために付しているものであり、キーワードに掲げていない内容を排除するものではありません。

② 分割欄に、「A」、「B」又は「C」が付されている細目は、全ての研究種目（審査区分「海外学術調査」を除く。）において、示されたキーワードにより分割されたグループごとに第1段審査を行うので、これらの細目に応募する場合には、キーワードにより、必ず「A」、「B」又は「C」を選択し、応募してください。

③ 分割欄に、「1」～「5」の番号が付されている細目は、基盤研究（C）（審査区分「一般」）において、示されたキーワードにより分割されたグループごとに第1段審査を行うので、基盤研究（C）（審査区分「一般」）で、これらの細目に応募する場合には、キーワードにより、必ず「1」～「5」を選択し、応募してください。また、「A」と「1」又は「2」が併記されている細目は、必ず「A」を選択した後、「1」又は「2」の分割番号を選択し応募してください。

系	分野	分科	細目番号	細目名	分割	キーワード（記号）
総合系	情報学	情報学基礎	1001	情報学基礎理論		(1)計算理論、(2)オートマトン理論・形式言語理論、(3)プログラム理論、(4)計算量理論、(5)アルゴリズム理論、(6)暗号系、(7)離散構造、(8)計算論の学習理論、(9)量子計算理論、(10)数理理論学、(11)情報理論、(12)符号理論
			1002	数理情報学		(1)最適化理論、(2)数理ファイナンス、(3)数理システム理論、(4)システム制御理論、(5)システム分析、(6)システム方法論、(7)システムモデリング、(8)システムシミュレーション、(9)組み合わせ最適化、(10)待ち行列論
			1003	統計科学		(1)調査・実験計画、(2)多変量解析、(3)時系列解析、(4)統計のパターン認識、(5)統計的推測、(6)統計計算・コンピュータ支援統計、(7)統計的予測・制御、(8)モデル化・選択、(9)医薬生物・ゲノム統計解析、(10)行動計量分析、(11)空間・環境統計、(12)統計教育、(13)統計的品質管理、(14)統計的学習理論、(15)社会調査の計画と解析、(16)データサイエンス、(17)仮説検定
		計算基盤	1101	計算機システム		(1)計算機アーキテクチャ、(2)回路とシステム、(3)LSI設計技術、(4)リコンフィギャラブルシステム、(5)高信頼アーキテクチャ、(6)低消費電力技術、(7)ハード・ソフト協調設計、(8)組み込みシステム
			1102	ソフトウェア		(1)プログラミング言語、(2)プログラミング方法論、(3)プログラミング言語処理系、(4)並列・分散処理、(5)オペレーティングシステム、(6)高信頼システム、(7)仮想化技術、(8)ソフトウェアセキュリティ、(9)クラウドコンピューティング基盤、(10)ソフトウェア工学、(11)仕様記述・検証、(12)開発環境、(13)開発管理
			1103	情報ネットワーク		(1)ネットワークアーキテクチャ、(2)ネットワークプロトコル、(3)インターネット、(4)モバイルネットワーク、(5)オーバーレイネットワーク、(6)センサーネットワーク、(7)トラフィックエンジニアリング、(8)ネットワーク構成・運用・管理・評価技術、(9)ユビキタスコンピューティング、(10)サービス構築基盤技術、(11)情報家電システム
			1104	マルチメディア・データベース		(1)データモデル、(2)関係データベース、(3)データベースシステム、(4)マルチメディア情報獲得、(5)マルチメディア情報処理、(6)マルチメディア情報表現、(7)マルチメディア情報生成、(8)情報検索、(9)構造化文書、(10)コンテンツ流通・管理、(11)地理情報システム、(12)メタデータ、(13)ビッグデータ分析・活用
			1105	高性能計算		(1)並列処理、(2)分散処理、(3)グリッド・クラウドコンピューティング、(4)数値解析、(5)可視化、(6)コンピュータグラフィクス、(7)高性能計算アプリケーション
			1106	情報セキュリティ		(1)アクセス制御、(2)個人識別、(3)暗号、(4)認証、(5)セキュリティ評価・監査、(6)マルウェア対策、(7)ネットワークセキュリティ、(8)不正アクセス対策、(9)ソフトウェア保護、(10)プライバシー保護、(11)情報フィルタリング、(12)デジタルフォレンジクス、(13)バイオメトリクス、(14)耐タンパー技術
	人間情報学	1201	認知科学		(1)進化・発達・学習、(2)認知・記憶・教育、(3)思考・推論・問題解決、(4)感覚・知覚・感性、(5)感情・情動・行動、(6)認知心理学、(7)比較認知心理学、(8)認知哲学、(9)脳認知科学、(10)認知言語学、(11)行動意思決定論、(12)認知工学、(13)認知考古学、(14)認知モデル、(15)社会性、(16)法と心理学、(17)安全・ヒューマンファクターズ	
		1202	知覚情報処理		(1)パターン認識、(2)画像情報処理、(3)コンピュータビジョン、(4)コンピュータショナルフォトグラフィ、(5)人間計測、(6)知的映像編集、(7)視覚メディア処理、(8)画像データベース、(9)音声情報処理、(10)音響情報処理、(11)音声音響データベース、(12)情報センシング、(13)センサ融合・統合、(14)センシングデバイス・システム、(15)接触センシング処理	
		1203	ヒューマンインタフェース・インタラクション		(1)ヒューマンインタフェース、(2)マルチモーダルインタフェース、(3)ヒューマンコンピュータインタラクション、(4)CSCW、(5)グループウェア、(6)バーチャルリアリティ、(7)拡張現実、(8)複合現実感、(9)臨場感コミュニケーション、(10)ウェアラブル機器、(11)ユーザビリティ、(12)人間工学	

系	分野	分科	細目番号	細目名	分割	キーワード（記号）
総合系	情報学	人間情報学	1204	知能情報学		(1)探索・論理・推論アルゴリズム、(2)機械学習、(3)知識獲得、(4)知識ベースシステム、(5)知的システムアーキテクチャ、(6)知能情報処理、(7)自然言語処理、(8)知識発見とデータマイニング、(9)オントロジー、(10)ヒューマンエージェントインタラクション、(11)マルチエージェントシステム
			1205	ソフトコンピューティング		(1)ニューラルネットワーク、(2)遺伝アルゴリズム、(3)ファジィ理論、(4)カオス、(5)フラクタル、(6)複雑系、(7)確率的情報処理
			1206	知能ロボティクス		(1)知能ロボット、(2)行動環境認識、(3)モーションプランニング、(4)感覚行動システム、(5)自律システム、(6)デジタルヒューマンモデル、(7)実世界情報処理、(8)物理エージェント、(9)インテリジェントルーム
			1207	感性情報学		(1)感性デザイン学、(2)感性表現学、(3)感性認識学、(4)感性認知科学・感性心理学、(5)感性ロボティクス、(6)感性計測評価、(7)あいまいと感性、(8)感性情報処理、(9)感性データベース、(10)感性インタフェース、(11)感性生理学、(12)感性材料製品、(13)感性産業、(14)感性環境学、(15)感性社会学、(16)感性哲学、(17)感性教育学、(18)感性脳科学、(19)感性経営学
	情報学 フロンティア		1301	生命・健康・医療情報学		(1)バイオインフォマティクス、(2)ゲノム情報処理、(3)プロテオーム情報処理、(4)コンピュータシミュレーション、(5)生命情報、(6)生体情報、(7)ニューロインフォマティクス、(8)脳型情報処理、(9)人工生命システム、(10)生命分子計算、(11)DNAコンピュータ、(12)医療情報、(13)画像診断、(14)遠隔診断治療、(15)保健情報、(16)健康情報、(17)医用画像、(18)細胞内ロジスティクス解析
			1302	ウェブ情報学・サービス情報学	A	〔ウェブ情報学〕 (1)ウェブシステム、(2)ウェブコンピューティング、(3)ソーシャルウェブ、(4)セマンティックウェブ、(5)推薦システム、(6)ウェブサービス、(7)ウェブマイニング、(8)ウェブインテリジェンス、(9)社会ネットワーク分析、(10)ネットワークコミュニティ
					B	〔サービス情報学〕 (11)サービス工学、(12)サービスマネジメント、(13)サービス品質、(14)待ち行列、(15)ビジネスモデル、(16)サービス指向アーキテクチャ、(17)知識マネジメント、(18)教育サービス、(19)医療・福祉サービス、(20)高度交通システム、(21)金融サービス、(22)社会・環境サービス、(23)スマートグリッド、(24)技術マネジメント
			1303	図書館情報学・人文社会情報学	A	〔図書館情報学〕 (1)図書館学、(2)情報サービス、(3)図書館情報システム、(4)デジタルアーカイブズ、(5)情報組織化、(6)情報検索、(7)情報メディア、(8)計量情報学・科学計量学、(9)情報資源の構築・管理
					B	〔人文社会情報学〕 (10)情報倫理、(11)メディア環境、(12)文学情報、(13)歴史情報、(14)情報社会学、(15)法律情報、(16)情報経済学、(17)経営情報、(18)教育情報、(19)芸術情報、(20)医療情報、(21)科学技術情報、(22)知的財産情報、(23)地理情報、(24)地域情報化
			1304	学習支援システム		(1)メディア・リテラシー、(2)学習メディア、(3)ソーシャルメディア、(4)学習コンテンツ開発支援、(5)学習管理システム、(6)知的学習支援システム、(7)遠隔学習、(8)分散協調学習支援システム、(9)プロジェクト型学習支援システム、(10)eラーニング、(11)運用・評価
	1305	エンタテインメント・ゲーム情報学		(1)音楽情報処理、(2)演奏支援、(3)3Dコンテンツ・アニメーション、(4)ゲームプログラミング、(5)ネットワークエンタテインメント、(6)メディアアート、(7)インタラクティブアート、(8)デジタルアーカイブズ、(9)デジタルミュージアム・ヴァーチャルミュージアム、(10)情報文化		
	環境学	環境解析学	1401	環境動態解析		(1)環境変動、(2)物質循環、(3)環境計測、(4)環境モデル、(5)環境情報、(6)地球温暖化、(7)地球規模水循環変動、(8)極域環境監視、(9)化学海洋、(10)生物海洋、(11)リモートセンシング
			1402	放射線・化学物質影響科学	A	(1)環境放射線(能)、(2)防護、(3)基礎過程、(4)線量測定・評価、(5)損傷、(6)応答、(7)修復、(8)感受性、(9)生物影響、(10)リスク評価、(11)放射線管理
					B	(12)トキシコロジー、(13)人体有害物質、(14)微量化学物質汚染評価、(15)内分泌かく乱物質
			1403	環境影響評価		(1)陸圏・水圏・大気圏影響評価、(2)生態系影響評価、(3)影響評価手法、(4)健康影響評価、(5)次世代環境影響評価、(6)極域の人間活動、(7)環境モニタリング、(8)モデルシミュレーション、(9)環境アセスメント
		環境保全学	1501	環境技術・環境負荷低減		(1)排水・排ガス・廃棄物等発生抑制、(2)適正処理・処分、(3)環境負荷低減・クローズド化、(4)汚染質除去技術、(5)騒音・振動・地盤沈下等対策、(6)環境分析、(7)簡易分析
			1502	環境モデリング・保全修復技術		(1)環境負荷解析、(2)汚染調査と評価、(3)汚染除去・修復技術、(4)汚染質動態とモデリング、(5)生物機能利用、(6)環境・生態系影響、(7)土壌・地下水・水環境
			1503	環境材料・リサイクル		(1)循環再生材料設計・生産、(2)3R、(3)有価物回収、(4)分離精製・高純度化、(5)適性処理・処分、(6)リサイクルとLCA、(7)環境配慮設計、(8)グリーンプロダクション、(9)ゼロエミッション、(10)リサイクル化学
			1504	環境リスク制御・評価		(1)汚染質評価、(2)モニタリング、(3)移動・拡散・蓄積、(4)環境基準、(5)生活環境・健康項目、(6)排出基準、(7)越境汚染評価、(8)化学物質管理、(9)暴露シナリオ、(10)リスク評価、(11)予防原則、(12)生分解性・濃縮性、(13)遺伝毒性・生態毒性、(14)リスクコミュニケーション

系	分野	分科	細目番号	細目名	分割	キーワード（記号）		
総合系	環境学	環境創成学	1601	自然共生システム		(1)生物多様性、(2)生態系サービス、(3)生態リスク、(4)生態系影響解析、(5)生態系管理・保全、(6)リモートセンシング、(7)景観生態、(8)生態系修復、(9)代償措置、(10)生態工学		
			1602	持続可能システム		(1)物質循環システム、(2)低炭素社会、(3)再生可能エネルギー、(4)バイオマス利活用、(5)都市・地域環境創生、(6)水資源・水システム、(7)産業共生、(8)物質・エネルギー収支解析、(9)ライフサイクル評価、(10)統合的環境管理		
			1603	環境政策・環境社会システム		(1)環境理念、(2)環境正義、(3)環境経済、(4)環境法、(5)環境情報、(6)環境地理情報、(7)環境教育、(8)環境マネジメント、(9)環境と社会活動、(10)環境規格・環境監査、(11)合意形成、(12)安全・安心、(13)環境CSR、(14)社会システム、(15)公共システム管理、(16)持続可能発展		
	複合領域	デザイン学	デザイン学	1651	デザイン学		(1)情報デザイン(コミュニケーション、メディア情報、コンテンツ、インタラクション、インタフェイス)、(2)環境デザイン(建築、都市、ランドスケープ)、(3)工業デザイン(プロダクトデザイン、ユニバーサルデザイン)、(4)芸術、(5)美学、(6)デザイン史、(7)デザイン論、(8)デザイン規格、(9)デザイン設計支援、(10)空間・音響モデリング、(11)デザイン評価分析、(12)デザイン教育	
				生活科学	家政・生活学一般	1701	家政・生活学一般	
		1702	衣・住生活学				(1)衣生活、(2)衣環境、(3)染色・整理、(4)被服設計・生産、(5)被服材料、(6)服飾史、(7)服飾文化、(8)被服心理、(9)住生活、(10)住居計画、(11)住居管理、(12)住居史、(13)インテリア・住居・住環境デザイン、(14)住居環境・設備、(15)住居材料・構造、(16)地域居住・まちづくり、(17)子育て環境、(18)高齢者居住、(19)福祉住環境、(20)住文化、(21)住教育・住情報	
		1703	食生活学			A	[食品と調理] (1)調理と加工、(2)食品と貯蔵、(3)食嗜好と評価、(4)食素材、(5)調理と機能性成分、(6)フードサービス、(7)食文化、(8)テクスチャー、(9)咀嚼・嚥下	
				B	[統合栄養科学] (10)食と栄養、(11)機能性食品、(12)分子代謝学、(13)栄養疫学、(14)臨床栄養学			
				C	[食生活と健康] (15)食教育、(16)食習慣、(17)食行動、(18)食情報、(19)保健機能食品、(20)食と環境、(21)食生活の評価、(22)フードマネージメント			
		科学教育・教育工学	科学教育	科学教育	1801	科学教育	1	(1)高等教育(数学、物理、化学、生物、情報、天文、地球惑星、学際)、(2)初中等教育(算数・数学、理科、情報)、(3)工学教育
					2	(4)科学リテラシー、(5)実験・観察、(6)科学教育カリキュラム、(7)環境教育、(8)産業・技術教育、(9)科学と社会・文化、(10)科学教員養成、(11)科学コミュニケーション、(12)情報リテラシー		
			1802	教育工学	1	(1)カリキュラム・教授法開発、(2)教授学習支援システム、(3)分散協調教育システム、(4)ヒューマン・インターフェース		
					2	(5)教材情報システム、(6)メディアの活用、(7)遠隔教育、(8)e-ラーニング、(9)情報教育、(10)メディア教育、(11)学習環境、(12)教師教育、(13)授業		
	科学社会学・科学技術史	1901	科学社会学・科学技術史		(1)科学社会学、(2)科学史、(3)技術史、(4)医学史、(5)産業考古学、(6)科学哲学・科学基礎論、(7)科学技術社会論(STS)			
	文化財科学・博物館学	文化財科学・博物館学	文化財科学・博物館学	2001	文化財科学・博物館学	A	(1)年代測定、(2)材質分析、(3)製作技法、(4)保存科学、(5)遺跡探査、(6)動物遺体・人骨、(7)文化財・文化遺産、(8)文化資源、(9)文化財政策	
						B	(10)博物館展示学、(11)博物館教育学、(12)博物館情報学、(13)博物館経営学、(14)博物館行財政学、(15)博物館資料論、(16)博物館学史	
	地理学	2101	地理学		(1)地理学一般、(2)土地利用・景観、(3)環境システム、(4)地域計画、(5)地図・地誌・地理教育、(6)地形、(7)気候、(8)水文、(9)地理情報システム、(10)リモートセンシング、(11)植生・土壌、(12)ツーリズム			
	社会・安全システム科学	社会システム工学・安全システム	社会システム工学・安全システム	2201	社会システム工学・安全システム	A	[社会システム工学] (1)社会学、(2)社会システム、(3)政策科学、(4)開発計画、(5)経営工学、(6)経営システム、(7)OR、(8)品質管理、(9)インダストリアルエンジニアリング、(10)モデリング、(11)ロジスティクス、(12)マーケティング、(13)ファイナンス、(14)プロジェクトマネジメント、(15)環境管理	
						B	[安全システム] (16)安全工学・安全科学、(17)製品・設備・システム安全、(18)リスクマネジメント、(19)危機管理、(20)火災・爆発防止、(21)安全情報、(22)安心の社会技術(避難、群衆誘導、情報伝達、ハザードマップ)、(23)リスクベース工学、(24)診断・回生・維持管理、(25)機器・人間の信頼性、(26)労働安全衛生	
				2202	自然災害科学・防災学	A	[地震・火山防災] (1)地震動、(2)液状化、(3)活断層、(4)津波、(5)火山噴火、(6)火山噴出物・土石流、(7)地震災害、(8)火山災害、(9)被害予想・分析・対策、(10)建造物防災	
	B	[自然災害] (11)気象災害、(12)水災害、(13)地盤災害、(14)土砂流、(15)濁水、(16)雪水災害、(17)自然災害予測・分析・対策、(18)ライフライン防災、(19)地域防災計画・政策、(20)復旧・復興工学、(21)災害リスク評価						

系	分野	分科	細目番号	細目名	分割	キーワード（記号）	
総合系	複合領域	人間工医学	2301	生体工医学・生体材料学	A	〔生体工医学〕 (1) 医用画像・バイオイメーキング、(2) 生体モデリング・フィジオーム、(3) 生体シミュレーション、(4) 生体情報・計測、(5) 人工臓器学、(6) 再生工医学、(7) 生体物性、(8) 生体制御・治療、(9) バイオメカニクス、(10) 細胞バイオメカニクス、(11) ナノバイオシステム、(12) 超音波医科学、(13) 医用生理活性物質応用、(14) バイオインスパイアードシステム	
					B	〔生体材料学〕 (15) バイオマテリアル、(16) 生体機能材料、(17) 細胞・組織工学材料、(18) 生体適合材料、(19) ナノバイオ材料、(20) 再生工医学材料、(21) 薬物送達システム、(22) 刺激応答材料、(23) 遺伝子・核酸工学材料	
			2302	医用システム		(1) 医用超音波システム、(2) 画像診断システム、(3) 検査・診断システム、(4) 低侵襲治療システム、(5) 遠隔診断治療システム、(6) 臓器保存・治療システム、(7) 医療情報システム、(8) コンピュータ外科学、(9) 医用ロボット	
			2303	医療技術評価学		(1) レギュラトリーサイエンス、(2) 安全性評価、(3) 臨床研究、(4) 医療技術倫理、(5) 医療機器	
			2304	リハビリテーション科学・福祉工学	A	1	〔リハビリテーション科学〕 (1) リハビリテーション医学、(2) 障害学、(3) 言語聴覚療法学、(4) 医療社会福祉学、(5) 人工感覚器、(6) 老年学、(7) 臨床心理療法学
						2	〔リハビリテーション科学〕 (8) 理学療法学、(9) 作業療法学
					B	〔福祉工学〕 (10) 健康・福祉工学、(11) 生活支援技術、(12) 介護予防・支援技術、(13) 社会参加、(14) バリアフリー、(15) ユニバーサルデザイン、(16) 福祉・介護用ロボット、(17) 生体機能代行、(18) 福祉用具・支援機器、(19) ヒューマンインターフェース、(20) 看護工学	
			健康・スポーツ科学	2401	身体教育学	A	〔身体の仕組みと発達メカニズム〕 (1) 教育生理学、(2) 身体システム学、(3) 生体情報解析、(4) 脳高次機能学、(5) 身体発育発達学、(6) 感覚と運動発達学
						B	〔心身の教育と文化〕 (7) 感性の教育、(8) 身体環境論、(9) 運動指導論、(10) 体育科教育、(11) フィットネス、(12) 身体運動文化論、(13) 身体性哲学、(14) 死生観の教育、(15) 体育心理学、(16) 情動の科学、(17) 野外教育、(18) 舞踊教育、(19) ジェンダー教育、(20) 成年・老年期の体育、(21) 武道論、(22) 運動適応生命科学
				2402	スポーツ科学	A	1
	2	〔スポーツ科学〕 (8) コーチング、(9) スポーツ・タレント、(10) 障害者スポーツ、(11) スポーツ社会学、(12) スポーツ環境学、(13) スポーツ文化人類学					
	B	〔スポーツ医科学〕 (14) スポーツ生理学、(15) スポーツ生化学、(16) スポーツ栄養学、(17) エネルギー代謝、(18) トレーニング医科学、(19) スポーツ障害、(20) ドーピング					
	2403	応用健康科学		A	1	〔健康教育・健康推進活動〕 (1) 健康教育、(2) ヘルスプロモーション、(3) 安全推進・安全教育、(4) 保健科教育、(5) ストレスマネジメント、(6) 喫煙・薬物乱用防止教育、(7) 学校保健	
					2	〔健康教育・健康推進活動〕 (8) 性・エイズ教育、(9) 保健健康管理、(10) 保健健康情報、(11) 栄養指導、(12) 心身の健康、(13) レジャー・レクリエーション	
				B	〔応用健康医学〕 (14) 生活習慣病、(15) 運動処方と運動療法、(16) 加齢・老化、(17) スポーツ医学、(18) スポーツ免疫学		
	子ども学	2451		子ども学（子ども環境学）		(1) 健康・成長、(2) 発達・子育て、(3) 運動・遊び、(4) 人権・権利、(5) 非行・逸脱、(6) 社会環境、(7) 文化環境、(8) 物理的環境、(9) 教育的環境	
	生体分子科学	2501		生物分子化学		(1) 天然物化学、(2) 二次代謝産物、(3) 生物活性物質の探索、(4) 生体分子の化学修飾、(5) 生体機能物質、(6) 活性発現の分子機構、(7) 生合成、(8) 生物活性分子の設計・全合成、(9) コンビナトリアル化学、(10) 化学生態学、(11) メタボローム解析	
		2502	ケミカルバイオロジー		(1) 生体内機能発現、(2) 医薬品探索、(3) 診断薬探索、(4) 農業開発、(5) 化合物ライブラリー、(6) 構造活性相関、(7) 化学プローブ、(8) 分子イメーキング、(9) 生体分子計測、(10) 細胞内化学反応、(11) ポストゲノム創薬、(12) プロテオミクス、(13) 分子進化学		
	脳科学	2601	基盤・社会脳科学	A	(1) ゲノム脳科学、(2) エピジェネティクス、(3) 脳分子プロファイリング、(4) ナノ脳科学、(5) ケミカルバイオロジー、(6) 薬物脳科学、(7) 脳機能プローブ、(8) 脳イメーキング、(9) 光脳科学、(10) ニューロングリア相互作用、(11) 脳機能モデル動物、(12) 脳機能行動解析、(13) 脳とリズム、(14) 睡眠、(15) 神経心理学・言語神経科学、(16) 病態脳科学、(17) 認知神経科学		
				B	(18) コミュニケーション、(19) 対人関係、(20) 社会行動、(21) 発達・教育、(22) 感性・情動・感情、(23) 価値・報酬・懲罰、(24) 動機づけ、(25) ニューロエコノミクス・ニューロマーケティング、(26) 政治脳科学		
		2602	脳計測科学		(1) 脳形態計測、(2) 脳機能計測・非侵襲的脳活動計測、(3) リアルタイム脳血流計測、(4) 脳活動記録(レコーディング)、(5) 脳情報読み出し(デコーディング)、(6) 感覚情報、(7) 運動情報、(8) 認知情報、(9) 高次脳機能計測、(10) 脳情報処理、(11) 脳機能操作、(12) ブレインマシンインターフェイス		

系	分野	分科	細目番号	細目名	分割	キーワード（記号）
人文社会系	総合人文社会	地域研究	2701	地域研究		(1)ヨーロッパ、(2)ロシア・スラブ地域、(3)北アメリカ、(4)中・南アメリカ、(5)東アジア、(6)東南アジア、(7)南アジア、(8)西アジア・中央アジア、(9)アフリカ、(10)オセアニア、(11)世界、(12)地域間比較研究、(13)援助・地域協力
			2801	ジェンダー		(1)性差・性別役割、(2)セクシュアリティ、(3)思想・運動・歴史、(4)法・政治、(5)経済・労働、(6)社会政策・社会福祉、(7)身体・表現・メディア、(8)科学技術・医療・生命、(9)教育・発達、(10)開発、(11)暴力・売買春、(12)比較文化、(13)女性学・男性学・クイア・スタディーズ、(14)キャリア、(15)男女共同参画、(16)国際比較
		2851	観光学		(1)ツーリズム（観光学原論）、(2)観光資源、(3)観光政策、(4)観光産業、(5)地域振興、(6)町づくり、(7)旅行者、(8)リゾート、(9)景観、(10)世界遺産、(11)祭礼・行事	
	人文学	哲学	2901	哲学・倫理学		(1)哲学原論・各論、(2)倫理学原論・各論、(3)西洋哲学、(4)西洋倫理学、(5)日本哲学、(6)日本倫理学、(7)比較哲学
			2902	中国哲学・印度哲学・仏教学	1	(1)中国哲学・思想、(2)中国仏教、(3)道教、(4)儒教
					2	(5)印度哲学・思想、(6)仏教学・仏教史全般
			2903	宗教学		(1)宗教学全般、(2)宗教史、(3)宗教社会学、(4)宗教哲学、(5)比較宗教学
		2904	思想史		(1)西洋思想史、(2)東洋・日本思想史、(3)比較思想史、(4)宗教思想史、(5)社会思想史、(6)政治思想史、(7)科学思想史、(8)芸術思想史	
		芸術学	3001	美学・芸術諸学		(1)美学、(2)芸術哲学・芸術論、(3)音楽学・音楽史、(4)芸術諸学
			3002	美術史		(1)日本・東洋美術史、(2)西洋美術史、(3)比較美術史、(4)画像学・宗教美術史、(5)建築史、(6)工芸・意匠・服飾史
			3003	芸術一般		(1)表象文化論、(2)大衆芸術、(3)映画論、(4)舞台芸術論、(5)芸術政策・産業、(6)芸術表現、(7)メディア芸術
		文学	3101	日本文学	1	(1)日本文学一般、(2)古代文学、(3)中世文学、(4)漢文学、(5)関連書誌・文献
					2	(6)近世文学、(7)近・現代文学、(8)関連文学理論・文学批評・比較文学
			3102	英米・英語圏文学	1	(1)英文学、(2)比較文学
					2	(3)米文学、(4)英語圏文学、(5)関連文学理論・文学批評・書誌・文献
			3103	ヨーロッパ文学	1	(1)仏文学・仏語圏文学、(2)西洋古典学、(3)関連文学理論・文学批評・書誌・文献、(4)比較文学
					2	(5)独文学・独語圏文学、(6)ロシア東欧文学、(7)その他のヨーロッパ語系文学
		3104	中国文学		(1)中国文学、(2)関連書誌・文献、(3)関連文学批評・文学理論、(4)比較文学	
		3105	文学一般		(1)文学理論・批評、(2)比較文学論、(3)諸地域・諸言語の文学	
		言語学	3201	言語学	1	(1)音声学、(2)音韻論、(3)形態論、(4)統語論、(5)意味論、(6)語用論、(7)文字論、(8)辞書論
2	(9)社会言語学、(10)談話研究、(11)心理言語学、(12)言語の生物学的基盤、(13)歴史言語学、(14)仏語学、(15)独語学、(16)中国語学、(17)その他の語学、(18)危機・少数言語、(19)神経言語学、(20)コーパス言語学					
3202	日本語学			(1)音声・音韻、(2)文法、(3)語彙・意味、(4)文字、(5)文章・文体、(6)方言、(7)言語生活、(8)日本語史、(9)日本語学史		
3203	英語学			(1)音声・音韻、(2)文法、(3)語彙・意味、(4)文体、(5)英語史、(6)英語学史、(7)英語の多様性		
3204	日本語教育			(1)日本語教育制度・言語政策、(2)教師論・教室研究、(3)教授法・カリキュラム、(4)第二言語習得理論、(5)教育工学・教材・教育メディア、(6)母語保持・バイリンガル教育、(7)異文化理解・異文化間コミュニケーション、(8)日本事情、(9)日本語教育史、(10)教育評価・測定		
3205	外国語教育		1	(1)教授法・カリキュラム論		
			2	(2)教育工学・教材・教育メディア一般、(3)eラーニング・コンピュータ支援学習(CALL)		
		3	(4)第二言語習得理論、(5)異文化間コミュニケーション・翻訳・通訳			
		4	(6)早期外国語教育、(7)外国語教育制度・言語政策、(8)外国語教育論・教育史、(9)教育評価・測定、(10)外国語教師養成			

系	分野	分科	細目番号	細目名	分割	キーワード（記号）	
人文社会系	人文学	史学	3301	史学一般		(1)世界史、(2)交流史、(3)比較史、(4)比較文明論、(5)グローバル化、(6)環境史、(7)島嶼・海域史、(8)史料研究	
			3302	日本史	1	(1)古代史、(2)中世史、(3)文化史、(4)宗教史、(5)農村史、(6)日本史一般、(7)交流史、(8)史料研究	
					2	(9)近世史、(10)近現代史、(11)地方史、(12)環境史、(13)災害史、(14)都市史	
			3303	アジア史・アフリカ史		(1)中国古代・中近世史、(2)中国近現代史、(3)東アジア史、(4)東南アジア史、(5)オセアニア史、(6)南アジア史、(7)西アジア・イスラーム史、(8)中央ユーラシア史、(9)アフリカ史、(10)比較・交流史、(11)史料研究	
			3304	ヨーロッパ史・アメリカ史		(1)ヨーロッパ古代史、(2)ヨーロッパ中世史、(3)西欧近現代史、(4)東欧近現代史、(5)南欧近現代史、(6)北欧近現代史、(7)南北アメリカ史、(8)比較・交流史、(9)史料研究	
		3305	考古学		(1)考古学一般、(2)先史学、(3)歴史考古学、(4)日本考古学、(5)アジア考古学、(6)古代文明学、(7)物質文化学、(8)実験考古学、(9)埋蔵文化財研究、(10)情報考古学		
		人文地理学	3401	人文地理学		(1)地理思想・方法論、(2)経済・交通地理学、(3)政治・社会地理学、(4)文化地理学、(5)都市地理学、(6)農村地理学、(7)歴史地理学、(8)地域環境・災害、(9)地理教育、(10)地域計画・地域政策、(11)地誌学、(12)地理情報システム、(13)絵図・地図	
			文化人類学	3501	文化人類学・民俗学		(1)文化人類学、(2)民俗学、(3)民族学、(4)社会人類学、(5)比較民俗学、(6)物質文化、(7)先史・歴史、(8)芸能・芸術、(9)宗教・儀礼、(10)開発・援助、(11)医療、(12)移動・越境、(13)マイノリティー、(14)生態・環境、(15)メディア、(16)身体・スポーツ
		社会科学		法学	3601	基礎法学	
			3602		公法学		(1)憲法、(2)行政法、(3)租税法、(4)国法学・憲法史、(5)憲法訴訟、(6)比較憲法・EU法、(7)行政組織法、(8)行政手続法、(9)行政救済法、(10)国際税法
	3603		国際法学			(1)国際公法、(2)国際私法、(3)国際人権・国籍法、(4)国際組織法、(5)国際経済法、(6)国際民事手続法、(7)国際取引法	
	3604		社会法学			(1)労働法、(2)経済法、(3)社会保障法、(4)教育法	
	3605		刑事法学			(1)刑法、(2)刑事訴訟法、(3)犯罪学、(4)刑事政策、(5)少年法、(6)法と心理	
	3606		民事法学			(1)民法、(2)商法、(3)民事訴訟法、(4)会社法・企業組織法、(5)金融法、(6)証券法、(7)保険法、(8)倒産法、(9)紛争処理法制、(10)民事執行法	
	3607		新領域法学			(1)環境法、(2)医事法、(3)情報・メディア法、(4)知的財産法、(5)法とジェンダー、(6)法学教育・法曹論・法教育、(7)法人・信託、(8)消費者法、(9)交通法、(10)土地法・住宅法、(11)司法制度論	
	政治学		3701	政治学		(1)政治理論、(2)政治学方法論、(3)西洋政治思想史、(4)日本・アジア政治思想史、(5)政治史、(6)日本政治史、(7)日本政治、(8)政治過程論、(9)選挙研究、(10)新制度論、(11)政治経済学、(12)行政学、(13)地方自治、(14)比較政治、(15)公共政策	
			3702	国際関係論		(1)国際理論、(2)外交史・国際関係史、(3)対外政策論、(4)安全保障論、(5)非伝統的安全保障・人間の安全保障、(6)国際政治経済論、(7)国際レジーム論、(8)国際統合論、(9)国際協調論、(10)国際交流論、(11)トランスナショナル関係、(12)グローバル・イシュー、(13)東アジア国際関係、(14)国際協力論	
	経済学		3801	理論経済学		(1)ミクロ経済学、(2)マクロ経済学、(3)経済理論、(4)ゲーム理論、(5)行動経済学、(6)実験経済学、(7)進化経済学、(8)経済制度・体制論	
		3802	経済学説・経済思想		(1)経済学説、(2)経済思想、(3)社会思想、(4)経済哲学		
		3803	経済統計		(1)統計制度、(2)統計調査、(3)人口統計、(4)所得・資産分布、(5)国民経済計算、(6)計量経済学、(7)計量ファイナンス		
		3804	経済政策		(1)国際経済学、(2)産業組織論、(3)経済発展論、(4)経済政策論、(5)都市経済学、(6)交通経済学、(7)地域経済学、(8)環境経済学、(9)資源経済学、(10)日本経済論、(11)経済事情		
3805		財政・公共経済		(1)財政学、(2)地方財政論、(3)公共経済学、(4)公共政策論、(5)医療経済学、(6)労働経済学、(7)社会保障論、(8)教育経済学、(9)法と経済学、(10)政治経済学			
3806		金融・ファイナンス		(1)金融論、(2)ファイナンス、(3)国際金融論、(4)企業金融、(5)保険論、(6)金融工学			
3807		経済史		(1)経済史、(2)経営史、(3)産業史			

系	分野	分科	細目番号	細目名	分割	キーワード（記号）
人文 社会系	社会科学	経営学	3901	経営学	1	(1)経営組織、(2)経営財務、(3)経営情報、(4)経営管理、(5)企業の社会的責任、(6)経営学説
					2	(7)経営戦略、(8)国際経営、(9)技術経営、(10)ベンチャー企業、(11)人的資源管理
			3902	商学		(1)マーケティング、(2)消費者行動、(3)広告、(4)流通・ロジスティクス、(5)マーケティングリサーチ、(6)商業、(7)保険
			3903	会計学		(1)財務会計、(2)管理会計、(3)会計監査、(4)簿記、(5)国際会計、(6)税務会計、(7)公会計、(8)環境会計
	社会学	4001	社会学	1	(1)社会哲学・社会思想、(2)社会学史、(3)社会学理論・社会学方法論、(4)社会システム、(5)社会調査法、(6)数理社会学、(7)相互行為・社会関係、(8)社会集団・社会組織、(9)制度・構造・社会変動、(10)知識・科学・技術、(11)政治・権力・国家、(12)階級・階層・社会移動	
				2	(13)家族・親族・人口、(14)地域社会・村落・都市、(15)産業・労働、(16)福祉社会学、(17)文化・宗教・社会意識、(18)コミュニケーション・情報・メディア、(19)ジェンダー、(20)教育・学校、(21)医療社会学・障害学、(22)社会問題・社会運動、(23)差別・排除、(24)環境・公害、(25)国際社会・エスニシティ、(26)身体・スポーツ、(27)自我・アイデンティティ	
		4002	社会福祉学		(1)社会福祉原論・社会福祉思想、(2)社会福祉史、(3)社会保障・社会福祉政策、(4)福祉国家・福祉社会、(5)ソーシャルワーク、(6)貧困・公的扶助、(7)子ども福祉、(8)女性福祉、(9)障害(児)者福祉、(10)高齢者福祉、(11)家族福祉、(12)地域福祉、(13)精神保健福祉・医療福祉・介護福祉、(14)司法福祉・更生保護、(15)福祉マネジメント・権利擁護・評価、(16)国際福祉・福祉NGO、(17)ボランティア・福祉NPO、(18)社会福祉教育・実習	
	心理学	4101	社会心理学		(1)自己過程、(2)社会的認知・感情、(3)態度・信念、(4)社会的相互作用・対人関係、(5)対人コミュニケーション、(6)集団・リーダーシップ、(7)集合現象・社会現象、(8)産業・組織・人事、(9)文化、(10)社会問題、(11)環境・環境問題、(12)メディア・電子ネットワーク、(13)消費者行動	
					(1)発達、(2)親子関係、(3)発達障害、(4)パーソナリティ、(5)教授法・学習、(6)教育測定・評価、(7)教育相談、(8)対人関係・行動、(9)自己・個人内過程、(10)学校・学級・教師	
		4103	臨床心理学		(1)心理的障害、(2)犯罪・非行、(3)心理アセスメント、(4)心理療法、(5)心理学的介入、(6)非言語コミュニケーション、(7)カウンセリング・学生相談、(8)心理面接過程、(9)事例研究、(10)セルフヘルプグループ、(11)セラピスト論、(12)地域援助、(13)健康心理学・健康開発、(14)心理リハビリテーション	
		4104	実験心理学		(1)生理、(2)感覚・知覚・感性、(3)意識・認知・注意、(4)記憶、(5)感情・情動・動機付け、(6)思考・推論・言語、(7)学習・行動分析、(8)進化・発達・比較認知、(9)原理・歴史・心理学研究法	
	教育学	4201	教育学	1	(1)教育哲学、(2)教育思想、(3)教育史、(4)カリキュラム論、(5)学習指導論、(6)学力論、(7)教育方法、(8)教育評価、(9)教師教育	
				2	(10)教育行財政、(11)学校経営、(12)学校教育、(13)幼児教育・保育、(14)生涯学習、(15)社会教育、(16)家庭教育、(17)教育政策	
		4202	教育社会学		(1)教育社会学、(2)教育経済学、(3)教育人類学、(4)教育政策、(5)比較教育、(6)人材開発・開発教育、(7)学校組織・学校文化、(8)教師・生徒文化、(9)青少年問題、(10)学力問題、(11)多文化教育、(12)ジェンダーと教育、(13)教育調査法、(14)教育情報システム	
		4203	教科教育学	1	(1)各教科の教育(国語、算数・数学、理科、社会、地理・歴史、公民、生活、音楽、図画工作・美術工芸、体育・保健体育、家庭、技術、英語、情報)、(2)専門教科の教育(工業、商業、農業、水産、看護、福祉)	
				2	(3)カリキュラム構成・開発、(4)教材開発、(5)教科外教育(総合的学習、道徳、特別活動)、(6)生活指導・生徒指導、(7)進路指導、(8)教員養成	
	4204	特別支援教育		(1)理念・思想・歴史、(2)制度・政策・行政、(3)心理学的臨床・実験、(4)アセスメント、(5)指導・支援・評価、(6)支援体制・コーディネーター、(7)コンサルテーション・カウンセリング、(8)家族・権利擁護、(9)共生社会・インクルージョン、(10)早期発見・早期支援、(11)通常学級・リソースルーム、(12)特別支援学校、(13)高等教育・キャリア教育、(14)発達障害・情緒障害、(15)知的障害、(16)視覚障害・聴覚障害・言語障害、(17)肢体不自由・病弱・身体虚弱、(18)学習困難・不応・非行、(19)ギフトド・才能		

系	分野	分科	細目番号	細目名	分割	キーワード（記号）
理工系	総合理工	ナノ・マイクロ科学	4301	ナノ構造化学		(1)ナノ構造化学、(2)ナノ構造作製、(3)クラスター・ナノ粒子、(4)フラレン・ナノチューブ・グラフェン、(5)メゾスコピック化学、(6)階層構造・超構造、(7)ナノ表面・界面、(8)自己組織化
			4302	ナノ構造物理		(1)ナノチューブ・グラフェン、(2)ナノ構造物性、(3)ナノ物性制御、(4)ナノマイクロ物理、(5)ナノプローブ、(6)量子情報、(7)量子効果、(8)量子ドット、(9)量子デバイス、(10)電子デバイス、(11)スピンドバイス、(12)ナノトライボロジー
			4303	ナノ材料化学		(1)ナノ材料創製、(2)ナノ材料解析・評価、(3)ナノ表面・界面、(4)ナノ機能材料、(5)ナノ構造形成・制御、(6)分子素子、(7)ナノ粒子、(8)フラレン・ナノチューブ・グラフェン、(9)ナノカーボン材料、(10)1分子化学、(11)ナノ光デバイス、(12)分子デバイス
			4304	ナノ材料工学		(1)ナノ結晶材料・コンポジット、(2)ナノ粒子・ワイヤー・シート、(3)ナノドット・レイヤー、(4)ナノ欠陥制御、(5)ヘテロ・ホモ構造、(6)ナノ材料・創製プロセス、(7)ナノ加工・成形プロセス、(8)ナノカーボン応用、(9)ナノマイクロ構造解析・評価・試験法
			4305	ナノバイオサイエンス		(1)DNAデバイス、(2)ナノ合成、(3)分子マニピュレーション、(4)バイオチップ、(5)1分子生理・生化学、(6)1分子生体情報学、(7)1分子科学、(8)1分子イメージング・ナノ計測、(9)ゲノム工学
			4306	ナノマイクロシステム		(1)MEMS・NEMS、(2)ナノマイクロファブリケーション、(3)ナノマイクロ光デバイス、(4)ナノマイクロ化学システム、(5)ナノマイクロバイオシステム、(6)ナノマイクロメカニクス、(7)ナノマイクロセンサー
		応用物理学	4401	応用物性		(1)磁性体、(2)超伝導体、(3)誘電体、(4)光物性、(5)微粒子、(6)有機分子、(7)液晶、(8)新機能材料、(9)スピントロニクス、(10)有機・分子エレクトロニクス、(11)バイオエレクトロニクス
			4402	結晶工学		(1)金属、(2)半導体、(3)非晶質、(4)微結晶、(5)セラミックス、(6)結晶成長、(7)エピタキシャル成長、(8)結晶評価、(9)ヘテロ構造、(10)電子・光機能
			4403	薄膜・表面界面物性		(1)強誘電体薄膜、(2)カーボン系薄膜、(3)酸化物エレクトロニクス、(4)薄膜新材料、(5)表面、(6)界面、(7)真空、(8)ビーム応用、(9)走査プローブ顕微鏡、(10)電子顕微鏡
			4404	光工学・光量子科学		(1)光学素子・装置・材料、(2)光情報処理、(3)視覚工学、(4)量子エレクトロニクス、(5)レーザー、(6)非線形光学、(7)量子光学、(8)フォトリソグラフィ、(9)光エレクトロニクス、(10)微小光学、(11)光計測、(12)光記録、(13)光制御、(14)光プロセッシング
			4405	プラズマエレクトロニクス		(1)プラズマ、(2)プラズマプロセス、(3)プラズマ応用、(4)反応性プラズマ、(5)プラズマ化学、(6)プラズマ処理、(7)プラズマ計測
			4406	応用物理学一般		(1)力、(2)熱、(3)音、(4)振動、(5)電磁気、(6)物理計測・制御、(7)標準、(8)センサー、(9)エネルギー変換、(10)放射線、(11)加速器
	量子ビーム科学	4501	量子ビーム科学		(1)加速器要素技術開発、(2)量子ビーム測定手法、(3)データ処理・解析手法、(4)検出器、(5)量子ビーム産業応用、(6)量子ビーム医療応用、(7)小型量子ビーム発生技術、(8)レーザー、(9)X線、(10)ガンマ線、(11)放射光、(12)中性子、(13)ミュオン、(14)電子・陽電子、(15)ニュートリノ、(16)イオンビーム、(17)陽子ビーム、(18)その他の量子ビーム	
	計算科学	4601	計算科学		(1)数理工学(数理解析・計画・設計・最適化)、(2)計算力学、(3)数値シミュレーション、(4)マルチスケール、(5)大規模計算、(6)超並列計算(並列化計算、3次元計算)、(7)数値計算手法、(8)先進アルゴリズム	
	数物系科学	数学	4701	代数学	1	(1)数論、(2)数論幾何学、(3)群論(含 群の表現論)、(4)代数的組み合わせ論
					2	(5)代数幾何、(6)環論(含 リー環)、(7)代数一般(含 代数解析、計算代数、代数学の応用)
			4702	幾何学	1	(1)リーマン幾何(含 幾何解析)、(2)シンプレクティック幾何(含 接触幾何)、(3)複素幾何、(4)微分幾何一般(含 種々の幾何構造、離散幾何)
					2	(5)位相幾何学(代数的位相幾何学、位相空間論)、(6)微分位相幾何(葉層構造、特異点、位相変換群)、(7)低次元トポロジー(結び目理論、3次元多様体論、4次元多様体論)
			4703	解析学基礎	1	(1)関数解析(含 作用素論・表現論)、(2)作用素環、(3)力学系・可積分系、(4)代数解析
					2	(5)実解析、(6)複素解析、(7)確率論、(8)基礎解析一般(含 関数空間論・応用解析の基礎)
			4704	数学解析		(1)関数方程式、(2)応用解析、(3)非線形解析(含 変分解析・非線形現象)
4705			数学基礎・応用数学	1	(1)数学基礎論、情報数理、(2)離散数学	
				2	(3)数値解析・数理モデル(含 予測理論、最適化、データ解析)、(4)統計数学(含 ゲーム理論、実験計画法、凸計画問題、決定理論、推定論、検定論、確率過程の推測)、(5)応用数学一般	
天文学			4801	天文学		(1)光学赤外線天文学、(2)電波天文学、(3)太陽物理学、(4)位置天文学、(5)理論天文学、(6)X線γ線天文学

系	分野	分科	細目番号	細目名	分割	キーワード (記号)	
理工系	数物系 科学	物理学	4901	素粒子・原子核・宇宙線・宇宙物理	1	(1)素粒子 (理論)	
					2	(2)原子核 (理論)、(3)宇宙線 (理論)、(4)宇宙物理 (理論)、(5)相対論・重力 (理論)	
					3	(6)素粒子 (実験)、(7)原子核 (実験)、(8)宇宙線 (実験)、(9)宇宙物理 (実験)、(10)相対論・重力 (実験)、(11)加速器、(12)粒子測定技術	
			4902	物性 I		(1)半導体、(2)メゾスコピック系・局在、(3)光物性、(4)表面・界面、(5)結晶成長、(6)誘電体、(7)格子欠陥、(8)X線・粒子線、(9)フォノン物性、(10)スピン物性(半導体)	
			4903	物性 II	1	(1)磁性、(2)磁気共鳴	
					2	(3)強相関係、(4)高温超伝導、(5)金属、(6)超低温・量子凝縮系、(7)超伝導・密度波、(8)分子性固体・有機導体	
			4904	数理物理・物性基礎		(1)統計物理学、(2)物性基礎論、(3)数理物理、(4)可積分系、(5)非平衡・非線形物理学、(6)応用数学、(7)力学、(8)流体物理、(9)不規則系、(10)計算物理学	
		4905	原子・分子・量子エレクトロニクス		(1)原子・分子、(2)量子エレクトロニクス、(3)量子情報、(4)放射線、(5)ビーム物理		
		4906	生物物理・化学物理・ソフトマターの物理		(1)生命現象の物理、(2)生体物質の物理、(3)数理生物学、(4)ガラス・液体・溶液、(5)光応答・光合成・化学反応、(6)高分子・液晶・ゲル、(7)エマルジョン・膜・コロイド、(8)界面・ぬれ・接着・破壊、(9)生物物理一般、(10)化学物理一般、(11)ソフトマターの物理一般		
		地球惑星科学	地球惑星科学	5001	固体地球惑星物理学		(1)地震現象、(2)火山現象、(3)地震発生予測・火山噴火予測、(4)地震災害・火山災害、(5)地殻変動・海底変動、(6)地磁気、(7)重力、(8)テクトニクス、(9)内部構造、(10)内部ダイナミクス・物性、(11)固体惑星・衛星・小惑星、(12)惑星形成・進化、(13)固体惑星探査、(14)観測手法
				5002	気象・海洋物理・陸水学		(1)気象、(2)気候、(3)惑星大気、(4)大気海洋相互作用、(5)地球流体力学、(6)海洋物理、(7)地球環境システム、(8)陸域水循環・物質循環、(9)水収支
				5003	超高層物理学		(1)地球惑星磁気圏、(2)地磁気変動、(3)地球惑星電離圏、(4)地球惑星上層大気、(5)オーロラ・磁気嵐、(6)太陽風・惑星間空間、(7)太陽地球システム・宇宙天気、(8)宇宙プラズマ・プラズマ波動、(9)惑星プラズマ・大気探査
				5004	地質学		(1)地域地質、(2)海洋地質、(3)付加体・造山帯、(4)構造地質・テクトニクス、(5)火山・活断層・災害地質、(6)環境・水理地質、(7)第四紀学、(8)応用・都市地質、(9)堆積・燃料地質、(10)地球史・惑星地質、(11)情報地質、(12)地学史
	5005			層位・古生物学		(1)層序、(2)化石、(3)系統・進化・多様性、(4)機能・形態、(5)古生態、(6)古生物地理、(7)古環境、(8)古海洋	
	5006			岩石・鉱物・鉱床学		(1)地球惑星物質、(2)地球惑星進化、(3)地殻・マントル・核、(4)マグマ・火成岩、(5)変成岩、(6)鉱物物理、(7)天然・人工結晶、(8)元素分別濃集過程、(9)鉱床形成、(10)鉱物資源、(11)生体・環境鉱物	
	5007			地球宇宙化学		(1)地球宇宙物質、(2)物質循環、(3)元素・分子分布、(4)同位体・放射年代、(5)宇宙・惑星化学、(6)地殻・マントル化学、(7)有機地球化学、(8)生物圏地球化学、(9)大気圏・水圏化学、(10)環境化学・地球環境化学、(11)計測手法	
		プラズマ科学	5101	プラズマ科学		(1)基礎・放電プラズマ、(2)宇宙・天体プラズマ、(3)核燃焼プラズマ、(4)高エネルギー密度科学、(5)複合プラズマ、(6)反応性プラズマ、(7)プラズマ化学、(8)プラズマ応用、(9)プラズマ計測、(10)プラズマ制御・レーザー、(11)プラズマ粒子加速、(12)電子ビーム・イオンビームへの応用、(13)ミリ波・テラヘルツ波への応用	
	化学	基礎化学	5201	物理化学		(1)構造化学、(2)電子状態、(3)分子動力学、(4)化学反応、(5)反応動力学、(6)分子分光、(7)表面・界面、(8)溶液、(9)クラスター、(10)理論化学、(11)生物物理化学	
			5202	有機化学		(1)構造有機化学、(2)反応有機化学、(3)有機合成化学、(4)有機元素化学、(5)有機光化学、(6)物理有機化学、(7)理論有機化学	
			5203	無機化学		(1)金属錯体化学、(2)有機金属化学、(3)無機固体化学、(4)生物無機化学、(5)核・放射化学、(6)超分子錯体、(7)多核・クラスター錯体、(8)配位高分子、(9)溶液化学、(10)ナノマテリアル、(11)結晶構造、(12)触媒、(13)元素資源	
		複合化学	5301	機能物性化学		(1)光物性、(2)電子物性、(3)スピン、(4)複合物性、(5)分子素子、(6)超分子、(7)液晶、(8)結晶、(9)薄膜、(10)表面・界面、(11)コロイド・量子ドット、(12)電気化学	
			5302	合成化学		(1)選択的合成、(2)錯体・有機金属触媒、(3)ファインケミカルズ、(4)不斉合成、(5)触媒設計・反応、(6)環境調和型合成、(7)反応場、(8)自動合成、(9)生体模倣合成、(10)コンビナトリアル合成、(11)有機分子触媒、(12)天然物合成、(13)合成関連資源	

系	分野	分科	細目番号	細目名	分割	キーワード（記号）	
理工系	化学	複合化学	5303	高分子化学		(1)高分子合成、(2)高分子反応・分解、(3)不斉重合、(4)自己組織化高分子、(5)高分子構造、(6)高分子物性、(7)機能性高分子、(8)生体関連高分子、(9)高分子錯体、(10)高分子薄膜・表面、(11)重合触媒、(12)高分子資源	
			5304	分析化学		(1)サンプリング・前処理、(2)溶媒・固相抽出、(3)機器分析、(4)スペクトル分析、(5)レーザー分光、(6)質量分析、(7)X線・電子分光、(8)界面・微粒子分析、(9)電気化学分析、(10)化学・バイオセンサー、(11)分離分析、(12)クロマトグラフィー、(13)電気泳動分析、(14)流れ分析(FIA)、(15)マイクロ流路分析、(16)分析試薬、(17)環境分析、(18)有機・高分子分析、(19)バイオ分析	
			5305	生体関連化学		(1)核酸関連化学、(2)タンパク質・酵素化学、(3)糖質関連化学・糖鎖工学、(4)天然物有機化学、(5)生物無機化学、(6)生体関連反応、(7)分子認識、(8)生体機能化学、(9)バイオテクノロジー、(10)生体触媒、(11)生体機能材料、(12)生体構造化学	
			5306	グリーン・環境化学		(1)環境計測、(2)センサー・モニタリング、(3)汚染物質評価、(4)汚染指標物質、(5)環境評価、(6)環境情報化学、(7)汚染物質、(8)汚染除去材料、(9)環境負荷低減物質、(10)生分解性物質、(11)環境修復材料、(12)グリーンケミストリー、(13)サステナブルケミストリー、(14)リサイクル、(15)元素回収、(16)安全化学、(17)資源分析	
			5307	エネルギー関連化学		(1)エネルギー変換、(2)低炭素化学、(3)高機能触媒、(4)光触媒、(5)分子素子材料、(6)エネルギー資源、(7)省エネルギー化学	
		材料化学	5401	有機・ハイブリッド材料		(1)液晶、(2)結晶、(3)有機半導体材料、(4)有機光学材料、(5)有機無機ハイブリッド材料、(6)分子素子材料、(7)機能材料	
			5402	高分子・繊維材料		(1)高分子材料物性、(2)高分子材料合成、(3)繊維材料、(4)ゴム材料、(5)ゲル、(6)高分子機能材料、(7)天然・生体高分子材料、(8)ポリマーアロイ、(9)高分子系複合材料、(10)高分子・繊維加工	
			5403	無機工業材料		(1)結晶、(2)ガラス、(3)セラミックス、(4)金属材料、(5)層状・層間化合物、(6)イオン交換体、(7)イオン伝導体、(8)光触媒、(9)高機能触媒、(10)電気化学材料、(11)ナノ粒子・量子ドット、(12)多孔体	
			5404	デバイス関連化学		(1)半導体デバイス、(2)電気・磁気・光デバイス、(3)生体機能応用デバイス、(4)電池、(5)分子センサー	
	工学	機械工学	5501	機械材料・材料力学		(1)材料設計・プロセス・物性・評価、(2)連続体力学、(3)構造力学、(4)損傷力学、(5)破壊、(6)疲労、(7)環境強度、(8)信頼性設計、(9)生体力学、(10)ナノマイクロ材料力学、(11)バイオ材料力学	
			5502	生産工学・加工学		(1)生産モデリング、(2)生産システム、(3)生産管理、(4)工程設計、(5)工作機械、(6)成形加工、(7)切削・研削加工、(8)特殊加工、(9)超精密加工、(10)ナノマイクロ加工、(11)精密位置決め・加工計測	
			5503	設計工学・機械機能要素・トライボロジー		(1)設計工学、(2)形状モデリング、(3)CAD・CAM・CAE、(4)創造工学、(5)機構学、(6)機械要素、(7)機能要素、(8)故障診断、(9)安全・安心設計、(10)ライフサイクル設計、(11)リサイクル設計、(12)トライボロジー、(13)ナノマイクロトライボロジー	
			5504	流体工学		(1)数値流体力学、(2)流体計測、(3)圧縮・非圧縮流、(4)乱流、(5)混相流、(6)反応流、(7)非ニュートン流、(8)マイクロ流、(9)分子流体力学、(10)バイオ流体力学、(11)環境流体力学、(12)音響、(13)流体機械、(14)油空圧機器	
			5505	熱工学		(1)熱物性、(2)対流、(3)伝導、(4)輻射、(5)物質輸送、(6)燃焼、(7)ナノマイクロ熱工学、(8)熱機関、(9)冷凍・空調、(10)伝熱機器、(11)エネルギー工学、(12)バイオ熱工学	
			5506	機械力学・制御		(1)運動力学、(2)動的設計、(3)振動学、(4)振動解析・試験、(5)制御機器、(6)モーションコントロール、(7)振動制御、(8)機械計測、(9)耐震・免震設計、(10)交通機械制御、(11)音響情報・制御、(12)音響エネルギー	
			5507	知能機械学・機械システム		(1)ロボティクス、(2)メカトロニクス、(3)ナノマイクロメカトロニクス、(4)バイオメカニクス、(5)ソフトメカニクス、(6)情報機器・知能機械システム、(7)精密機械システム、(8)人間機械システム、(9)情報システム	
			電気電子工学	5601	電力工学・電力変換・電気機器		(1)電気エネルギー工学(発生・変換・貯蔵・省エネルギーなど)、(2)電力系統工学、(3)電気機器、(4)パワーエレクトロニクス、(5)電気有効利用、(6)電気・電磁環境、(7)照明
				5602	電子・電気材料工学		(1)電気・電子材料(半導体、誘電体、磁性体、超誘電体、有機物、絶縁体、超伝導体など)、(2)薄膜・量子構造、(3)厚膜、(4)作成・評価技術
				5603	電子デバイス・電子機器		(1)電子デバイス・集積回路、(2)回路設計・CAD、(3)光デバイス・光回路、(4)量子デバイス・スピンデバイス、(5)マイクロ波・ミリ波・テラヘルツ波、(6)波動利用工学、(7)バイオデバイス、(8)記憶・記録、(9)表示、(10)センシングデバイス、(11)微細プロセス技術、(12)インターコネクティブ・パッケージのシステム化・応用
5604		通信・ネットワーク工学			(1)電子回路網、(2)非線形理論・回路、(3)情報理論、(4)信号処理、(5)通信方式(無線、有線、衛星、光、移動)、(6)変復調、(7)符号化、(8)プロトコル、(9)アンテナ、(10)中継・交換、(11)ネットワーク・LAN、(12)マルチメディア、(13)暗号・セキュリティ		
5605		計測工学			(1)計測理論、(2)計測機器、(3)計測システム、(4)信号処理、(5)センシング情報処理		
5606		制御・システム工学		(1)制御理論、(2)システム理論、(3)知識型制御、(4)制御機器、(5)制御システム、(6)複雑系、(7)システム情報(知識)処理、(8)社会システム工学、(9)経営システム工学、(10)環境システム工学、(11)生産システム工学、(12)バイオシステム工学			

系	分野	分科	細目番号	細目名	分割	キーワード（記号）
理工系	工学	土木工学	5701	土木材料・施工・建設マネジメント		(1)コンクリート、(2)鋼材、(3)高分子材料、(4)複合材料・新材料、(5)木材、(6)施工、(7)舗装・瀝青材料、(8)維持・管理、(9)建設事業計画・設計、(10)建設マネジメント、(11)地下空間、(12)土木情報学
			5702	構造工学・地震工学・維持管理工学		(1)応用力学、(2)構造工学、(3)鋼構造、(4)コンクリート構造、(5)複合構造、(6)風工学、(7)地震工学、(8)耐震構造、(9)地震防災、(10)維持管理工学
			5703	地盤工学		(1)土質力学、(2)基礎工学、(3)岩盤工学、(4)土木地質、(5)地盤の挙動、(6)地盤と構造物、(7)地盤防災、(8)地盤環境工学、(9)トンネル工学
			5704	水工学		(1)水理学、(2)環境水理学、(3)水文学、(4)河川工学、(5)水資源工学、(6)海岸工学、(7)港湾工学、(8)海洋工学
			5705	土木計画学・交通工学		(1)土木計画、(2)地域都市計画、(3)国土計画、(4)防災計画・環境計画、(5)交通計画、(6)交通工学、(7)鉄道工学、(8)測量・リモートセンシング、(9)景観・デザイン、(10)土木史
			5706	土木環境システム		(1)環境計画・管理、(2)環境システム、(3)環境保全、(4)用排水システム、(5)廃棄物、(6)土壌・水環境、(7)大気循環・騒音振動、(8)環境生態
		建築学	5801	建築構造・材料		(1)荷重論、(2)構造解析、(3)構造設計、(4)コンクリート構造、(5)鋼構造、(6)木構造、(7)合成構造、(8)基礎構造、(9)構造材料、(10)建築工法、(11)保全技術、(12)地震防災、(13)構造制御、(14)耐震設計、(15)耐風設計
			5802	建築環境・設備		(1)音・振動環境、(2)光環境、(3)熱環境、(4)空気環境、(5)環境設備計画、(6)環境心理生理、(7)建築設備、(8)火災工学、(9)地球・都市環境、(10)環境設計
			5803	都市計画・建築計画		(1)計画論、(2)設計論、(3)住宅論、(4)各種建物・地域施設、(5)都市・地域計画、(6)行政・制度、(7)建築・都市経済、(8)生産管理、(9)防災計画、(10)景観・環境計画
			5804	建築史・意匠		(1)建築史、(2)都市史、(3)建築論、(4)意匠、(5)様式、(6)景観・環境、(7)保存・再生
		材料工学	5901	金属物性・材料		(1)電子・磁気物性、(2)力学・熱・光物性、(3)表面・薄膜物性、(4)磁性・電子・情報材料、(5)超伝導・半導体材料、(6)アモルファス・金属ガラス・準結晶、(7)第一原理計算・材料設計シミュレーション、(8)原子・電子構造評価、(9)拡散・相変態・状態図
			5902	無機材料・物性		(1)結晶構造・組織制御、(2)力学・電子・電磁・光・熱物性、(3)表面制御、(4)機能性セラミックス材料、(5)機能性ガラス材料、(6)構造用セラミックス材料、(7)カーボン材料、(8)誘電体、(9)無機材料創成・合成プロセス
	5903		複合材料・表面工学		(1)機能性複合材料、(2)構造用複合材料、(3)ハイブリッド・スマート・生体材料、(4)表面・粒界制御、(5)プラズマ処理・レーザー加工・表面処理、(6)耐久性・環境劣化・モニタリング・評価、(7)接合・接着・溶接、(8)易リサイクル接合・複合、(9)設計・作製プロセス・加工、(10)複合高分子	
	5904		構造・機能材料		(1)強度・破壊靱性、(2)信頼性、(3)エネルギー材料、(4)燃料電池・電池材料、(5)センサー・光機能材料、(6)生体・医療・福祉材料、(7)多機能材料、(8)社会基盤構造材料、(9)機能性高分子材料	
	5905		材料加工・組織制御工学		(1)塑性加工・成形、(2)加工・熱処理、(3)精密・特殊加工プロセス、(4)結晶・組織制御、(5)電気化学プロセス、(6)粉末プロセス・粉末冶金、(7)薄膜プロセス・めっき・配線、(8)電極触媒・作用	
	5906		金属・資源生産工学		(1)反応・分離・精製、(2)融体・凝固、(3)鋳造、(4)結晶育成・成長、(5)各種製造プロセス、(6)エコマテリアル化・省エネルギープロセス、(7)希少資源代替プロセス・ユビキタス化、(8)環境浄化・低負荷・環境調和、(9)リサイクル・循環・再利用・変換、(10)資源分離・保障・確保	
	プロセス・化学工学	6001	化工物性・移動操作・単位操作		(1)平衡・輸送物性、(2)流動・伝熱・物質移動操作、(3)蒸留、(4)抽出、(5)吸収、(6)吸着、(7)イオン交換、(8)膜分離、(9)異相分離、(10)超高度分離、(11)攪拌・混合操作、(12)粉粒体操作、(13)晶析操作、(14)薄膜・微粒子形成操作、(15)高分子成形加工操作	
		6002	反応工学・プロセスシステム		(1)気・液・固・超臨界流体反応操作、(2)新規反応場、(3)反応速度、(4)反応機構、(5)反応装置、(6)材料合成プロセス、(7)重合プロセス、(8)計測、(9)センサー、(10)プロセス制御、(11)プロセスシステム設計、(12)プロセス情報処理、(13)プロセス運転・設備管理	
		6003	触媒・資源化学プロセス		(1)触媒反応、(2)触媒調製化学、(3)触媒機能解析、(4)エネルギー変換プロセス、(5)化石燃料有効利用技術、(6)資源・エネルギー有効利用技術、(7)省資源・省エネルギー技術、(8)燃焼技術	
		6004	生物機能・バイオプロセス		(1)生体触媒工学、(2)生物機能工学、(3)食品工学、(4)医用化学工学、(5)バイオ生産プロセス、(6)生物環境プロセス、(7)マイクロ・ナノバイオプロセス、(8)応用生物電気化学、(9)バイオリクター、(10)バイオセンサー、(11)バイオセパレーション、(12)バイオリファイナリー、(13)生物情報工学	

系	分野	分科	細目番号	細目名	分割	キーワード（記号）
理工系	工学	総合工学	6101	航空宇宙工学		(1)航空宇宙流体力学、(2)構造・材料、(3)振動・強度、(4)誘導・航法・制御、(5)推進・エンジン、(6)飛行力学、(7)航空宇宙システム、(8)設計・計装、(9)特殊航空機、(10)宇宙利用・探査、(11)航空宇宙環境
			6102	船舶海洋工学		(1)推進・運動性能、(2)材料・構造力学、(3)船舶海洋流体力学、(4)計画・設計・生産システム、(5)建造・艤装、(6)海上輸送システム、(7)船用機関・燃料、(8)海洋環境、(9)海洋資源・エネルギー、(10)海洋探査・機器、(11)海中・海底工学、(12)極地工学、(13)海事システム
			6103	地球・資源システム工学		(1)応用地質、(2)地殻工学、(3)リモートセンシング、(4)地球計測、(5)地球システム、(6)資源探査、(7)資源開発、(8)資源評価、(9)資源処理、(10)廃棄物地下保存・処分、(11)地層汚染修復、(12)深地層開発、(13)素材資源、(14)再生可能資源・エネルギー、(15)資源経済
			6104	核融合学		(1)炉心プラズマ、(2)周辺・ダイバータプラズマ、(3)プラズマ計測、(4)核融合理論・シミュレーション、(5)プラズマ・壁相互作用、(6)プラズマ対向機器・加熱機器、(7)燃料・ブランケット、(8)低放射化材料、(9)電磁・マグネット、(10)慣性核融合、(11)核融合システム工学、(12)安全・生物影響・社会環境
			6105	原子力学		(1)放射線工学・ビーム科学、(2)炉物理・核データ、(3)原子力計測・放射線物理、(4)熱流動、(5)構造、(6)システム設計・安全工学、(7)原子力材料・核燃料、(8)同位体・放射線化学、(9)燃料サイクル、(10)バックエンド、(11)新型原子炉、(12)保健物理・環境安全、(13)原子力社会環境
			6106	エネルギー学		(1)エネルギー生成・変換、(2)エネルギー輸送・貯蔵、(3)エネルギー節約・効率利用、(4)エネルギーシステム、(5)環境調和、(6)自然エネルギーの利用
生物系	総合生物	神経科学	6201	神経生理学・神経科学一般		(1)分子・細胞神経科学、(2)発生・発達・再生神経科学、(3)神経内分泌学、(4)臨床神経科学、(5)神経情報処理、(6)行動神経科学、(7)計算論的神経科学、(8)システム神経生理学、(9)体性・内臓・特殊感覚
			6202	神経解剖学・神経病理学	A	〔神経解剖学〕 (1)神経回路網、(2)神経組織学、(3)分子神経生物学、(4)神経微細形態学、(5)神経組織細胞化学、(6)神経発生・分化・異常、(7)神経再生・神経可塑性、(8)神経実験形態学、(9)脳画像解剖学、(10)神経細胞学
					B	〔神経病理学〕 (11)神経細胞病理学、(12)分子神経病理学、(13)神経変性疾患、(14)脳発達障害・代謝性疾患、(15)認知症疾患、(16)脳循環障害、(17)脳腫瘍、(18)脊髄・末梢神経・筋肉疾患
		6203	神経化学・神経薬理学		(1)分子・細胞・神経生物学、(2)発生・分化・老化、(3)神経伝達物質・受容体、(4)細胞内情報伝達、(5)グリア細胞、(6)精神・神経疾患の病態と治療、(7)幹細胞生物学・再生・修復、(8)神経可塑性、(9)中枢・末梢神経薬理学、(10)神経創薬、(11)神経ゲノム科学	
		実験動物学	6301	実験動物学		(1)環境・施設、(2)感染症、(3)凍結保存、(4)安全性、(5)疾患モデル、(6)育種遺伝、(7)発生工学、(8)実験動物福祉、(9)動物実験技術、(10)リサーチバイオリソース、(11)評価技術
		腫瘍学	6401	腫瘍生物学	A	(1)ゲノム不安定性、(2)エピジェネティクス、(3)がんゲノム解析、(4)発がん、(5)炎症とがん、(6)実験動物モデル、(7)遺伝子改変動物、(8)がん遺伝子、(9)がん制御遺伝子、(10)シグナル伝達、(11)DNA複製、(12)細胞周期、(13)がん遺伝、(14)アポトーシス、(15)細胞極性、(16)細胞接着・運動、(17)浸潤・転移、(18)がん細胞の特性、(19)がん微小環境、(20)血管新生、(21)リンパ管新生、(22)幹細胞、(23)細胞老化、(24)細胞不死化
					B	(25)疫学研究、(26)バイオバンク、(27)遺伝子環境交互作用、(28)予防介入研究、(29)化学予防、(30)がん研究と社会の接点
			6402	腫瘍診断学		(1)ゲノム解析、(2)プロテオミクス解析、(3)発現解析、(4)がんの個性診断、(5)オーダーメイド治療、(6)薬効評価と予測、(7)バイオマーカー、(8)腫瘍マーカー、(9)分子イメージング、(10)エピゲノム、(11)miRNA、(12)機能性RNA
			6403	腫瘍治療学		(1)抗がん物質探索・ケミカルバイオロジー、(2)化学療法、(3)分子標的治療、(4)内分泌療法、(5)ドラッグデリバリー、(6)物理療法、(7)遺伝子治療、(8)核酸治療、(9)細胞療法、(10)液性免疫、(11)細胞免疫、(12)抗体療法、(13)免疫療法、(14)ワクチン療法、(15)細胞免疫療法、(16)サイトカイン、(17)免疫抑制、(18)免疫活性化
		ゲノム科学	6501	ゲノム生物学		(1)ゲノム構造多様性、(2)動物ゲノム、(3)植物ゲノム、(4)微生物ゲノム、(5)メタゲノム、(6)オルガネラゲノム、(7)ゲノム進化、(8)ゲノム構築、(9)ゲノム維持修復、(10)ゲノム機能発現、(11)遺伝子発現調節、(12)トランスクリプトーム、(13)プロテオーム、(14)メタボローム、(15)エピゲノム、(16)比較ゲノム、(17)生物多様性
6502	ゲノム医科学			(1)疾患関連遺伝子、(2)個別化医療、(3)遺伝子診断、(4)ヒトゲノム構造多様性、(5)ゲノム創薬、(6)再生医療、(7)ゲノムワイド関連解析、(8)ヒトゲノム配列再解析、(9)疾患モデル生物ゲノム、(10)疾患エピゲノミクス、(11)ヒト集団遺伝学、(12)遺伝統計学、(13)メディカルインフォマティクス、(14)ヒト・動物細菌叢		
6503	システムゲノム科学			(1)遺伝子ネットワーク、(2)蛋白質ネットワーク、(3)代謝ネットワーク、(4)発生分化、(5)合成生物学、(6)データベース生物学、(7)バイオデータベース、(8)モデル化とシミュレーション、(9)バイオインフォマティクス、(10)ゲノム解析技術、(11)機能性RNA、(12)エピゲノム制御、(13)ゲノム生物学、(14)遺伝子資源		
生物資源保全学	6601	生物資源保全学		(1)保全生物、(2)生物多様性保全、(3)系統生物保全、(4)遺伝子資源保全、(5)生態系保全、(6)在来種保全、(7)微生物保全、(8)細胞・組織・種子保存		

系	分野	分科	細目番号	細目名	分割	キーワード（記号）
生物系	生物学	生物科学	6701	分子生物学		(1)染色体構築・機能・分配、(2)エピジェネティクス、(3)クロマチン動態、(4)DNA複製、(5)DNA損傷・修復、(6)組換え、(7)転写・転写調節、(8)転写後調節、(9)RNA、(10)翻訳、(11)翻訳後修飾、(12)超分子複合体
			6702	構造生物化学		(1)糖質、(2)脂質、(3)核酸、(4)タンパク質、(5)酵素、(6)遺伝子及び染色体、(7)生体膜及び受容体、(8)細胞間マトリックス、(9)細胞小器官、(10)翻訳後修飾、(11)分子認識及び相互作用、(12)変性とフォールディング、(13)立体構造解析及び予測、(14)NMR、(15)質量分析、(16)X線結晶解析、(17)高分解能電子顕微鏡解析
			6703	機能生物化学		(1)酵素の触媒機構、(2)酵素の調節、(3)遺伝子の情報発現と複製、(4)生体エネルギー変換、(5)金属タンパク質、(6)生体微量元素、(7)ホルモンと生理活性物質、(8)細胞情報伝達機構、(9)膜輸送と輸送タンパク質、(10)細胞内タンパク質分解、(11)細胞骨格、(12)免疫生化学、(13)糖鎖生物学、(14)生物電気化学
			6704	生物物理学		(1)タンパク質・核酸の構造・動態・機能、(2)運動・輸送、(3)生体膜・受容体・チャンネル、(4)光生物、(5)細胞情報・動態、(6)脳・神経系の情報処理、(7)理論生物学・バイオインフォマティクス、(8)構造生物学、(9)フォールディング、(10)構造・機能予測、(11)1分子計測・操作、(12)バイオイメージング、(13)非平衡・複雑系
			6705	細胞生物学		(1)細胞構造・機能、(2)生体膜、(3)細胞骨格・運動、(4)細胞内情報伝達、(5)細胞間情報伝達、(6)細胞周期、(7)細胞質分裂、(8)核構造・機能、(9)細胞間相互作用・細胞外マトリックス、(10)タンパク質分解、(11)クロマチン、(12)オルガネラ形成・動態
			6706	発生生物学		(1)細胞分化、(2)幹細胞、(3)胚葉形成・原腸形成、(4)器官形成、(5)受精、(6)生殖細胞、(7)遺伝子発現調節、(8)発生遺伝、(9)進化発生
		基礎生物学	6801	植物分子・生理科学		(1)色素体機能・光合成、(2)植物ホルモン・成長生理・全能性、(3)オルガネラ・細胞壁、(4)環境応答、(5)植物微生物相互作用・共生、(6)代謝生理、(7)植物分子機能
			6802	形態・構造		(1)動物形態、(2)植物形態、(3)微生物・藻類形態、(4)比較内分泌、(5)分子形態学、(6)形態形成・シミュレーション、(7)組織構築、(8)微細構造、(9)顕微鏡技術・イメージング
			6803	動物生理・行動		(1)代謝生理、(2)神経生物、(3)神経行動、(4)行動生理、(5)動物生理化学
			6804	遺伝・染色体動態		(1)細胞遺伝、(2)集団遺伝、(3)進化遺伝、(4)人類遺伝、(5)遺伝的多様性、(6)発生遺伝、(7)行動遺伝、(8)変異誘発、(9)染色体再編・維持、(10)モデル生物開発、(11)トランスボゾン、(12)QTL解析、(13)エピジェネティクス
	6805		進化生物学		(1)生命起源、(2)真核生物起源、(3)オルガネラ起源、(4)多細胞起源、(5)分子進化、(6)形態進化、(7)機能進化、(8)遺伝子進化、(9)進化生物学一般、(10)比較ゲノム、(11)実験進化学	
	6806		生物多様性・分類		(1)分類群、(2)分類体系、(3)進化、(4)遺伝的多様性、(5)集団・種多様性、(6)群集・生態系多様性、(7)分類形質、(8)系統、(9)種分化、(10)自然史、(11)博物館	
	6807		生態・環境		(1)個体群、(2)生物社会、(3)種間関係、(4)群集、(5)生態系、(6)進化生態、(7)行動生態、(8)自然環境、(9)生理生態、(10)分子生態、(11)保全生態学	
	人類学	6901	自然人類学		(1)形態、(2)先史・年代測定、(3)生体機構、(4)分子・遺伝、(5)生態、(6)霊長類、(7)進化、(8)成長・老化、(9)社会、(10)行動・認知、(11)生殖・発生、(12)骨考古学、(13)地理的多様性	
		6902	応用人類学		(1)生理人類学、(2)人間工学、(3)生理的多型性、(4)環境適応能、(5)全身の協同、(6)機能的潜在性、(7)テクノ・アダプタビリティ、(8)ソマトメトリー、(9)被服、(10)生体・適応、(11)体質・健康、(12)法医学人類学、(13)医療人類学	
	農学	生産環境農学	7001	遺伝育種科学		(1)遺伝子発現制御・エピゲノム、(2)遺伝子ネットワーク、(3)オミクス解析、(4)トランスボゾン、(5)オルガネラ、(6)生長・発生遺伝、(7)ゲノム・染色体解析、(8)生殖・雑種・倍数性、(9)環境ストレス、(10)生物的ストレス、(11)収量・バイオマス、(12)加工適性・成分育種、(13)遺伝育種リソース・多様性、(14)遺伝子地図・QTL解析、(15)遺伝子導入・変異作出、(16)ゲノム育種・マーカー育種、(17)育種理論・インフォマティクス、(18)有用遺伝子組換え植物作出・アセスメント
			7002	作物生産科学		(1)食用作物、(2)工芸作物、(3)飼料・草地利用作物、(4)バイオ燃料植物、(5)資源植物、(6)栽培・作付体系、(7)農作業体系、(8)作物品質・食味、(9)雑草科学、(10)雑草制御、(11)アレロケミカル、(12)有機農業、(13)環境調和型作物生産、(14)ファイトレメディエーション、(15)休耕地管理、(16)地力維持・増強、(17)ストレス応答反応、(18)生育環境・気候変動、(19)生育予測・モデル
			7003	園芸科学		(1)果樹、(2)野菜、(3)観賞・景観環境植物、(4)植物生産管理技術、(5)組換え遺伝子・遺伝子解析技術、(6)園芸ゲノム科学・バイオインフォマティクス、(7)受粉受精・胚発生、(8)果実発育・成熟、(9)生育障害・生理障害、(10)植物成長調節物質、(11)色素芳香成分・機能性成分、(12)環境応答・環境調節、(13)施設園芸・植物工場、(14)ポストハーベスト・青果物加工技術、(15)種苗種子生産・繁殖、(16)資源植物開発利用、(17)生体計測・園芸ロボティクス、(18)園芸福祉・園芸療法

系	分野	分科	細目番号	細目名	分割	キーワード（記号）										
生物系	農学	生産環境農学	7004	植物保護科学	A	(1)植物病原体、(2)線虫・寄生性高等植物、(3)ゲノム、(4)系統分類・進化、(5)病原性、(6)抵抗性、(7)病害発生、(8)病害診断、(9)同定、(10)病害防除・治療、(11)伝染・生態・媒介、(12)宿主特異性、(13)植物感染生理、(14)植物-病原体相互作用、(15)植物生理病、(16)ポストハーベスト病害、(17)抵抗性育種、(18)RNAサイレンシング、(19)内生菌・共生菌										
					B	(20)化学農薬・生物農薬、(21)薬剤耐性・除草剤耐性、(22)農薬障害、(23)植物成長調整剤・プラントアクチベーター、(24)天然生理活性物質、(25)病害虫管理、(26)ダニ・線虫管理、(27)雑草管理、(28)外来植物、(29)アレロパシー、(30)総合的病害虫管理(I.P.M.)、(31)媒介昆虫、(32)害虫個体群、(33)天敵、(34)侵入病害虫、(35)昆虫分類、(36)発生予察、(37)鳥獣管理、(38)環境ストレス応答・耐性、(39)植物生育環境、(40)耕種の防除・物理的防除、(41)病害虫抵抗性作物、(42)植物傷害応答、(43)植物-昆虫相互作用										
		農芸化学	7101	植物栄養学・土壌学	7101	植物栄養学・土壌学		(1)植物成長・生理、(2)植物栄養代謝、(3)植物代謝調節、(4)植物分子生理学、(5)肥料、(6)土壌生成・分類、(7)土壌物理、(8)土壌化学、(9)土壌生物、(10)土壌環境、(11)土壌生態学、(12)土壌肥沃度、(13)土壌汚染防除								
								7102	応用微生物学		(1)微生物分類、(2)発酵生産、(3)微生物生理、(4)微生物遺伝・育種、(5)微生物酵素、(6)微生物代謝、(7)微生物機能、(8)微生物利用学、(9)環境微生物、(10)二次代謝産物生産、(11)微生物生態学、(12)微生物制御学、(13)遺伝子資源、(14)遺伝子発現、(15)代謝制御、(16)環境・細胞応答、(17)微生物ゲノム					
											7103	応用生物化学		(1)動物生化学、(2)植物生化学、(3)酵素利用学、(4)遺伝子工学、(5)タンパク質工学、(6)構造生物学、(7)生物工学、(8)代謝工学、(9)酵素化学、(10)糖質・脂質科学、(11)細胞・組織培養、(12)代謝生理、(13)遺伝子発現、(14)物質生産、(15)細胞応答、(16)情報伝達、(17)微量元素		
														7104	生物有機化学	
	7105															
		2	(8)食品物理学、(9)食品分析、(10)食品工学、(11)食品製造・加工、(12)食品貯蔵、(13)食品安全性													
	森林圏科学	7201	森林科学	7201	森林科学		(1)生態・生物多様性、(2)遺伝・育種、(3)生理、(4)分類、(5)立地・気象、(6)造林、(7)病理・微生物、(8)昆虫・動物、(9)計画・管理、(10)政策・経済、(11)持続的林业、(12)作業システム・林道・機械、(13)治山・砂防・緑化、(14)水資源・水循環、(15)物質循環・フラックス、(16)気候変動・炭素収支、(17)バイオマス、(18)景観生態・風致・緑地管理、(19)環境教育・森林教育									
							7202	木質科学		(1)組織構造、(2)材質・物性、(3)セルロース・ヘミセルロース、(4)リグニン、(5)抽出成分・生理活性成分、(6)微生物、(7)きのこ・木材腐朽菌、(8)化学加工・接着、(9)保存・文化財、(10)乾燥、(11)機械加工、(12)木質材料、(13)強度・木質構造、(14)居住性、(15)林産教育、(16)木質バイオマス、(17)紙パルプ						
	水圏応用科学	7301	水圏生産科学	7301	水圏生産科学	A	(1)水圏環境、(2)生物環境、(3)環境保全、(4)水質・底質、(5)海洋・物質循環、(6)藻場・干潟、(7)修復・再生、(8)環境微生物、(9)プランクトン、(10)ネクトン、(11)ベントス、(12)赤潮、(13)環境毒性、(14)水圏生態システム、(15)温暖化、(16)生物多様性、(17)リモートセンシング									
						B	(18)分類・形態、(19)生態・行動、(20)バイオロギング、(21)資源・資源管理、(22)漁業、(23)増養殖、(24)水産動物、(25)水産植物、(26)遺伝・育種、(27)魚病・水族病理、(28)水産工学、(29)漁村社会・水産政策、(30)水産経済・経営・流通、(31)水産教育、(32)水産開発									
						7302	水圏生命科学		(1)発生、(2)生理、(3)免疫・生体防御、(4)代謝・酵素、(5)水族栄養、(6)生化学、(7)分子生物学、(8)マリンゲノム、(9)遺伝子資源、(10)生物工学、(11)微生物機能、(12)糖鎖生物学、(13)ケミカルバイオロジー、(14)バイオミメティクス、(15)生物活性物質、(16)天然物化学、(17)生体高分子、(18)分析化学、(19)水産食品化学、(20)機能性食品、(21)水産食品加工・貯蔵、(22)食品微生物、(23)食品衛生、(24)自然毒、(25)食品安全性、(26)ゼロエミッション、(27)水圏バイオマス利用、(28)バイオエネルギー							
	社会経済農学	7401	経営・経済農学	7401	経営・経済農学		(1)食料自給・食料安全保障、(2)食料経済、(3)農漁村経済・計画、(4)農業関連産業、(5)食環境経済、(6)食料政策、(7)農林水産業政策、(8)国際食料経済・貿易、(9)農林水産投資・金融、(10)農畜水産物・食品流通、(11)フードシステム、(12)食の安全・リスク管理、(13)農林水産業経営、(14)農林水産技術・知識評価、(15)経営管理・診断・計画、(16)土地利用、(17)農の付加価値化、(18)マーケティング、(19)経営倫理・CSR、(20)集落営農、(21)農林水産業支援組織、(22)経営主体、(23)食農情報システム、(24)企業の農業参入、(25)農業普及									
							7402	社会・開発農学		(1)農村社会、(2)農村生活、(3)地産地消、(4)食農教育、(5)農村リーダー・NPO、(6)都市農村交流、(7)女性の農業・社会参画、(8)農社会と文化、(9)農業・農村の多面的機能、(10)農史・農法比較、(11)農思想・倫理、(12)国際農業、(13)国際農漁村開発、(14)開発プロジェクトマネジメント、(15)技術の普及と移転、(16)食遷移、(17)commons						

系	分野	分科	細目番号	細目名	分割	キーワード（記号）	
生物系	農学	農業工学	7501	地域環境工学・計画学		(1)農業水利・灌漑排水、(2)農地整備・保全、(3)農村計画、(4)農村環境、(5)地域景観・生態系、(6)地域振興・持続可能性、(7)物質エネルギー循環・管理、(8)水資源、(9)自然エネルギー、(10)地域ガバナンス、(11)地域防災、(12)土壤環境保全、(13)農業施設・ストックマネジメント、(14)農村道路、(15)集落排水、(16)国際農業農村開発、(17)水理、(18)水文・気象、(19)水・水環境、(20)土壤物理、(21)土質力学、(22)応用力学、(23)材料・設計・施工	
			7502	農業環境・情報工学	A	(1)生物生産システム、(2)生物生産機械、(3)施設園芸・植物工場、(4)生物環境調節、(5)バイオプロセッシング、(6)農業生産環境、(7)農業気象・微気象、(8)気象災害、(9)地球環境・温暖化影響、(10)環境改善・緑化、(11)再生可能エネルギー、(12)農作業技術管理、(13)農業労働科学、(14)ポストハーベスト工学、(15)流通管理	
					B	(16)生体計測、(17)細胞計測、(18)非破壊計測、(19)画像計測、(20)環境ストレス応答、(21)バイオセンシング、(22)画像情報処理・画像認識、(23)アグリバイオインフォマティクス、(24)リモートセンシング、(25)地理情報システム、(26)モデリング・シミュレーション、(27)コンピュータネットワーク・ICT、(28)農業ロボティクス、(29)精密農業、(30)生物環境情報、(31)農業情報、(32)農作業情報	
		動物生命科学	7601	動物生産科学	A	(1)育種、(2)繁殖、(3)栄養・飼養、(4)飼料、(5)代謝・内分泌制御	
					B	(6)家畜衛生、(7)動物管理・福祉、(8)環境、(9)施設・生産システム、(10)草地、(11)放牧、(12)畜産物、(13)糞尿処理、(14)畜産バイオマス、(15)畜産経営、(16)畜産物流通	
			7602	獣医学	A	(1)病理、(2)病態、(3)薬理、(4)トキシコロジー、(5)病原微生物、(6)人獣共通感染症、(7)寄生虫、(8)獣医公衆衛生、(9)防疫、(10)疫学	
					B	(11)内科、(12)外科、(13)臨床繁殖・産科、(14)診断・検査、(15)臨床病理、(16)治療・看護、(17)疾病予防・制御、(18)麻酔・鎮痛、(19)放射線科学、(20)動物福祉・倫理	
			7603	統合動物科学	A	(1)生理、(2)組織、(3)解剖、(4)内分泌、(5)細胞機能、(6)免疫、(7)生体防御、(8)遺伝、(9)エピジェネティクス、(10)ゲノム、(11)発生・分化、(12)生体情報、(13)生態、(14)行動、(15)心理	
					B	(16)遺伝子工学、(17)細胞工学、(18)発生工学、(19)幹細胞、(20)再生医療、(21)イメージング、(22)野生動物、(23)実験動物、(24)疾患モデル動物、(25)コンパニオンアニマル、(26)動物介在療法、(27)バイオリソース、(28)生物多様性	
		境界農学	7701	昆虫科学		(1)昆虫機能利用・有用物質生産、(2)養蚕・蚕糸、(3)昆虫病理、(4)昆虫病原微生物・ウイルス、(5)昆虫生態、(6)昆虫生理生化学、(7)昆虫分子生物学、(8)昆虫行動、(9)昆虫個体群・群集、(10)昆虫進化・系統分類、(11)昆虫遺伝・ゲノム、(12)昆虫発生・生殖、(13)生活史・季節適応、(14)化学生態学、(15)化学的・物理的交信、(16)寄生・共生、(17)クモ・ダニ・線虫、(18)養蜂、(19)ポリネーション、(20)社会性昆虫、(21)昆虫ミメティクス	
	7702				環境農学(含ランドスケープ科学)	A	(1)バイオマス、(2)生物環境、(3)遺伝資源、(4)生物多様性、(5)環境分析、(6)環境修復、(7)環境浄化、(8)水域汚染、(9)環境適応、(10)生態系サービス、(11)資源環境バランス、(12)資源循環システム、(13)環境価値評価、(14)低炭素社会、(15)LCA、(16)環境調和型農業、(17)流域管理、(18)陸海域の統合農学、(19)地域農学
						B	(20)ランドスケープデザイン、(21)造園、(22)緑地計画、(23)景観形成・保全、(24)文化的景観、(25)自然環境保全・自然再生、(26)都市環境デザイン、(27)自然環境影響評価、(28)生物生息空間、(29)生態系機能、(30)景観生態、(31)都市農地、(32)公園管理・緑地環境管理、(33)都市公園・防災公園、(34)自然公園、(35)環境緑化学、(36)都市緑化植物、(37)観光・グリーンツーリズム・レクリエーション、(38)参加型まちづくり、(39)CSRと緑化
	7703		応用分子細胞生物学		(1)細胞生物学、(2)染色体工学、(3)糖鎖工学、(4)オルガネラ工学、(5)細胞・組織工学、(6)エピジェネティクス、(7)発現制御、(8)発生・分化制御、(9)細胞間相互作用、(10)分子間相互作用、(11)生物間相互作用、(12)バイオセンサー、(13)細胞機能、(14)分子情報、(15)機能分子設計、(16)プロテオーム、(17)メタボローム、(18)物質生産、(19)培養工学、(20)バイオロジクス		
	医歯薬学		薬学	7801	化学系薬学		(1)有機化学、(2)合成化学、(3)生体関連物質、(4)天然物化学、(5)有機反応学、(6)ヘテロ環化学、(7)不斉合成
		7802		物理系薬学		(1)物理化学、(2)分析化学、(3)製剤学、(4)生物物理化学、(5)同位体薬品化学、(6)生命錯体化学、(7)分子構造学、(8)構造生物学、(9)イメージング、(10)ドラッグデリバリー、(11)情報科学	
		7803		生物系薬学		(1)生化学、(2)分子生物学、(3)免疫学、(4)細胞生物学、(5)発生生物学、(6)ゲノム機能学、(7)生理化学、(8)内分泌学	
		7804		薬理系薬学		(1)薬理学、(2)薬効解析学、(3)神経生物学、(4)薬物治療学、(5)細胞情報伝達学、(6)毒性・医薬品安全性学、(7)システム薬理学、(8)ゲノム薬理学	
		7805		天然資源系薬学		(1)生薬学、(2)薬用資源学、(3)天然薬物学、(4)漢方・和漢薬、(5)伝統医薬、(6)生合成、(7)抗生物質・微生物薬品学、(8)天然活性物質、(9)薬用食品学	

系	分野	分科	細目番号	細目名	分割	キーワード（記号）
生物系	医歯薬学	薬学	7806	創薬化学		(1)医薬品化学、(2)医薬分子設計、(3)医薬品探索、(4)医薬分子機能学、(5)ゲノム創薬、(6)レギュラトリーサイエンス、(7)ケミカルバイオロジー、(8)バイオ医薬品
			7807	環境・衛生系薬学		(1)環境衛生学、(2)環境化学、(3)環境動態学、(4)食品衛生学、(5)栄養化学、(6)微生物・感染症学、(7)中毒学、(8)環境毒性学、(9)化粧品科学、(10)衛生試験
			7808	医療系薬学	1	(1)薬物動態学、(2)薬物代謝学、(3)薬物輸送担体、(4)薬物動態・代謝スクリーニング系、(5)ヒトの薬物動態・代謝予測系、(6)臨床化学、(7)個別医療
		2			(8)臨床薬学、(9)医療薬剤学、(10)医薬品情報・安全性学、(11)薬剤経済学、(12)社会薬学、(13)病院薬学・保険薬局管理学、(14)医療薬学教育学	
		基礎医学	7901	解剖学一般（含組織学・発生学）	1	(1)肉眼解剖学、(2)機能解剖学、(3)臨床解剖学、(4)比較解剖学、(5)画像解剖学、(6)発生学・形態形成学、(7)先天異常学・奇形学、(8)実験形態学、(9)解剖学教育
					2	(10)細胞学、(11)組織学、(12)細胞分化・組織形成、(13)細胞機能形態学、(14)細胞微細形態学、(15)分子形態学、(16)細胞組織化学、(17)顕微鏡技術
			7902	生理学一般		(1)分子・細胞生理学、(2)生体膜・チャネル・トランスポーター・能動輸送、(3)受容体・細胞内シグナル伝達、(4)刺激分泌連関、(5)上皮機能、(6)遺伝・受精・発生・分化、(7)細胞増殖・細胞死、(8)細胞運動・形態形成・細胞間相互作用、(9)微小循環・末梢循環・循環力学・循環調節、(10)換気力学・血液ガス・呼吸調節、(11)消化管運動・消化吸収、(12)腎・体液・酸塩基平衡、(13)血液凝固・血液レオロジー、(14)病態生理、(15)システム生理・フィジオーム、(16)比較生理学・発達生理学・ゲノム生理学、(17)筋肉生理学
			7903	環境生理学（含体力医学・栄養生理学）		(1)環境生理学、(2)体力医学、(3)栄養生理学、(4)適応・協同生理学、(5)生体リズム、(6)発達・成長・老化、(7)ストレス、(8)宇宙医学、(9)行動生理学、(10)生物時計、(11)温熱生理学、(12)摂食調節、(13)睡眠・覚醒、(14)生殖生理学
			7904	薬理学一般		(1)腎臓、(2)骨格筋・平滑筋、(3)消化器、(4)炎症・免疫、(5)生理活性物質、(6)中枢・末梢神経、(7)脊髄・痛み、(8)受容体・チャネル・輸送系・シグナル情報伝達系、(9)心血管・血液、(10)創薬・ゲノム薬理学、(11)薬物治療・トキシコロジー、(12)生薬・天然物薬理学
			7905	医化学一般		(1)生体分子医学、(2)細胞医化学、(3)ゲノム医化学、(4)発生医学、(5)再生医学、(6)加齢医学、(7)高次生命医学、(8)細胞内シグナル伝達
	7906		病態医化学		(1)代謝異常学、(2)分子病態学、(3)分子遺伝子診断学、(4)分子腫瘍学、(5)分子病態栄養学	
	7907		人類遺伝学		(1)ゲノム医科学、(2)分子遺伝学、(3)細胞遺伝学、(4)遺伝生化学、(5)遺伝疫学、(6)遺伝診断学、(7)遺伝子治療学、(8)社会遺伝学、(9)エピジェネティクス	
	7908		人体病理学	1	(1)消化器・唾液腺、(2)泌尿生殖器・内分泌	
				2	(3)脳・神経、(4)呼吸器・縦隔、(5)循環器、(6)骨・関節・筋肉・皮膚・感覚器、(7)血液	
				3	(8)診断病理学、(9)細胞診断学、(10)遺伝子病理診断学、(11)免疫病理診断学、(12)環境病理、(13)移植病理	
	7909	実験病理学	1	(1)細胞傷害、(2)腫瘍、(3)遺伝性疾患、(4)環境、(5)再生医学		
			2	(6)炎症、(7)循環障害、(8)免疫、(9)感染症、(10)代謝異常、(11)小児病理、(12)疾患モデル動物		
	7910	寄生虫学（含衛生動物学）		(1)蠕虫、(2)原虫、(3)媒介節足動物、(4)病害動物、(5)国際医療、(6)分子・細胞、(7)発生・遺伝、(8)疫学、(9)診断・治療、(10)感染防御・制御		
	7911	細菌学（含真菌学）		(1)遺伝・ゲノム情報、(2)構造・生理、(3)分類、(4)病原性、(5)毒素・エフェクター、(6)薬剤耐性、(7)疫学、(8)診断・治療、(9)感染防御・制御		
	7912	ウイルス学		(1)分子・構造、(2)細胞・複製、(3)個体・病態、(4)疫学、(5)診断・治療、(6)感染防御・制御、(7)プリオン		
	7913	免疫学		(1)サイトカイン、(2)免疫シグナル伝達、(3)抗体・補体、(4)自然免疫、(5)獲得免疫、(6)粘膜免疫、(7)免疫記憶、(8)免疫寛容・自己免疫、(9)免疫監視・腫瘍免疫、(10)免疫不全、(11)アレルギー・免疫関連疾患、(12)感染免疫、(13)炎症、(14)免疫制御・移植免疫		

系	分野	分科	細目番号	細目名	分割	キーワード（記号）
生物系	医歯薬学	境界医学	8001	医療社会学		(1) バイオエシックス、(2) 医歯薬学教育、(3) 医学史、(4) 医療経済学、(5) 医療行動学
			8002	応用薬理学		(1) 臨床薬理学、(2) 臨床試験・倫理、(3) 薬物治療学、(4) 医薬品副作用・薬物相互作用、(5) 薬物輸送学、(6) ファーマコゲノミックス、(7) 同位体医療薬学、(8) 機器医療薬学、(9) 薬物代謝酵素・トランスポーター、(10) イメージング、(11) ヒト組織利用研究、(12) 薬物依存・薬剤感受性、(13) 遺伝子診断・治療、(14) ドラッグデリバリー、(15) 薬剤疫学
			8003	病態検査学	1	(1) 臨床検査医学、(2) 臨床病理学、(3) 臨床化学、(4) 免疫血清学、(5) 臨床検査システム
					2	(6) 遺伝子検査学、(7) 臨床微生物学、(8) 腫瘍検査学、(9) 臨床血液学、(10) 生理機能検査学
			8004	疼痛学		(1) 疼痛の評価法、(2) 疼痛の疫学、(3) 鎮痛薬、(4) 疼痛の非薬物治療、(5) 発痛物質、(6) 疼痛の発生・増強機序、(7) 疼痛の神経機構、(8) 痛覚過敏、(9) 疼痛の遺伝的要因、(10) 疼痛の発達・加齢要因、(11) 疼痛の性差、(12) 疼痛反射、(13) しびれ、(14) 侵害受容器、(15) 組織障害性疼痛、(16) 神経障害性疼痛、(17) 精神・心理的疼痛、(18) 痒み評価法、(19) 痒みの疫学、(20) 鎮痒薬、(21) 起痒物質、(22) 痒みの発生・増強機序、(23) 痒みの神経機構、(24) 掻破行動、(25) 痒み過敏、(26) 精神・心理的痒み、(27) 痒みの発達・加齢要因
		8005	医学物理学・放射線技術学		(1) 医用物理学、(2) 放射線技術科学、(3) 放射線技術工学、(4) 放射線診断技術学、(5) 放射線治療技術学、(6) 核医学物理学、(7) 医用画像物理工学、(8) 医用画像情報学、(9) 放射線測定学、(10) 粒子線治療学、(11) 加速器工学、(12) 放射線防護学	
		社会医学	8101	疫学・予防医学	1	(1) 臨床疫学、(2) 臨床試験、(3) 環境疫学、(4) 分子遺伝疫学
					2	(5) 疫学、(6) 予防医学、(7) 健康診断、(8) 検診、(9) 臨床統計学、(10) 集団検診、(11) 健康管理、(12) 健康増進
			8102	衛生学・公衆衛生学	1	(1) 分子予防、(2) 分子疫学、(3) 食品衛生、(4) 環境保健、(5) 産業保健、(6) 環境毒性学
					2	(7) 地域保健、(8) 地域医療、(9) 母子保健、(10) 成人保健、(11) 高齢者保健、(12) 国際保健、(13) 保健医療行政、(14) 保健医療政策、(15) 介護福祉
	8103		病院・医療管理学		(1) 病院管理学、(2) 医療管理学、(3) 医療情報学、(4) 医療の質、(5) 診療録管理、(6) リスクマネジメント、(7) 院内感染管理、(8) クリティカルパス	
	8104	法医学		(1) 法医学、(2) 法医学鑑定学、(3) アルコール医学、(4) 法歯学、(5) DNA多型医学、(6) 法医病理学		
	内科系臨床医学	8201	内科学一般（含心身医学）		(1) 心療内科学、(2) ストレス科学、(3) 東洋医学、(4) 代替医療、(5) 緩和医療、(6) 総合診療、(7) プライマリケア、(8) 老年医学	
		8202	消化器内科学	1	(1) 上部消化管学(食道、胃、十二指腸)	
				2	(2) 下部消化管学(小腸、大腸)	
				3	(3) 肝臓学	
				4	(4) 胆道学、膵臓学	
				5	(5) 消化器内視鏡学	
		8203	循環器内科学	1	(1) 臨床心臓学	
				2	(2) 臨床血管学	
				3	(3) 分子心臓学	
				4	(4) 分子血管学	
		8204	呼吸器内科学	1	(1) 臨床呼吸器学	
				2	(2) 分子細胞呼吸器学	
	8205	腎臓内科学	1	(1) 腎臓学		
			2	(2) 高血圧学、(3) 水・電解質代謝学、(4) 人工透析学		

系	分野	分科	細目番号	細目名	分割	キーワード（記号）
生物系	医歯薬学	内科系臨床医学	8206	神経内科学	1	(1) 神経分子病態学
					2	(2) 神経病態免疫学、(3) 臨床神経分子遺伝学
					3	(4) 臨床神経生理学、(5) 臨床神経形態学、(6) 臨床神経心理学、(7) 神経機能画像学
			8207	代謝学	1	(1) エネルギー・糖質代謝異常
					2	(2) メタボリックシンドローム、(3) 脂質代謝異常、(4) プリン代謝異常、(5) 骨・カルシウム代謝異常、(6) 電解質代謝異常
			8208	内分泌学		(1) 内分泌学、(2) 生殖内分泌学
			8209	血液内科学	1	(1) 血液内科学、(2) 血栓・止血学、(3) 輸血学
					2	(4) 血液腫瘍学
					3	(5) 造血幹細胞移植学、(6) 血液免疫学、(7) 免疫制御学
			8210	膠原病・アレルギー内科学	1	(1) 膠原病学、(2) リウマチ学
					2	(3) アレルギー学、(4) 臨床免疫学、(5) 炎症学
			8211	感染症内科学		(1) 感染症診断学、(2) 感染症治療学、(3) 感染症防御学、(4) 国際感染症学、(5) 感染症疫学、(6) 日和見感染症
			8212	小児科学	1	(1) 発達小児科学、(2) 成育医学、(3) 小児代謝・栄養学、(4) 遺伝・先天異常学、(5) 小児保健学、(6) 小児社会医学
					2	(7) 小児神経学、(8) 小児内分泌学
					3	(9) 小児血液学、(10) 小児腫瘍学、(11) 小児免疫・アレルギー・膠原病学、(12) 小児感染症学
					4	(13) 小児循環器学、(14) 小児呼吸器学、(15) 小児腎・泌尿器学、(16) 小児消化器病学
			8213	胎児・新生児医学		(1) 出生前診断、(2) 胎児医学、(3) 先天異常学、(4) 新生児医学、(5) 未熟児医学
			8214	皮膚科学	1	(1) 皮膚診断学、(2) 皮膚病態学、(3) 皮膚生理・生物学、(4) レーザー・光生物学
					2	(5) 皮膚腫瘍学、(6) 色素細胞学、(7) 皮膚免疫・炎症学、(8) 皮膚感染症、(9) 皮膚再生学、(10) 皮膚遺伝学
			8215	精神神経科学	1	(1) 精神薬理学、(2) 臨床精神分子遺伝学
					2	(3) 精神生理学、(4) 精神病理学、(5) 老年精神医学
					3	(6) 社会精神医学、(7) 児童・思春期精神医学、(8) 司法精神医学、(9) 神経心理学、(10) リエゾン精神医学、(11) 精神科リハビリテーション医学
			8216	放射線科学	1	(1) 画像診断学(含放射線診断学)、(2) エックス線・CT、(3) 超音波診断学、(4) 放射性医薬品・造影剤
					2	(5) 核磁気共鳴画像(MRI)、(6) 放射線防護・管理学、(7) 医用画像工学
					3	(8) 核医学(PEITを含む)、(9) インターベンショナルラジオロジー(IVR)、(10) 血管形成術・骨形成術・血管塞栓術、(11) ラジオ波治療・ステント治療・レーザー治療、(12) 温熱治療学、(13) 超音波治療学、(14) 被ばく医療、(15) 医学放射線生物学
					4	(16) 放射線治療学、(17) 放射線腫瘍学、(18) 放射線治療物理学、(19) 放射線治療生物学、(20) 粒子線治療

系	分野	分科	細目番号	細目名	分割	キーワード（記号）
生物系	医歯薬学	外科系臨床医学	8301	外科学一般	1	(1)外科総論、(2)移植外科学、(3)人工臓器学、(4)内視鏡外科学、(5)ロボット外科学
					2	(6)実験外科学、(7)内分泌外科学、(8)乳腺外科学、(9)代謝栄養外科学
			8302	消化器外科学	1	(1)食道外科学、(2)胃十二指腸外科学
					2	(3)小腸大腸肛門外科学
					3	(4)肝臓外科学、(5)脾門脈外科学
					4	(6)胆道外科学、(7)膵臓外科学
			8303	心臓血管外科学	1	(1)冠動脈外科学、(2)弁膜疾患外科学、(3)心筋疾患外科学、(4)先天性心臓血管外科学
					2	(5)大血管外科学、(6)末梢動脈外科学、(7)末梢静脈外科学、(8)リンパ管学
			8304	呼吸器外科学	1	(1)肺外科
					2	(2)気管外科、(3)縦隔外科、(4)胸膜外科、(5)胸壁外科
			8305	脳神経外科学	1	(1)頭部外傷学、(2)脳血管障害学、(3)脳血管内外科学、(4)実験脳外科学
					2	(5)脳腫瘍学
					3	(6)神経画像診断学、(7)機能脳神経外科学、(8)小児脳神経外科学、(9)脊髄・脊椎疾患学、(10)脳外科手術機器学、(11)放射線脳外科学
			8306	整形外科	1	(1)脊椎脊髄病学、(2)筋・神経病学、(3)理学療法・リハビリテーション学
					2	(4)骨・軟部腫瘍学、(5)四肢機能再建学、(6)小児運動器学、(7)運動器外傷学
					3	(8)関節病学、(9)リウマチ病学、(10)骨・軟骨代謝学、(11)スポーツ医学
			8307	麻酔科学	1	(1)麻酔学、(2)麻酔蘇生学
					2	(3)周術期管理学
					3	(4)疼痛管理学
			8308	泌尿器科学	1	(1)腫瘍学
					2	(2)排尿機能学、(3)結石症学、(4)感染症学、(5)再生医学、(6)奇形学
					3	(7)副腎外科学、(8)腎移植、(9)アンドロロジー
			8309	産婦人科学	1	(1)産科学、(2)生殖医学
					2	(3)婦人科学、(4)婦人科腫瘍学、(5)更年期医学
			8310	耳鼻咽喉科学	1	(1)耳科学、(2)平衡科学、(3)聴覚医学
					2	(4)鼻科学、(5)アレルギー学、(6)頭蓋底外科学
					3	(7)口腔咽頭科学、(8)喉頭科学、(9)気管食道科学、(10)頭頸部外科学
			8311	眼科学	1	(1)臨床研究、(2)疫学研究、(3)社会医学
2	(4)眼生化学・分子生物学、(5)眼細胞生物学、(6)眼遺伝学、(7)眼組織学、(8)眼病理学					
3	(9)眼薬理学、(10)眼生理学、(11)眼発生・再生医学、(12)眼免疫学、(13)眼微生物学・感染症学、(14)視能矯正学、(15)眼光学、(16)眼医工学					
8312	小児外科学		(1)小児消化器疾患学、(2)胎児手術学、(3)小児泌尿器科学、(4)小児呼吸器外科学、(5)小児腫瘍学			
8313	形成外科学		(1)再建外科学、(2)創傷治癒学、(3)マイクロサージェリー学、(4)組織培養・移植学、(5)再生医学			
8314	救急医学		(1)集中治療医学、(2)外傷外科学、(3)救急蘇生学、(4)急性中毒学、(5)災害医学			

系	分野	分科	細目番号	細目名	分割	キーワード（記号）	
生物系	医歯薬学	歯学	8401	形態系基礎歯科学		(1)口腔解剖学(含組織学・発生学)、(2)口腔病理学、(3)口腔細菌学	
			8402	機能系基礎歯科学		(1)口腔生理学、(2)口腔生化学、(3)歯科薬理学	
			8403	病態科学系歯学・歯科放射線学		(1)実験腫瘍学、(2)免疫・感染・炎症、(3)歯科放射線学一般、(4)歯科放射線診断学	
			8404	保存治療系歯学		(1)保存修復学、(2)歯内治療学	
			8405	補綴・理工系歯学	1	(1)歯科補綴学一般、(2)有床義歯補綴学、(3)冠橋義歯補綴学、(4)顎顔面補綴学	
					2	(5)顎口腔機能学、(6)歯科理工学、(7)歯科材料学	
			8406	歯科医用工学・再生歯学		(1)生体材料学、(2)再生歯学、(3)歯科インプラント学	
			8407	外科系歯学	1	(1)口腔外科学一般	
					2	(2)臨床腫瘍学	
					3	(3)歯科麻酔学、(4)病態検査学、(5)口腔顎顔面再建外科学	
			8408	矯正・小児系歯学	1	(1)歯科矯正学	
					2	(2)小児歯科学、(3)小児口腔保健学、(4)顎口腔機能機構学	
			8409	歯周治療系歯学		(1)歯周病態・診断学、(2)歯周治療学、(3)歯周再生医学、(4)歯周予防学	
			8410	社会系歯学	1	(1)口腔衛生学(含公衆衛生学・栄養学)、(2)予防歯科学、(3)歯科医療管理学	
					2	(4)歯科法医学、(5)老年歯科学、(6)歯科心身医学、(7)歯学教育学	
		看護学		8501	基礎看護学	1	(1)看護哲学、(2)看護倫理学、(3)看護技術、(4)看護の歴史
						2	(5)看護教育学
						3	(6)看護管理学、(7)看護政策・行政、(8)災害看護
				8502	臨床看護学	1	(1)重篤・救急看護学、(2)周手術期看護学、(3)慢性病看護学
						2	(4)リハビリテーション看護学、(5)ターミナルケア、(6)がん看護学
				8503	生涯発達看護学	1	(1)家族看護学、(2)母性・女性看護学
						2	(3)助産学、(4)小児看護学
				8504	高齢看護学	1	(1)老年看護学、(2)リハビリテーション看護学
						2	(3)精神看護学、(4)在宅看護、(5)訪問看護、(6)家族看護学
				8505	地域看護学	1	(1)地域看護学、(2)産業看護
						2	(3)公衆衛生看護学、(4)学校看護

別表4 特設分野研究

この表は、基盤研究（B・C）（審査区分「特設分野研究」）についてのみ適用されるものです。

各分野の公募を行う期間（公募期間）は、分野設定初年度から3年度目までとし、公募期間初年度に応募可能な研究期間は3～5年間、公募期間2年度目は3～4年間、公募期間3年度目は3年間となります。

○平成29年度公募において設定する分野

分野	内 容	分野 番号	公募期間
紛争研究	<p>人間社会にとって、紛争（conflict）とは、家族内の葛藤や私人間での緊張関係、集団やコミュニティ内部での、もしくはそれらの間での対立や争い、国家間での戦争など、様々なレベルで表出し、およそ普遍的なものと考えられる。しかし、近年では、多くの文脈において、その形態が変容していることが指摘されている。例えば、国際政治における紛争は、かつては国家間の暴力的衝突を意味していたが、今日では、非国家主体が一方の当事者となっているような紛争や、直接の暴力を伴わず深刻な打撃を与えるサイバーテロなどが常態化している。国内社会では、労使紛争のようなイデオロギーや階級による対立は少なくなったが、世代やジェンダー間の対立、学校や家庭におけるいじめや排除の問題が頻発している。また、20世紀後半に移民や難民を積極的に受け入れた一部の先進諸国では、多文化主義の主張とこれに対する反動が表出している。さらに、テクノロジーの発展が、現代の紛争のあり方を大きく変化させている。例えば、SNS技術の汎用は、特定の個人に対する攻撃やヘイトスピーチを助長し、人を傷つけることをめぐる倫理を大きく揺るがしている。最先端の軍事技術の中には、暴力や戦争についての正義及び不正義を、根底的に問いかけるものもある。</p> <p>現代の紛争は、多様な人権侵害をもたらしているにもかかわらず、その解決へむけた制度や規範の形成が困難であることも特徴的である。国際政治では、諸国家の力関係の変化に伴い、西欧に淵源をもつ既存の国際規範と必ずしも相容れない主張が無視できないようになってきている。グローバル化や情報技術の進歩は、対人葛藤を含めた紛争や対立の当事者意識の拡散を助長し、問題の解決を複雑化させている。</p> <p>本特設分野は、紛争や対立の変化の本質を捉え、国家やコミュニティ、さらには我々の社会意識やライフスタイルに対する影響を探求する。特定の 이슈の拡大や技術の進歩、あるいは経済システムの変化と紛争や対立との関係に関する実証研究をはじめ、環境破壊や心身への被害など紛争や対立がもたらす種々の効果の分析、そして、紛争や対立の形態が多様化する中、それらを回避できる平和的世界をどのような正義や寛容の理念によって思い描けばよいのかといった規範的問いの追求、さらには問題解決のための新しい法制度あるいは和解や調整の仕組みの模索など、斬新で学際性をもった研究分野である。</p>	N004	平成27年度 ～ 平成29年度

分野	内 容	分野 番号	公募期間
遷移状態制御	<p>結合の切断と生成を伴う化学反応の遷移状態は、系のポテンシャルエネルギー曲面の鞍点に相当し、化学反応の速度や生成物の選択性を決定する。しかしながら、遷移状態の解析法は、反応速度の測定や反応中間体の同定といった間接的情報による評価、遷移状態の理論化学的評価、あるいは超高速分光法による限られた系の遷移状態の計測に限定されていた。そのような背景の中で近年、化学反応の制御法や物質変換法の模索に物質科学のアプローチによる新たな視点が加えられている。化学反応の遷移状態を研究の中心に据え、様々な視点から物質変化の遷移過程を実験と理論の両面から研究することが可能となり始めた。これらの学術動向を踏まえて化学反応の遷移状態制御を特設分野に設定した。</p> <p>化学反応機構の研究は、主に比較的単純な有機化学や無機化学反応、さらに酵素反応における反応速度や生成物の選択性に焦点が当てられ、化学や生物学を中心に発展してきた。また、化学反応による物質創製はエネルギー、食料、医薬、環境などの問題と密接に関わるため、工学、薬学、農学などの分野においても重要な課題である。利用価値の高い反応を開拓するには、様々な基礎的な化学反応、高分子化学反応等の遷移状態制御とその設計、またその多段階及び多成分化学反応や生体関連化学反応への拡張が必要となる。それにより、化学反応の速度論がより明らかになり、より緩和な条件下での高効率で高選択的な化学反応が可能になる新しい方法論が構築されるものと期待される。本特設分野は、化学や生物学の合成化学的あるいは触媒化学的なアプローチに限らず、遷移状態を解明するための理論や計測科学を含む多分野からの複合的なアプローチを含む新しい研究分野である。</p>	N005	平成27年度 ~
構成的システム生物学	<p>現代生物学の研究は、物質レベルで生物の構成要素を明らかにし、それらの分子間相互作用から生まれる機能を明らかにするという要素還元的アプローチが主流である。その結果、ゲノム情報や細胞を構成する分子とその機能に関する多くの知識が蓄積されてきた。さらに、生物をシステムとして捉え、構成する要素間の相互作用がもたらすダイナミクス、制御ネットワークの解明をめざすシステム生物学が展開された。また、諸要素を統合し再構成することで生物を理解しようとする統合生物学が提案されている。一方、「生命とは何か」という問いのなかで、自発的秩序形成の仕組みや自己組織化による形態及び機能形成の仕組みについての研究は、未だ不十分である。本特設分野で設定する構成的システム生物学は、生物の持つ細胞、器官、多細胞体などを創成する仕組みや原理を解明するところに特徴がある。</p> <p>本特設分野は、要素還元的アプローチだけでは困難な創成の仕組みの解明のために、既存の分野にとらわれない自由な着想に基づいた検証可能な仮説とその実証のための方法の開発を含めた新しい研究分野である。そして、細胞や個体形成の素過程や、細胞間、個体間それぞれの相互作用をはじめ、生物を構成する自然法則を明らかにし、生物が如何に創成されているかを構成的アプローチによってシステムとして解明する研究分野である。</p> <p>構成的システム生物学は、単に「生物に類似した機能を創出する」こと自体が目的ではなく、「生物やその部分の創成の仕組みや原理の研究」及び「生物の新たな特性の発見」を重視する。生物を構築する構成要素の同定や生物に類似した機能の創出自体を目的とする研究は該当しない。</p>	N006	平成29年度

分野	内 容	分野 番号	公募期間
グローバル・ スタディーズ	<p>20世紀から21世紀への転換期を契機として本格的に進行しはじめたグローバル化は、地球温暖化、各種環境問題、感染症、食料及び人口問題、資源紛争、人道的介入、文明の衝突、移民や難民の出現と受け入れをめぐる対立、インターネット上の所有権の在りかや情報量の爆発、国際的にも国内的にも広がる貧富の格差など、世界総体を単位として分析しなければ解決できない問題、すなわち「グローバル・イシュー」を生みだしつつある。</p> <p>グローバル・イシューの多くは、受益者と負担者が時間的あるいは空間的に一致しないため、原因と帰結を論理的に結びつけがたいという特徴を持つ。すなわち地球を単位とする問題ゆえに、存在を認識しにくい、といった特徴である。このようなイシューを対象とするためには、部分的な最適化が全体を最適化するとは限らない以上、とすれば局所的（ローカル）な単位やナショナルな思想的枠組みから分析を始めがちな既存のアプローチだけでは十分でなく、新しいアプローチすなわち「グローバル・アプローチ」を提案し適用することとなる。その際には、いかなる空間的スケールを採用すべきか、法制・文化・言語・ライフスタイルといった制度が社会・経済・政治・文化・生活の諸次元で織りなすボーダー（ギャップ）はいかなる機能を果たすか、これらボーダー（ギャップ）を越境する営為であるコミュニケーションを促す手段としては何が有効か、という点に着目することが重要となる。</p> <p>さらに、グローバル化は、アприオリな正義でもなく、必然的なプロセスとも限らないことが留意する必要がある。すなわち、認識や解釈の次元において、グローバル化がいかなる功罪をもたらすか、その正当性はいかに評価されるべきか、オルタナティブなグローバル化は構想しうるかといった多様な問題に取り組むことも本特設分野の対象となる。</p> <p>本特設分野は、単なるグローバル化の現象ではなく、グローバル化のプロセス、グローバル・イシューの解決法など、グローバルに研究しなければ解決できない問題の今後についての論理的予測、グローバル・アプローチの探求、グローバル化の実証的及び規範的評価、さらには既存諸科学が標榜してきた普遍性やその空間認識の根拠の再検討などを対象とする分野である。</p>	N007	平成28年度
人工物シス テムの強化	<p>当初適切に設計した人工物のシステムが、時間の経過や空間の拡大とともに外的（環境）及び内的要因により不具合を起こす例は枚挙に暇がない。時間的あるいは空間的に部分最適化した解が、求められる全体最適解とは必ずしも一致しないために生じる現象と捉えることもできる。時間の経過や空間の拡大とともに、再度システム全体を作りなおすことが不可避となる場合もあるが、それが容易でない場合には、既存のシステムを「強化」することが必要となる。ここで「強化」という用語は、新しく設定されたシステムの目的に、より適合するようにシステムを変更するという意味で用いる。</p> <p>これまでに人工物システムを強化するために、乱れに耐える頑健性(robustness)、影響を和らげてやりやすさ柔軟性(flexibility)、大きく状態を変えつつも目的を達成する強靱性(resiliency)、環境変動に対応して変化する可塑性(plasticity)といった概念が提案され、様々な分野で検討がはじまっている。しかしながら、これらの分野全体に対応する学術分野は萌芽段階にある。現代の人工物システムは規模が巨大な複雑系であり、すべての要素間の相互関係を把握しがたいため、システム全体の挙動が予測困難な点に大きな特徴がある。システムの強化のためには、システムに変革が起こる時間的なスケールと要素から全体までの空間的なスケールの双方を考慮しなければならない。このような状況下で、部分最適解を出発点に、求められる全体最適解を合理的に導くことが求められている。</p> <p>現在我々が直面している持続可能性(sustainability)は、当初提案された現代社会に対する部分最適解が、時空間が拡大する中での全体最適解とはなりえないことに起因している。現状を放置すれば破綻を招く可能性も指摘されるに至っている。現代社会は、膨大な量の人工物とそのシステムにより支えられており、本特設分野は持続可能性に人工物システムの視点から包括的に取り組むものである。</p> <p>したがって、本特設分野は、ハードウェア及びソフトウェアを含む人工物システムの強化に関する研究はもとより、人工物システムを設計・運用・管理するヒューマンファクターの研究を含む分野である。</p>	N008	～ 平成30年度

分野	内 容	分野 番号	公募期間
複雑系疾病論	<p>現代の医療は、エビデンスに基づく医療とトランスレーショナル・メディシンの推進によって、長年の経験的及び実験的知識と技術の蓄積を統合・系統化しベッドサイドで実践する医療システムの確立に向かっている。一方、医学は、治療標的ともなる疾患関連因子について還元的な要因の探索が行われており、それらの要因を標的とする予防と治療の研究が進められている。</p> <p>ゲノムに数百万個存在する一塩基多型（SNP）などの解析から、疾病に関連するゲノム領域の同定が飛躍的に進められているが、必ずしも疾病の発症と病態の進行が説明されるものではなく、統計的な関係を示すのみで、疾病の発症や進行の予測には限界がある。他方、血液、尿、唾液を始め、非侵襲的な検査が一般化するとともに、画像によるこれまで不可能だった様々な情報を即時的かつ継続的に取得し分析することが可能になった。</p> <p>複雑系は数理科学的概念である。疾病の発症予測にこれを当てはめれば、疾病は多くの要因からなっており、各要因の性質を集めただけでは予測不可能である。しかし、個体が「自発的秩序形成とその維持」を繰り返して伝えていることから、多数の個体について疾病発症に至る過程を解析し、対象個体に当てはめて疾病の予測が出来るのではないか。すなわち、複雑系としてヒトが動的恒常性を保っている代謝やシグナル伝達から遺伝子発現のネットワークなど、生体、組織、細胞などの各階層における情報が、即時的に取得可能となっている現代では、これらの指標が動的恒常性の乱れや破綻を知り、疾病の前兆や、病態の進行を示すものと考えられている。</p> <p>疾病には、年齢や性別から生体環境に至るまで複雑な要因が関連していることも明らかである。また、個人の疾病の発症に至るまでの経過や病態の進行と、様々な情報の変動との関係の解析がなされている。これらの成果を同様の病態を呈する多くの例に適用し、何らかの前兆を知ることができれば、疾病の発症や病態の進行の予測が可能になるのではないかと思われる。</p> <p>本特設分野は、病態発症とその進行を複雑系として捉え、疾病発症及び病態進行の予測を行なう方法の開発、エビデンスに基づく予測要因の検証及びその実際との因果関係等について研究する分野である。</p>	N009	平成28年度 ～ 平成30年度
オラリティと社会	<p>オラリティ(orality)とは、一般にリテラシーに対比される概念である。後者が文字の文化や書き言葉の世界を意味するのに対し、前者は即興的で一過性の話し言葉の世界や声の文化を意味する。本分野では、文字に対する音声という狭義の意味に留めず、共存性を特徴とする社会関係にオラリティの本質を求める。</p> <p>対面関係（育児、看護、介護、臨床など）や座談（親密さ、家庭、たまり場、くつろぎ、団らん、雑談）が共存性の例である。そこでは、音声コミュニケーションを核としつつも、それだけに還元できない身体的な相互作用が重要な役割を果たす。</p> <p>さらに、オラリティは、声音、表情、しぐさ、語りから他者の気持ちを理解し、共感や共鳴する能力、共存を可能にする能力を含む。このため、会話など音声コミュニケーションや声の文化だけでなく、身振りや表情、手話、より抽象的な情動、ケア、ナラティブ・セラピー、ライフ・ストーリー、オーラル・ヒストリー、パフォーマンス・アート、集合的記憶の継承なども含まれる。また、人間に限らず動物の鳴き声やふるまいや人間と動物との関係なども含まれる。</p> <p>現代においては、SNS や携帯電話などのメディア・テクノロジーの発達によって、オラリティを核とする共存のあり方が大きく変化している。私たちの社会活動の範囲が格段に拡大し、以前より便利になった。さらに、共存としてのオラリティを研究支援する技術（音声や映像のセンシング、解析技術、SNS の記録、内容分析、マイニングなど）や研究成果を応用する技術（介護ロボット、機械翻訳、マルチモーダル対話など）の近未来を含む現代のテクノロジーの発達にも注目が集まっている。</p> <p>他方で、SNS が普及するにつれ共存することの重要性が薄れ、共感や共鳴能力も衰え、さまざまな社会問題や心身問題が生じているという議論もある。</p> <p>本特設分野は、以上のような現代的状況を踏まえ、オラリティを核とする共存や共感のあり方を対象とする人文学や社会科学的な研究に加えて、コミュニケーションに関わるメディア・テクノロジーや対面的社会関係の支援に関わるさまざまな技術の研究など、共存としてのオラリティと社会に関する多様なアプローチからなる新しい学術分野である。</p>	N010	平成29年度 ～ 平成31年度

分野	内 容	分野 番号	公募期間
次世代の農資源利用	<p>地域の豊かな自然や農資源を持続的に利用することによって経済活動を展開してきたのが第1次産業である。しかし、近年は、短期的な生産性や収益性が重視される市場原理によって、資源配分や資源利用産業の集中と画一化が生じ、それによって第1次産業が経済的に疲弊するとともに、地域社会の持続性が著しく低下している。例えば、人類は過去において数千種に及ぶ植物種を栽培し、食してきたが、食料を増産し飢餓を克服するために経済合理性を追求してきたこともあり、農作物の種や品種の多様性が失われてきた。林業、水産業、畜産業におけるすべての農資源においても同様のことが見受けられる。このような多様性が欠如した画一的な農資源の利用（モノカルチャー化）は、土壌環境などの農資源生産基盤の劣化を進めるとともに、災害リスクを増大させている。さらに、都市集中や利便性重視の政策展開は、上記の農資源の多様性低下と相まって、自立した多様な地域社会の喪失につながっている。持続的な社会を構築するために、経済政策の再検討はもとより、科学的基盤に基づき次世代の農資源利用を展望する長期的な視野に立った研究が求められている。</p> <p>本特設分野は、持続的な社会を創出することを目的に、農資源利用の多様性を回復させる研究、多様性回復が環境負荷や災害リスクの長期的軽減に及ぼす影響に関する研究、農資源の機能性を高め、農業、林業、水産業、畜産業、発酵産業などに技術革新をもたらす基礎研究と、その成果を地域社会に生かすシステムや地域特有の産業と連携した社会システムに関する研究などを総合的に推進する分野の展開を模索する。</p> <p>例えば、市場に受け入れられ、かつ循環型社会形成に役立つ新たな農資源やその機能の開発研究、農学に立脚した研究シーズを地域社会ニーズに活用する政策研究、地域に特有の農資源の機能性を活用するための社会システム研究、個性豊かな地域社会形成を支える技術基盤に関する研究などが考えられる。あるいは、歴史を遡り、世界に目を向けることで、多様な農資源がどのように地域の自然と調和して維持されて来たかという視点から次世代の第1次産業を模索する研究も考えられる。農学各分野に加えて、生態学、環境科学などの自然科学や、経済学、政策科学などの社会科学を含む広範な学術分野である。</p>	N011	平成29年度 ～ 平成31年度
情報社会におけるトラスト	<p>情報通信分野の急速な進展により、コンピュータやセンサなどからネットワークを介して大量のセンシング情報が生成され、ビッグデータとしてクラウドなどのサイバー空間に蓄積されるようになった。実空間の人やモノがそれらを複合的に活用することで、人々の日常生活、社会経済活動、教育研究活動、行政活動などに資する新たなサービスが創出され、多数の人々がそれらを社会インフラとして利用する新しい情報社会が到来しつつある。</p> <p>このような情報社会が健全に発展するには、情報通信のユビキタス性を阻害することなくトラスト（信頼関係）を確保することが重要になってくる。昔から我々の社会では人と人とのつながりが、組織、市場、社会へと広がり、信頼関係が構築されてきた。しかし、それだけでは顔の見えないネット越しの社会における信頼関係の構築には十分でなく、セキュリティやプライバシーにも関わる様々な社会的問題が生じている。</p> <p>多様な利害関係者が存在する情報社会におけるトラストの確保は容易ではない。人、組織、サービス、システムなどの構成要素の間で、誰（あるいは、どれ）が何をどの程度信頼するのかといったトラストの前提条件がしばしば曖昧である。個々の構成要素からみて、あるいは総体として、どのようなトラストが実現されているのかが明らかでないことも多い。トラストの客観的な評価尺度や評価法、多様な制約条件のもとでトラストを適切に設計し実現する手法、また、対象となるサービスやシステムの信頼性を担保する社会的な取組の強化も確立していない。</p> <p>また、製造、農耕、商取引、金融、物流、交通、観光、福祉、医療、教育、防災、省エネ、環境改善など社会のあらゆる分野において、人やモノから得られる様々な情報を複合的に利用できればできるほど、より高度なサービスが提供できる反面、秘密保持やプライバシー保護がより困難になる。トラストに応じて個人情報や営業秘密、知的財産を含む様々な情報の開示範囲や詳細度を適切に設定するには、どのような法制度や規範が必要なのか、倫理や道徳の観点から考えるべきことは何か、技術やシステム、サービス、ビジネスモデルなどとの整合性をどのように担保するかなどの問題も存在する。</p> <p>本特設分野は、現代社会におけるトラストに関して多面的に研究する分野である。</p>	N012	平成29年度 ～ 平成31年度

別表5 平成29年度「挑戦的研究 暫定総合審査希望分野」一覧表

この表は、平成29年度の「挑戦的研究(開拓・萌芽)」の公募・審査についてのみ適用されるものです。

1: 思想、芸術およびその関連分野
2: 文学、言語学およびその関連分野
3: 歴史学、考古学、博物館学およびその関連分野
4: 地理学、文化人類学、民俗学およびその関連分野
5: 法学およびその関連分野
6: 政治学およびその関連分野
7: 経済学、経営学およびその関連分野
8: 社会学およびその関連分野
9: 教育学およびその関連分野
10: 心理学およびその関連分野
11: 代数学、幾何学およびその関連分野
12: 解析学、応用数学およびその関連分野
13: 物性物理およびその関連分野
14: プラズマ学およびその関連分野
15: 素粒子、原子核、宇宙物理およびその関連分野
16: 天文学およびその関連分野
17: 地球惑星科学およびその関連分野
18: 材料力学、生産工学、設計工学およびその関連分野
19: 流体工学、熱工学およびその関連分野
20: 機械力学、ロボティクスおよびその関連分野
21: 電気電子工学およびその関連分野
22: 土木工学およびその関連分野
23: 建築学およびその関連分野
24: 航空宇宙工学、船舶海洋工学およびその関連分野
25: 社会システム工学、安全工学、防災工学およびその関連分野
26: 材料工学およびその関連分野
27: 化学工学およびその関連分野
28: ナノマイクロ科学およびその関連分野
29: 応用物理物性およびその関連分野
30: 応用物理工学およびその関連分野
31: 原子力工学、地球資源工学、エネルギー学およびその関連分野
32: 物理化学、機能物性化学およびその関連分野
33: 有機化学およびその関連分野
34: 無機・錯体化学、分析化学およびその関連分野

35：高分子、有機材料およびその関連分野
36：無機材料化学、エネルギー関連化学およびその関連分野
37：生体分子化学およびその関連分野
38：農芸化学およびその関連分野
39：生産環境農学およびその関連分野
40：森林圏科学、水圏応用科学およびその関連分野
41：社会経済農学、農業工学およびその関連分野
42：獣医学、畜産学およびその関連分野
43：分子生物学およびその関連分野
44：細胞レベルから個体レベルの生物学およびその関連分野
45：多様性生物学、人類学およびその関連分野
46：神経科学およびその関連分野
47：薬学およびその関連分野
48：生体の構造と機能およびその関連分野
49：病理病態学、感染・免疫学およびその関連分野
50：腫瘍学およびその関連分野
51：ブレインサイエンスおよびその関連分野
52：内科学一般およびその関連分野
53：器官システム内科学およびその関連分野
54：生体情報内科学およびその関連分野
55：恒常性維持器官の外科学およびその関連分野
56：生体機能および感覚に関する外科学およびその関連分野
57：口腔科学およびその関連分野
58：社会医学、看護学およびその関連分野
59：健康科学およびその関連分野
60：情報科学、情報工学およびその関連分野
61：人間情報学およびその関連分野
62：応用情報学およびその関連分野
63：環境解析評価およびその関連分野
64：環境保全対策およびその関連分野
65：人間医工学およびその関連分野

※挑戦的研究暫定総合審査希望分野は本年度限りの暫定的な審査希望分野であり、平成30年度科研費（平成29年9月に公募予定）の審査は、正式決定後の中区分で行う予定です。なお、中区分を含めた新しい審査区分表については、「「科学研究費助成事業（科研費）審査システム改革2018」に関する意見募集」を踏まえて現在検討中です。検討中の審査区分表原案は、文部科学省のウェブサイト（http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/1370049.htm）に掲載されていますので、適宜参照ください。

4 研究倫理教育の受講等について

科研費の配分により行われる研究活動に参画する研究代表者、研究分担者は、平成29年度科学研究費助成事業の新規研究課題の交付申請前までに、研究倫理教育に関し、以下の点をあらかじめ行っておくことが必要です。

なお、過去に研究倫理教育の受講等をしている場合や、他の研究機関で研究倫理教育の受講等をした後に異動をした場合などには、所属する研究機関に研究倫理教育の受講等についてよく確認をしてください。

【研究代表者が行うべきこと】

- ・交付申請前までに、自ら研究倫理教育に関する教材（『科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－』日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会、研究倫理 e ラーニングコース (e-Learning Course on Research Ethics [eL CoRE])、CITI Japan eラーニングプログラム等）の通読・履修をすること、または、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日 文部科学大臣決定）を踏まえ研究機関が実施する研究倫理教育の受講をすること
- ・研究分担者から
 - ①応募時までに、「当該研究課題の交付申請前までに、研究倫理教育の受講等をする」旨が明記された「科学研究費助成事業研究分担者承諾書」を徴すること
 - ②交付申請前までに、研究分担者が研究倫理教育の受講等を行ったことを確認すること

【研究分担者が行うべきこと】

- ・研究代表者に、「当該研究課題の交付申請前までに研究倫理教育の受講等をする」旨が明記された「科学研究費助成事業研究分担者承諾書」を提出すること
- ・自ら研究倫理教育に関する教材（『科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－』日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会、研究倫理 e ラーニングコース (e-Learning Course on Research Ethics [eL CoRE])、CITI Japan eラーニングプログラム等）の通読・履修をすること、または、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日 文部科学大臣決定）を踏まえ、研究機関が実施する研究倫理教育の受講をすること
- ・研究代表者が交付申請を行うまでに、研究倫理教育の受講等後に受講等をした旨を研究代表者に報告すること

※研究代表者及び研究分担者が研究倫理教育の受講等をしていることについて、交付申請時に科研費電子申請システムで確認をします。

IV 既に採択されている方へ

1. 平成29年度に継続が予定されている研究課題（以下、「継続研究課題」という）の取扱いについて

継続研究課題については、応募書類の提出は必要ありませんが、科研費の交付を受けるためには、交付内定通知受領後、交付申請書等の必要書類を作成し、提出する必要があります。また、原則として、継続研究課題を辞退して新しい研究課題を応募することは認めませんが、研究種目により以下のような取扱いとなりますので御確認ください。

① 特別推進研究

(1) 研究計画の大幅な変更を行おうとする場合

研究計画の大幅な変更を行おうとする場合には、応募書類（研究計画調書）を提出しなければなりません。応募手続については、「応募書類（研究計画調書）の作成・応募方法等」（28頁参照）と同様となりますので、確認してください。なお、研究計画調書の作成に当たり、審査希望分野については、採択時と同じ分野を選択してください。

また、この場合、改めて審査を行うことになるため、変更が認められず、平成29年度以降の交付予定額を交付しないことがあります。

なお、研究計画の大幅な変更とは、具体的に①研究目的の変更・研究課題名の変更、②平成29年度以降交付予定の研究経費の年次計画の変更（調整金を使用した研究経費の年次計画の変更を除く。）、③研究経費の増額・減額、研究期間の短縮等であり、該当するかどうかについては、事前に研究事業部研究助成第二課へ相談してください（108頁「問い合わせ先等」を参照してください。）。

② 特別推進研究以外の研究種目

(1) 研究計画の大幅な変更を行おうとする場合

基盤研究（B・C）審査区分「特設分野研究」を除く研究種目等については、研究計画の大幅な変更を行おうとする場合には、応募書類（研究計画調書）を提出しなければなりません。応募手続については、「応募書類（研究計画調書）の作成・応募方法等」（28頁参照）を確認してください。なお、継続研究課題の増額応募については原則として認めません。

また、科研費（基金分）、科研費（一部基金分）の助成金及び調整金を使用した科研費（補助金分）の研究課題については、研究の必要に応じて研究経費の年次計画の変更を行うことが可能ですので、平成29年度以降交付予定の研究経費の年次計画の変更は、研究計画の大幅な変更には該当しません。研究計画の大幅な変更を行おうとする場合、改めて審査を行うことになるため、変更が認められず、平成29年度以降の交付予定額を交付しないことがありますので、該当するかどうかについては、事前に研究事業部研究助成第一課へ相談してください。（108頁「問い合わせ先等」を参照してください。）

(2) 研究が予想以上に進展し、継続研究課題の当初の到達目標を既に達成した場合

研究が予想以上に進展し、継続研究課題の当初の到達目標を既に達成したため、研究種目を変えて更なる研究発展を目指す場合（※）は、平成28年10月21日（金）（必着）までに当該研究課題の補助事業完了届及び完了理由書（別冊 応募書類の様式・記入要領参照）を提出した上で、新しい研究課題を応募することができます。

なお、理由書の内容について、新たな応募研究課題の審査会において不適切と判断された場合には、応募された新たな研究課題は審査の対象外となり、この場合であっても、既に完了した継続研究課題の平成29年度以降の科研費の交付を求めることはできませんので注意してください。

※ 「研究種目を変えて更なる研究発展を目指す場合」とは、「基盤研究（C）（一般）」から「基盤研究（B）（一般）」へ変更する場合などですが、「基盤研究（A）（一般）」から「基盤研究（A）（海外学術調査）」など、審査区分のみを変更する場合も含まれます。

2. 研究成果報告書の未提出者が研究代表者となっている継続研究課題の取扱いについて

新規研究課題と同様、研究期間終了後に研究成果報告書を特段の理由なく提出しない研究者については、科研費の交付等を行いません。また、当該研究者が交付を受けていた科研費の交付決定の取消及び返還命令を行うほか、当該研究者が所属していた研究機関の名称等の情報を公表する場合があります。

さらに、研究成果報告書の提出が予定されている者が研究成果報告書を特段の理由なく提出しない場合には、当該研究者の提出予定年度に実施している他の科研費の執行停止を求めることとなります。

3. 研究倫理教育の受講等について

研究倫理教育の受講等については、所属する研究機関によく確認をしてください。

ただし、平成29年度科学研究費助成事業で新たに研究分担者を追加する場合、研究代表者は、当該研究分担者から「科学研究費助成事業研究分担者承諾書」を徴する必要があります。

その際、研究分担者は、交付申請前まで（交付決定後においては、研究代表者が日本学術振興会に研究分担者の変更承認申請を行う前まで）に、自ら研究倫理教育教材（『科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－』日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会、研究倫理 e ラーニングコース（e-Learning Course on Research Ethics [eL CoRE]）、CITI Japan eラーニングプログラム等）の通読・履修、または、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日 文部科学大臣決定）を踏まえ研究機関が実施する研究倫理教育の受講をする必要があります。

V 研究機関の方へ

1 「研究機関」としてあらかじめ行っていただくべきこと

(1) 「研究機関」としての要件と指定・変更の手続

研究者が、科研費に応募するためには、「研究機関」に所属していることが必要です。ここでいう「研究機関」として、科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）第2条では、

- 1) 大学及び大学共同利用機関
- 2) 文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
- 3) 高等専門学校
- 4) 文部科学大臣が指定する機関（注）

という4類型が定められています。

（注）1)から3)に該当しない機関が、研究機関となるためには、まず、文部科学大臣の指定を受ける必要がありますので、事前に文部科学省研究振興局学術研究助成課に御相談ください。

また、文部科学大臣の指定を受け、既に研究機関として認められている機関が、次の事項のいずれかについて変更等を予定している場合には、その内容を速やかに文部科学省研究振興局学術研究助成課に届け出てください。

- ① 研究機関の廃止又は解散
- ② 研究機関の名称及び住所並びに代表者の氏名
- ③ 研究機関の設置の目的、業務の内容、内部組織を定めた法令、条例、寄附行為その他の規約に関する事項

また、所属する研究者が科研費による研究活動を行うためには、**研究機関は、以下の要件を満たさなければなりませんので御留意ください。**

<要件>

- ① 科研費が交付された場合に、その研究活動を、当該研究機関の活動として行わせること
- ② 科研費が交付された場合に、機関として科研費の管理を行うこと

(2) 所属する研究者の応募資格の確認

科研費に応募しようとする研究者は、下記①及び②を満たさなければなりませんので、研究機関において十分に確認をしていただく必要があります。

日本学術振興会特別研究員（SPD・PD・RPD）が受入研究機関として本会に届け出ている研究機関において下記の応募要件を満たす場合には、特別研究員奨励費以外の一部研究種目にも応募が可能です（「重複制限一覧表」参照）。応募の際には、特別研究員としての採用期間を超える形での応募を認めないといった運用を行わないようにしてください。

なお、日本学術振興会特別研究員（DC）及び外国人特別研究員、大学院生等の学生は、その所属する研究機関又は他の研究機関において研究活動を行うことを職務として付与される場合であっても、応募することができませんので御注意ください。

科研費に応募しようとする研究者が満たさなければならない応募資格（16頁参照）

- ① 応募時点において所属する研究機関から、次のア、イ及びウの要件を満たす研究者であると認められ、e-Radに「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されている研究者であること

<要件>

- ア 研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として、所属する者（有給・無給、常勤・非常勤、フルタイム・パートタイムの別を問わない。また、研究活動そのものを主たる職務とすることを要しない。）であること
- イ 当該研究機関の研究活動に実際に従事していること（研究の補助のみに従事している場合は除く。）
- ウ 大学院生等の学生でないこと（ただし、所属する研究機関において研究活動を行うことを本務とする職に就いている者（例：大学教員や企業等の研究者など）で、学生の身分も有する場合は除く。）

- ② 科研費やそれ以外の競争的資金で、不正使用、不正受給又は不正行為を行ったとして、平成29年度に、「その交付の対象としないこと」とされていないこと

科研費被雇用者は、通常、雇用契約等において雇用元の業務に専念する必要があります。このため、雇用元の業務に充てるべき勤務時間を前提として自ら科研費に応募することは認められません。

ただし、雇用元の業務以外の時間を明確にし、かつ、その時間をもって自ら主体的に科研費の研究を行おうとする場合には、次の点が研究機関において確認されていれば科研費に応募することが可能です。この場合には、研究代表者として応募することができるほか、研究分担者及び連携研究者等になることもできます。

- ・ 科研費被雇用者が、雇用元の業務以外に自ら主体的に研究を行うことができる旨を雇用契約等で定められていること
- ・ 雇用元の業務と自ら主体的に行う研究に関する業務について、勤務時間やエフォートによって明確に区分されていること
- ・ 雇用元の業務以外の時間であって、自ら主体的に行おうとする研究に充てることのできる時間が十分確保されていること

(3) 研究者情報の登録（e-Rad）

応募しようとする研究代表者のほか、研究組織を構成する研究分担者及び連携研究者は、e-Radに「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されている者でなければなりません。

応募に当たって必要な研究者情報の登録（更新）は、所属研究機関の担当者がe-Radを利用し、手続を行うこととしています（既に登録されている者であっても登録内容（「所属」、「職」等）に修正すべき事項がある場合には正しい情報に更新する必要があります。）。

具体的な登録方法については、e-Radの「所属研究機関用マニュアル（研究機関事務代表者用、研究機関事務分担者用）」を確認してください。

なお、e-Radによる研究者情報の登録については、登録期間（期限）を設けていませんので、随時可能となっています。

ただし、応募書類提出期限より後に研究計画調書の提出（送信）があっても受理しませんので、時間に十分余裕を持って提出（送信）できるよう、早めに研究者情報の登録（更新）を完了するようにしてください。

本手続については、応募に当たって研究機関内での取りまとめに支障を来さないよう、研究機関が行う重要手続の一つとして位置付け、諸手続（研究機関内での周知等も含む。）を行うようにしてください。

（参考）「研究活動スタート支援」について

「研究活動スタート支援」は、研究機関に採用されたばかりの研究者や育児休業等から復帰する研究者など、今回の公募に応募できない者を支援するものです。

この研究種目の平成29年度公募は、平成29年3月に予定しており、その応募要件は、

- | |
|---|
| <p>① 文部科学省及び日本学術振興会が平成28年9月に公募を行う研究種目（※）の応募締切日（平成28年11月7日）の翌日以降に科学研究費助成事業の応募資格を得たため、当該研究種目に応募できなかった者</p> <p>② 平成28年度に産前産後の休暇又は育児休業を取得していたため、文部科学省及び日本学術振興会が平成28年9月に公募を行う研究種目（※）に応募できなかった者</p> |
|---|

とする予定です（詳細は、平成29年3月予定の公募要領を確認してください。）。

e-Radへの研究者情報の登録等は研究機関が行うこととしていますので、上記①の対象となる可能性がある研究者情報の登録等に当たっては、注意してください。

（※）平成29年度科研費のうち「新学術領域研究」、「特別推進研究」、「基盤研究」、「挑戦的研究」及び「若手研究」のことをいいます。

（注）日本学術振興会特別研究員（SPD・PD・RPD）については、上記応募要件を満たしている場合であっても研究活動スタート支援への応募は認められません。

(4) 研究機関に所属している研究者についてのID・パスワードの確認

研究者が科研費に応募するには、e-RadのID・パスワードにより電子申請システムにアクセスして手続を行う必要があるため、研究者はe-RadのID・パスワードを保有していなければなりません。

このため、研究機関は、応募を予定している研究者について、その有無を確認していただく必要があります。

研究機関は、応募を予定している研究者でID・パスワードを有していない者がいる場合には、次の手順でID・パスワードを付与してください。

- ① 研究者にID・パスワードを付与するためには、研究機関は、研究機関用のID・パスワードを有していることが必要です。これらを取得していない場合には、まず、e-Rad ポータルサイトより登録様式をダウンロードし、書面により登録申請を行ってください。

なお、登録申請から「研究機関用のID・パスワード」が到着するまで、2週間程度かかります。

- ※1 e-RadのID・パスワードの取得については、e-Rad ホームページ「システム利用に当たっての事前準備」(URL:<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>)で確認してください。
- ※2 既にe-RadのID・パスワードを取得している研究機関は、再度取得する必要はありません。
- ※3 取得したID・パスワードは、科研費のすべての研究種目共通で使用することができますので、研究種目ごとに取得する必要はありません。

- ② 研究機関用のID・パスワードを取得後、研究代表者として応募を予定している研究者に対し、研究機関においてID・パスワードを付与してください。各研究者のID・パスワードは、e-Radに研究者情報を登録することにより発行されます。具体的な付与の方法については、e-Radの「所属研究機関用マニュアル(研究機関事務代表者用、研究機関事務分担者用「2. 研究者情報管理」)」を確認してください。

- ※1 ログインID、パスワードの付与の際には、決して他者に漏えいすることが無いよう厳格な管理をするよう研究者に周知してください。
- ※2 一度付与した研究者のID・パスワードは研究機関を異動しても使用可能です。
- ※3 e-Radの操作マニュアルは、必ず最新版を取得して利用してください。

(5) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出

科研費に応募する研究機関については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成26年2月18日改正)(以下、「公的研究費ガイドライン」という。)の内容について遵守する必要があり、公的研究費の管理・監査体制を整備し、その実施状況等を報告しなければなりません。

したがって、「平成29年度科研費の新規研究課題に応募する研究代表者又は研究分担者が所属する研究機関」及び「平成29年度も研究課題を継続する研究代表者又は研究分担者が所属する予定の研究機関」については、「公的研究費ガイドライン」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」を**平成28年10月4日(火)までにe-Radを使用して文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に提出してください。提出がない場合には、電子申請システム上で、当該研究機関に所属する研究者の応募が認められませんので注意してください**(「公的研究費ガイドライン」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく「取組状況に係るチェックリスト」(74頁参照)の両者が提出されても、所属する研究者が科研費への応募ができるようになるまで1週間程度の時間を要します。)

平成28年4月以降に、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金等の応募の際に、e-Radを使用して既に同体制整備等自己評価チェックリストを提出している場合には、改めて提出する必要はありません。

e-Radを使用したチェックリストの提出方法や様式等については、文部科学省ホームページ「「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について」(URL:http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm)で確認してください。

(注) e-Radの使用に当たっては、研究機関用のID・パスワードが必要になります。

<問い合わせ先>

(公的研究費ガイドラインの様式・提出等について)

文部科学省 研究振興局 振興企画課 競争的資金調整室

e-mail: kenkyuhi@mext.go.jp

URL: http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm

(e-Radへの研究機関登録について)

府省共通研究開発管理システム ヘルプデスク

電話: 0570-066-877 (ナビダイヤル)

受付時間: 9:00~18:00

※ 土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始(12月29日~1月3日)を除く

URL : <http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

(e-Rad の利用可能時間帯)

(月～日) 0:00～24:00 (24 時間 365 日稼働)

ただし、上記利用可能時間帯であっても保守・点検を行う場合、運用停止を行うことがあります。運用停止を行う場合は、ポータルサイトにて予めお知らせします。

(6) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく「取組状況に係るチェックリスト」の提出

科研費に応募する研究機関については、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日 文部科学大臣決定) (以下、「不正行為ガイドライン」という。)を参考に、関連する規程等を定める必要があります。

また、科研費の応募に当たっては、平成29年度公募より、「不正行為ガイドライン」に基づく「取組状況に係るチェックリスト」(以下、「取組状況チェックリスト」という。)を提出することが必要となりました。

そのため、「平成29年度科研費の新規研究課題に応募する研究代表者又は研究分担者が所属する研究機関」及び「平成29年度も科研費の研究課題を継続する研究代表者又は研究分担者が所属する予定の研究機関」については、「取組状況チェックリスト」を**平成28年10月4日(火)までにe-Radを使用して文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課研究公正推進室に提出してください。提出がない場合には、電子申請システム上で、当該研究機関に所属する研究者の応募が認められませんので注意してください。**

(「不正行為ガイドライン」に基づく「取組状況チェックリスト」及び「公的研究費ガイドライン」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」(73頁参照)の両者が提出されても、所属する研究者が科研費への応募ができるようになるまで1週間程度の時間を要します。)

※「取組状況チェックリスト」は、「公的研究費ガイドライン」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」とはe-Radを使用する点では同一ですが、提出する宛先が異なり、両チェックリストの提出が必要となりますので、御注意ください。

なお、平成28年7月15日の文部科学省からの事務連絡の通知日以降に、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金等の応募の際に、e-Radを使用して既に同チェックリストを提出している場合には、改めて提出する必要はありません。

e-Radを使用した取組状況チェックリストの提出方法や様式等については、文部科学省ホームページ(事務連絡)「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について(依頼)(平成28年7月15日)

(URL:http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1374508.htm)で確認してください。

(注) e-Radの使用に当たっては、研究機関用のID・パスワードが必要になります。

<問い合わせ先>

(不正行為ガイドラインの様式・提出等について) ※公的研究費ガイドラインの問合せ先とは異なります。

文部科学省 科学技術・学術政策局 人材政策課 研究公正推進室

e-mail: kiban@mext.go.jp

URL : http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/index.htm

(e-Rad への研究機関登録について)

府省共通研究開発管理システム ヘルプデスク

電話 : 0570-066-877 (ナビダイヤル)

受付時間 : 9:00～18:00

※ 土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く

URL : <http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

(e-Rad の利用可能時間帯)

(月～日) 0:00～24:00 (24 時間 365 日稼働)

ただし、上記利用可能時間帯であっても保守・点検を行う場合、運用停止を行うことがあります。運用停止を行う場合は、ポータルサイトにて予めお知らせします。

(7) 不正行為ガイドラインに基づく「研究倫理教育」の実施

新規研究課題の研究代表者、研究分担者については交付申請前までに、自ら研究倫理教育に関する教材（『科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－』日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会、研究倫理 e ラーニングコース（e-Learning Course on Research Ethics [eL CoRE]）、CITI Japan e ラーニングプログラム等）の通読・履修をすること、または、「不正行為ガイドライン」を踏まえ研究機関が実施する研究倫理教育の受講をすることとしています。

そのため、各研究機関におかれては、「不正行為ガイドライン」に基づき、研究倫理教育を実施してください。

(8) 研究成果報告書の提出について

研究成果報告書は、研究者が所属する研究機関が取りまとめて提出することとしています。研究期間終了後に研究成果報告書を特段の理由なく提出しない場合には、以下のとおり取り扱うことがありますので、研究機関の代表者の責任において、研究成果報告書を必ず提出してください。

- ・ 研究期間終了後に研究成果報告書を特段の理由なく提出しない研究者については、科研費の交付等を行いません。また、当該研究者が交付を受けていた科研費の交付決定の取消及び返還命令を行うほか、当該研究者が所属していた研究機関の名称等の情報を公表する場合があります。

さらに、研究成果報告書の提出が予定されている者が研究成果報告書を特段の理由なく提出しない場合には、当該研究者の提出予定年度に実施している他の科研費の執行停止を求めることとなります。

(9) 公募要領の内容の周知

公募要領の内容については、あらかじめ広く研究機関内の研究者の皆様に対してその内容を周知してください。特に、記載事項や応募書類の提出期限などについては、誤解の無いように周知をお願いします。

なお、公募要領については、日本学術振興会科学研究費助成事業ホームページ

(URL:<http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/index.html>)でも御覧いただけますので、御利用ください。

2 応募書類（研究計画調書）の提出に当たって確認していただくべきこと

研究計画調書については、それぞれの研究機関ごとに内容を確認し、日本学術振興会へ提出していただくこととしています。その際、次の点には特に注意してください。

(1) 応募資格の確認

研究計画調書に記載された研究代表者、研究分担者及び連携研究者が、この公募要領に定める要件（16頁参照）を満たす者であるとともに、e-Rad に「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されているか確認してください。

なお、その際、科研費の不正使用等に伴い科研費の交付対象から除外されている者でないことについても必ず確認してください。

(2) 研究者情報登録の確認（e-Rad）

応募に当たって必要な研究者情報の登録（更新）は、所属研究機関の担当者が e-Rad を利用し、手続を行うこととしています。

既に登録されている者であっても登録内容（「所属」、「職」等）に修正すべき事項がある場合には正しい情報に更新する必要がありますので、十分確認してください。

(3) 研究代表者への確認

研究計画調書に記載された研究代表者、研究分担者及び連携研究者が、この公募要領に定める「Ⅱ 公募の内容」を確認した上で研究計画調書を作成していることを確認してください。

(4) 研究分担者承諾書の確認

研究代表者が作成した研究計画調書に記載されている研究分担者について、研究代表者が徴した科学研究費助成事業研究分担者承諾書を確認してください。

(5) 応募書類の確認

応募書類は、所定の様式と同一規格であるか確認してください。
なお、各研究種目の応募書類の様式等は以下のとおりです。

研究種目	研究計画調書	
	前半	後半
	応募情報 (Web入力項目)	応募内容ファイルの様式
特別推進研究 (新規)	電子申請システムに入力	S-1-1 (1) S-1-1 (2)
特別推進研究 (継続)		S-1-2
基盤研究 (S)		S-1-6
基盤研究 (A) 審査区分「一般」に係るもの		S-1-7
審査区分「海外学術調査」に係るもの		S-1-9
基盤研究 (B) 審査区分「一般」に係るもの		S-1-7
審査区分「海外学術調査」に係るもの		S-1-9
審査区分「特設分野研究」に係るもの		T-1-1
基盤研究 (C) 審査区分「一般」に係るもの		S-1-8
審査区分「特設分野研究」に係るもの		T-1-2
挑戦的研究 (開拓)		S-1-26
挑戦的研究 (萌芽)		S-1-27
若手研究 (A)		S-1-12
若手研究 (B)		S-1-13
継続研究課題 (研究計画の大幅な変更を伴う場合)		S-1-14

3 応募書類（研究計画調書）の提出等

- (1) e-Rad の I D ・パスワードにより電子申請システムにアクセスし、研究代表者が作成した研究計画調書（PDFファイル）の情報を取得し、その内容等について確認してください。
- (2) 内容等に不備のないすべての研究計画調書（PDFファイル）について承認処理を行ってください（日本学術振興会に研究計画調書（PDFファイル）を提出（送信）したことになります。）。なお、研究機関により承認処理が行われた研究計画調書（PDFファイル）については修正等を行うことはできません。

【研究計画調書の提出（送信）期限】

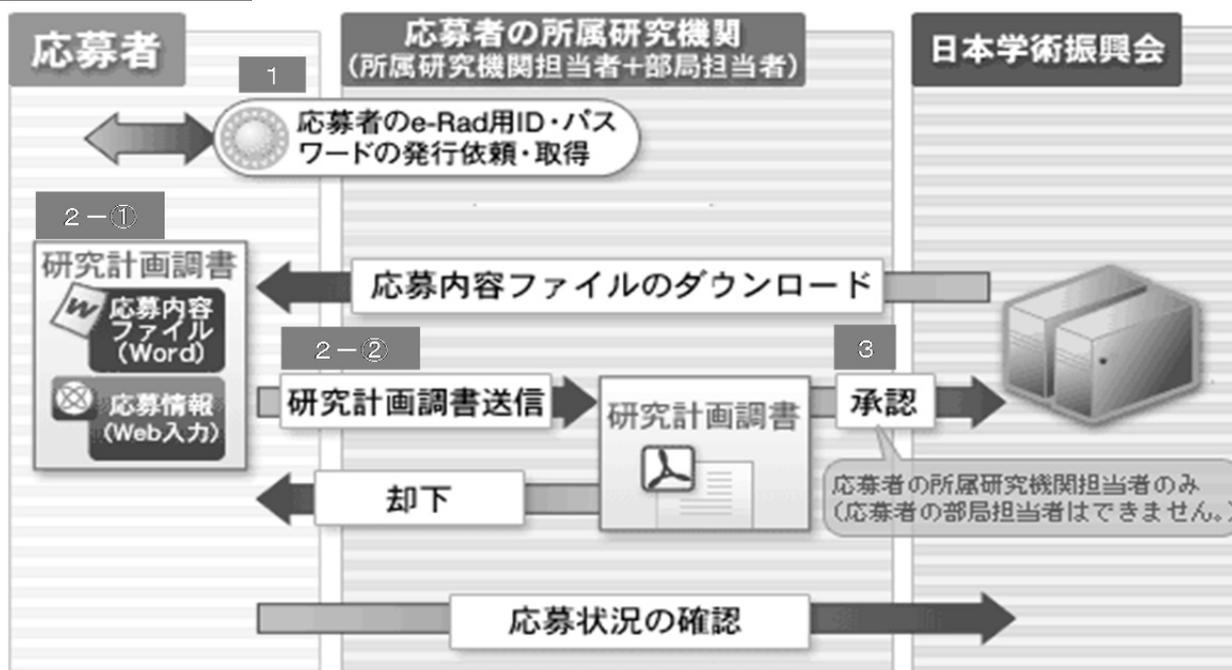
平成28年11月7日（月）午後4時30分（厳守）

※上記の期限より後に提出（送信）があっても受理しませんので、時間に十分余裕を持って提出（送信）してください。

※応募書類の提出（送信）後に、研究計画調書等の訂正、再提出等を行うことはできません。

- (3) e-Rad で使用する I D ・パスワードは個人を確認するものであることから、その取扱い、管理についても十分留意の上、応募の手続を行ってください。なお、電子申請手続の概要は以下のとおりですが、動作環境、操作方法などの詳細は、電子申請システムの「操作手引」
(URL:http://www-shinsei.jpsps.go.jp/kaken/topkakenhi/shinsei_ka.html) を参照してください。

電子申請手続の概要



【応募者（研究代表者）の所属する研究機関の担当者】

- 1 応募者の所属研究機関担当者は、応募者に e-Rad の I D ・パスワードを発行する。

【応募者（研究代表者）】

- 2-① 応募者は受領した I D ・パスワードで電子申請システムにアクセスし、応募情報（Web入力項目）を入力、応募内容ファイル（添付ファイル項目）をアップロードすることで、研究計画調書（PDFファイル）を作成する。
- 2-② 応募者は、作成した研究計画調書（PDFファイル）に不備がなければ、完了・提出操作を行うことで所属研究機関担当者に研究計画調書（PDFファイル）を提出（送信）したことになる。

【応募者（研究代表者）の所属する研究機関の担当者】

- 3 応募者の所属研究機関担当者が研究計画調書（PDFファイル）を承認することで、日本学術振興会に提出（送信）される。
なお、応募者の提出した研究計画調書（PDFファイル）の不備又はその他の事由により承認しない場合は、却下し応募者に修正を依頼する。

VI 関連する留意事項等

1 『学術研究支援基盤形成』により形成されたプラットフォームによる支援の利用について

新学術領域研究（研究領域提案型）『学術研究支援基盤形成』では、科研費により実施されている個々の研究課題に関し、研究者の多様なニーズに効果的に対応するため、大学共同利用機関、共同利用・共同研究拠点を中核機関とする関係機関の緊密な連携の下、学術研究支援基盤（以下、「プラットフォーム」という。）を形成し、科研費にかかる個々の研究課題への技術支援等を実施し、研究者に対して問題解決への先進的な手法を提供するとともに、研究者間の連携、異分野融合や人材育成を一体的に推進しています。

科研費により実施している研究課題を対象に、以下の各プラットフォームにおいて、技術支援等を行う研究課題を公募します。各プラットフォームからの技術支援等を希望される研究者におかれましては、各プラットフォームのホームページ等により公募内容・時期を御確認の上、積極的に御応募ください。

※「技術支援等」とは、幅広い研究分野・領域の研究者への設備の共用、技術支援のほか、リソース（資料・データ、実験用の試料、標本等）についての収集・保存・提供や保存技術等の支援を指します。

「先端技術基盤支援プログラム」：

複数の施設や設備を組み合わせることにより、先端性又は学術的価値を有し、幅広い研究分野・領域の研究者への設備の共用、技術支援を行う

「研究基盤リソース支援プログラム」：

研究の基礎・基盤となるリソース（資料・データ、実験用の試料、標本等）についての収集・保存・提供や保存技術等の支援を行う

区分	プラットフォーム名	中核機関	支援機能
先端技術基盤支援プログラム	先端バイオイメージング支援プラットフォーム (*)	自然科学研究機構生理学研究所 自然科学研究機構基礎生物学研究所	光学顕微鏡技術支援、電子顕微鏡技術支援、磁気共鳴画像技術支援、画像解析技術支援
	先端モデル動物支援プラットフォーム (*)	東京大学医科学研究所	モデル動物作製支援、病理形態解析支援、生理機能解析支援、分子プロファイリング支援
	先進ゲノム解析研究推進プラットフォーム (*)	情報・システム研究機構国立遺伝学研究所	先進ゲノム解析（最先端技術と設備による、新規ゲノム配列決定、変異解析、RNA・エピゲノム解析、メタゲノム解析、超高感度解析、高度情報解析）
研究基盤リソース支援プログラム	地域研究に関する学術写真・動画資料情報の統合と高度化	人間文化研究機構国立民族学博物館	地域研究画像デジタルライブラリ
	短寿命 RI 供給プラットフォーム	大阪大学核物理研究センター	研究用の短寿命 RI を加速器を用いて製造し供給
	コホート・生体試料支援プラットフォーム (*)	東京大学医科学研究所	コホートによるバイオリソース支援、ブレインリソース整備と活用支援、生体試料による支援

また、上記*印の4つのプラットフォームに対しては、4つを横断したコーディネートなど総合窓口機能を担う生命科学連携推進協議会（中核機関：東京大学医科学研究所）を設けています。

各プラットフォーム等のホームページは、以下に掲載のリンク集を御参照ください。

URL：http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/1367903.htm

2 研究設備・機器の共用促進について

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」（平成27年6月24日競争的研究費改革に関する検討会）においては、そもそもの研究目的を十全に達成することを前提としつつ、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であるとされています。

また、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」（平成27年11月科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）にて、大学及び国立研究開発法人等において「研究組織単位の研究設備・機器の共用システム」（以下、「機器共用システム」という。）を定めて運用することが求められています。

これらを踏まえ、競争的研究費により購入する研究設備・機器について、特に大型で汎用性のあるものについては、当該競争的研究費におけるルール範囲内において、当該研究課題の実施に支障ない範囲での共用、他の研究費等により購入された研究設備・機器の活用、複数の研究費の合算による購入・共用などに積極的に取り組んでください。

○「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」（平成27年11月25日 科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）
URL:http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu17/houkoku/1366220.htm

○「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」（平成27年6月24日 競争的研究費改革に関する検討会）
URL:http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm

○競争的資金における使用ルール等の統一について（平成27年3月31日 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）
URL:<http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/siyouruuru.pdf>

3 「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

平成22年6月に取りまとめられた『「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）』（平成22年6月19日科学技術政策担当大臣及び総合科学技術会議有識者議員）では、研究者が研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動を「国民との科学・技術対話」と位置付け、1件当たり年間3千万円以上の公的研究費の配分を受けた研究者等については、「国民との科学・技術対話」に積極的に取り組むこと、大学等の研究機関についても、公的研究費を受けた研究者等の「国民との科学・技術対話」が適切に実施できるよう支援体制の整備など組織的な取組を行うことが求められています。

科研費では、特に、比較的高額な研究費を受ける特別推進研究などの研究進捗評価や、新学術領域研究（研究領域提案型）などの中間評価において「研究内容、研究成果の積極的な公表、普及に努めているか」という着目点を設けていますので、上記の方針を踏まえて、科研費による成果を一層積極的に社会・国民に発信してください。

4 バイオサイエンスデータベースセンターへの協力

バイオサイエンスデータベースセンター（URL:<http://biosciencedbc.jp/>）は、様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合的な利用を推進するために、国立研究開発法人科学技術振興機構に設置されています。

同センターでは、関連機関に積極的な参加を働きかけるとともに、戦略の立案、ポータルサイトの構築・運用、データベース統合化基盤技術の研究開発、バイオ関連データベース統合化の推進を4つの柱として、ライフサイエンス分野データベースの統合化に向けて事業を推進しています。これによって、我が国におけるライフサイエンス分野の研究成果が、広く研究者コミュニティに共有かつ活用されることにより、基礎研究や産業応用研究につながる研究開発を含むライフサイエンス分野の研究全体が活性化されることを目指しています。

については、ライフサイエンス分野に関する論文発表等で公表された成果に関わる生データの複製物、又は構築した公開用データベースの複製物について、同センターへの提供に御協力をお願いします。

なお、提供された複製物については、非独占的に複製・改変その他必要な形で利用できるものとします。また、複製物の提供を受けた機関の求めに応じ、複製物を利用するに当たって必要となる情報の提供にも御協力

をお願いすることがありますので、あらかじめ御承知おき願います。

また、バイオサイエンスデータベースセンターでは、ヒトに関するデータについて、個人情報の保護に配慮しつつ、ライフサイエンス分野の研究に係るデータの共有や利用を推進するためにガイドラインを策定しています。

NBDC ヒトデータ共有ガイドライン

URL:<http://humandbs.biosciencedbc.jp/guidelines/>

<問い合わせ先>

国立研究開発法人科学技術振興機構バイオサイエンスデータベースセンター

電話：03-5214-8491

5 大学連携バイオバックアッププロジェクトについて

大学連携バイオバックアッププロジェクト（Interuniversity Bio-Backup Project for Basic Biology）は、様々な分野の研究に不可欠な研究資源である生物遺伝資源をバックアップし、予期せぬ事故や災害等による生物遺伝資源の毀損や消失を回避することを目的として、平成24年から新たに開始されました。

本プロジェクトの中核となる大学共同利用機関法人自然科学研究機構基礎生物学研究所には、生物遺伝資源のバックアップ拠点としてIBBPセンター（URL:<http://www.nibb.ac.jp/ibbp/>）が設置され、生物遺伝資源のバックアップに必要な最新の機器が整備されています。

全国の大学・研究機関に所属する研究者であればどなたでも保管申請ができます。IBBPで保管可能な生物遺伝資源は、増殖（増幅）や凍結保存が可能なサンプル（植物種子に関しては冷蔵及び冷凍保存の条件が明確なもの）で、かつ、病原性を保有しないことが条件です。バックアップは無料で行われますので是非御活用ください。

<問い合わせ先>

大学共同利用機関法人自然科学研究機構IBBPセンター事務局

電話：0564-59-5930, 5931

(参考1) 審査等

1 科研費の審査について

科学研究費助成事業（科研費）では、以下の点に留意して審査を行っています。

科学研究費助成事業（科研費）は、わが国の学術振興に寄与すべく、人文学、社会科学から自然科学まで全ての分野にわたり、学術研究を格段に発展させることを目的とする競争的資金です。

学術研究は、研究者コミュニティが自ら選ぶ研究者が、科学者としての良心に基づき、個々の研究の学術的価値を相互に評価・審査し合うピアレビュー（Peer Review）のシステムにより発展してきました。

科研費にかかわる審査は、こうしたシステムの一翼を担う重要な要素です。そして、科研費の審査委員は、学術の発展のために名誉と責任あるピアレビューアーの役割を任されています。研究者同士が「建設的相互批判の精神」に則って行う科研費の審査は、学術研究の将来を左右すると言っても過言ではありません。このため、次の点に留意することとしています。

審査は応募者の研究を尊重することが前提です。審査委員は、応募者の研究計画が自身の専門分野に近いかどうかにはかかわらず、応募者がどのような研究を行おうとしているのかを理解し、その意義を評価・審査することとしています。また、科研費の審査は研究課題の審査ですので、研究計画調書の内容に基づいて研究計画の長所（強い点）と短所（弱い点）を見極めて評価するとともに、審査意見ではそれらを具体的に指摘することとしています。

一方で、応募者には、審査委員にわかるように研究計画調書を作成することをお願いしています。

審査委員と応募者がこのような姿勢で審査に臨むことにより、ピアレビューによる科研費の審査が健全に機能します。

科研費の審査委員としての経験は、学術的視野をさらに広げる貴重な機会でもあります。そして、学術コミュニティ全体が「建設的相互批判の精神」に則った審査を積み重ねることで、日本の学術水準の向上につながることが期待されます。

2 審査の方法等

科研費の審査は、応募書類（研究計画調書）に基づき、日本学術振興会科学研究費委員会で行います。また、審査は非公開で行われ、提出された研究計画調書は返却しません。

「評価ルール」（「科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程」（以下、「審査及び評価に関する規程」という。））の詳細は、日本学術振興会科学研究費助成事業ホームページ（URL:<http://www.jps.go.jp/j-grantsinaid/index.html>）で確認してください。

（平成29年度に係る「審査及び評価に関する規程」については、10月上旬頃に本会ホームページにおいて公開する予定です。）

- (1) 「特別推進研究」は、人文社会、理工、生物の3つの分野別の審査会において、審査委員が研究計画調書と審査意見書（国内及び海外の審査意見書作成者、各3名程度が作成）に基づき、ヒアリング対象課題の選定（合議審査）を行い、ヒアリング審査を行う予定です。
- (2) 「基盤研究（S）」、「基盤研究（A・B）」（審査区分「一般」）及び「若手研究（A）」の審査は6人、「基盤研究（C）」及び「若手研究（B）」の審査は4人の審査委員が個別に審査する第1段審査（書面審査）と、第1段審査委員とは異なる審査委員による合議で審査する第2段審査（合議審査）により行う予定です。さらに、「基盤研究（S）」ではヒアリング審査を行う予定です。
- (3) 「基盤研究（A・B）」（審査区分「海外学術調査」）については、個別の書面審査を行い、人文学、社会科学、理工、生物の4つの分野別の審査会における合議により審査を行う予定です。
- (4) 「基盤研究（B・C）」（審査区分「特設分野研究」）については、分野別の審査会において、必要に応じて審査（事前の選考）を行った上で、個別の書面審査を行い、合議により審査を行う予定です。
- (5) 「挑戦的研究」については、「平成29年度挑戦的研究 暫定総合審査希望分野」（66頁参照）における分野別の審査会において、必要に応じて審査（事前の選考）を行った上で、個別の書面審査を行い、合議により審査を行う予定です。

3 審査結果の通知

(1) 特別推進研究

- ① ヒアリング研究課題の選定結果については、文書で通知します。（3月予定）
- ② 審査結果に基づく採択、不採択については、研究機関に文書で通知します。（4月下旬予定）
- ③ 採択された研究課題の研究代表者に対して、審査結果の所見及び審査状況の総括を通知するとともに、審査結果の所見の概要を一般に公開する予定です。また、採択されなかった研究代表者には、審査結果の所見及び審査状況の総括に加え、審査を行った研究課題の中におけるおおよその順位を通知する予定です。

(2) 基盤研究（S）

- ① ヒアリング研究課題の選定結果については、文書で通知します。（3月予定）
- ② 審査結果に基づく採択、不採択については、研究機関に文書で通知します。（5月下旬予定）
- ③ 採択された研究課題の研究代表者に対して、審査結果の所見及び審査状況の総括を通知するとともに、審査結果の所見の概要を一般に公開する予定です。また、採択されなかった場合における第1段審査（書面審査）の結果の開示を希望する者には、細目（分野）におけるおおよその順位、各評定要素に係る審査委員の素点（平均点）及び「定型所見」について、電子申請システムにより開示する予定です。さらに、ヒアリング研究課題の研究代表者で、採択されなかった場合は、上記に加え、「審査結果の所見」を開示する予定です。

(3) 基盤研究（B・C）（審査区分「特設分野研究」）、挑戦的研究（開拓・萌芽）

- ① 審査結果に基づく採択、不採択については、研究機関に文書で通知します。（7月中旬予定）
- ② 採択されなかった場合における書面審査の結果の開示を希望する者には、分野におけるおおよその順位等を電子申請システムにより開示する予定です。さらに、合議審査対象課題の研究代表者で、採択されなかった場合は、上記と併せて、「審査結果の所見」を開示する予定です。

(4) 特別推進研究、基盤研究（S）、基盤研究（B・C）（審査区分「特設分野研究」）、挑戦的研究（開拓・萌芽）以外の研究種目

- ① 審査結果に基づく採択、不採択については、研究機関に文書で通知します。（4月上旬予定）
- ② 採択されなかった場合における第1段審査（書面審査）の結果の開示を希望する者には、細目（分野）におけるおおよその順位、各評定要素に係る審査委員の素点（平均点）及び「定型所見」について、電子申請システムにより開示する予定です。

(参考2) 科学研究費補助金取扱規程

〔 昭和40年3月30日
文部省告示第110号 〕

改正 昭43文告309・昭56文告159・昭60文告127・昭61文告156・平10文告35・
平11文告114・平12文告181・平13文告72・平13文告133・平14文告123・平15文告149・
平16文告68・平16文告134・平17文告1・平18文告37・平19文告45・平20文告64・
平22文告177・平23文告93・平24文告143・平25文告31・平28文科告73

科学研究費補助金取扱規程を次のように定める。

科学研究費補助金取扱規程

(趣旨)

第1条 科学研究費補助金の取扱については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において「研究機関」とは、学術研究を行う機関であつて、次に掲げるものをいう。

一 大学及び大学共同利用機関（別に定めるところにより文部科学大臣が指定する大学共同利用機関法人が設置する大学共同利用機関にあつては、当該大学共同利用機関法人とする。）

二 文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの

三 高等専門学校

四 国若しくは地方公共団体の設置する研究所その他の機関、特別の法律により設立された法人若しくは当該法人の設置する研究所その他の機関、国際連合大学の研究所その他の機関（国内に設置されるものに限る。）又は一般社団法人若しくは一般財団法人のうち学術研究を行うものとして別に定めるところにより文部科学大臣が指定するもの

2 この規程において「研究代表者」とは、科学研究費補助金の交付の対象となる事業において、法第2条第3項に規定する補助事業者等（以下「補助事業者」という。）として当該事業の遂行に責任を負う研究者をいう。

3 この規程において「研究分担者」とは、科学研究費補助金の交付の対象となる事業のうち二人以上の研究者が同一の研究課題について共同して行うものにおいて、補助事業者として研究代表者と共同して当該事業を行う研究者をいう。

4 この規程において「連携研究者」とは、科学研究費補助金の交付の対象となる事業において、研究代表者又は研究分担者の監督の下に当該研究代表者又は研究分担者と連携して研究に参画する研究者をいう。

5 この規程において「研究協力者」とは、研究代表者及び研究分担者並びに連携研究者以外の者で、科学研究費補助金の交付の対象となる事業において研究への協力をを行う者をいう。

- 6 この規程において「不正使用」とは、故意若しくは重大な過失による研究費の他の用途への使用又は研究費の交付の決定の内容若しくはこれに附した条件に違反した使用をいう。
- 7 この規程において「不正行為」とは、研究費の交付の対象となつた事業において発表された研究成果において示されたデータ、情報、調査結果等の故意による又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠つたことによるねつ造、改ざん又は盗用をいう。
- 8 本邦の法令に基づいて設立された会社その他の法人（以下この項において「会社等」という。）が設置する研究所その他の機関又は研究を主たる事業としている会社等であつて、学術の振興に寄与する研究を行う者が所属するもの（第1項第1号、第3号及び第4号に掲げるものを除く。）のうち、別に定めるところにより文部科学大臣が指定するものは、同項の研究機関とみなす。

（科学研究費補助金の交付の対象）

第3条 科学研究費補助金は、次の各号に掲げる事業に交付するものとする。

- 一 学術上重要な基礎的研究（応用的研究のうち基礎的段階にある研究を含む。）であつて、研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として所属し、かつ、当該研究機関の研究活動に実際に従事している研究者（日本学術振興会特別研究員を含む。）が一人で行う事業若しくは二人以上の研究者が同一の研究課題について共同して行う事業（研究者の所属する研究機関の活動として行うものであり、かつ、研究機関において科学研究費補助金の管理を行うものに限る。）又は教育的若しくは社会的意義を有する研究であつて、研究者が一人で行う事業（以下「科学研究」という。）
- 二 学術研究の成果の公開で、個人又は学術団体が行う事業（以下「研究成果の公開」という。）
- 三 その他文部科学大臣が別に定める学術研究に係る事業

2 独立行政法人日本学術振興会法（平成14年法律第159号。以下「振興会法」という。）第15条第1号の規定に基づき独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）が行う業務に対して、文部科学大臣が別に定めるところにより科学研究費補助金を交付する。

（科学研究費補助金を交付しない事業）

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者（学術団体を含む。以下この条において同じ。）が行う事業については、それぞれ当該各号に定める期間、科学研究費補助金を交付しない。

- 一 法第17条第1項の規定により科学研究費補助金の交付の決定が取り消された事業（以下「交付決定取消事業」という。）において科学研究費補助金の不正使用を行つた者
法第18条第1項の規定により当該交付決定取消事業に係る科学研究費補助金の返還の命令があつた年度の翌年度以降1年以上10年以内の間で当該不正使用の内容等を勘案して相当と認められる期間
- 二 前号に掲げる者と科学研究費補助金の不正使用を共謀した者
同号の規定により同号に掲げる者が行う事業について科学研究費補助金を交付しないこととされる期間と同一の期間
- 三 交付決定取消事業において法第11条第1項の規定に違反した補助事業者（前2号に該当する者を除く。）
法第18条第1項の規定により当該交付決定取消事業に係る科学研究費補助金の返還の命令があつた年度の翌年度以降1年以上2年以内の間で当該違反の内容等を勘案し相当と認められる期間

- 四 偽りその他不正の手段により科学研究費補助金の交付を受けた者又は当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者 当該科学研究費補助金の返還の命令があつた年度の翌年度以降5年間
- 五 科学研究費補助金による事業において不正行為があつたと認定された者（当該不正行為があつたと認定された研究成果に係る研究論文等の内容について責任を負う者として認定されたものを含む。以下同じ。） 当該不正行為があつたと認定された年度の翌年度以降1年以上10年以内の間で当該不正行為の内容等を勘案して科学技術・学術審議会において相当と認められる期間
- 2 前条の規定にかかわらず、振興会法第18条第1項に規定する学術研究助成基金を財源として振興会が支給する助成金（以下「基金助成金」という。）を一定期間交付しないこととされた次の各号に掲げる者が行う事業については、基金助成金を交付しないとされた期間、科学研究費補助金を交付しない。
- 一 基金助成金の不正使用を行った者
 - 二 基金助成金の不正使用を共謀した者
 - 三 振興会法第17条第2項の規定により準用される法第11条第1項の規定に違反した補助事業者（前2号に該当する者を除く）
 - 四 偽りその他の不正の手段により基金助成金の交付を受けた者又は当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者
 - 五 基金助成金による事業において不正行為があつたと認定された者
- 3 前条の規定にかかわらず、国又は独立行政法人が交付する給付金であつて、文部科学大臣が別に定めるもの（以下「特定給付金」という。）を一定期間交付しないこととされた次の各号に掲げる者が行う事業については、文部科学大臣が別に定める期間、科学研究費補助金を交付しない。
- 一 特定給付金の不正使用を行った者
 - 二 特定給付金の不正使用を共謀した者
 - 三 特定給付金の交付の対象となる事業に関して、法令又はこれに基づく国の機関若しくは独立行政法人の長の処分に違反した者
 - 四 偽りその他不正の手段により特定給付金の交付を受けた者又は当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者
 - 五 特定給付金による事業において不正行為があつたと認定された者
- 4 前条の規定にかかわらず、公募型の研究費（科学研究費補助金、基金助成金及び特定給付金を除く。）又は国立大学法人若しくは独立行政法人に対する運営費交付金若しくは私立学校に対する助成の措置等の基盤的経費その他の予算上の措置（文部科学省が講ずるものに限る。）による研究において不正行為があつたと認定された者が行う事業については、当該不正行為があつたと認定された年度の翌年度以降1年以上10年以内の間で当該不正行為の内容等を勘案して相当と認められる期間、科学研究費補助金を交付しない。

（補助金の交付申請者）

第5条 第3条第1項第1号及び第2号に係る科学研究費補助金（同条第2項に係るものを除く。以下「補助金」という。）の交付の申請をすることができる者は、次のとおりとする。

- 一 科学研究に係る補助金にあつては、科学研究を行う研究者の代表者
- 二 研究成果の公開に係る補助金にあつては、研究成果の公開を行う個人又は学術団体の代表者

(計画調書)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、あらかじめ科学研究又は研究成果の公開(以下「科学研究等」という。)に関する計画調書を別に定める様式により文部科学大臣に提出するものとする。

2 前項の計画調書の提出期間については、毎年文部科学大臣が公表する。

(交付の決定)

第7条 文部科学大臣は、前条第1項の計画調書に基づいて、補助金を交付しようとする者及び交付しようとする予定額(以下「交付予定額」という。)を定め、その者に対し、あらかじめ交付予定額を通知するものとする。

2 文部科学大臣は、補助金を交付しようとする者及び交付予定額を定めるに当たっては、文部科学大臣に提出された計画調書について、科学技術・学術審議会の意見を聴くものとする。

第8条 前条第1項の通知を受けた者が補助金の交付の申請をしようとするときは、文部科学大臣の指示する時期までに、別に定める様式による交付申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

2 文部科学大臣は、前項の交付申請書に基づいて、交付の決定を行い、その決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(科学研究等の変更)

第9条 補助金の交付を受けた者が、科学研究等の内容及び経費の配分の変更(文部科学大臣が別に定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、あらかじめ文部科学大臣の承認を得なければならない。

(補助金の使用制限)

第10条 補助金の交付を受けた者は、補助金を科学研究等に必要な経費にのみ使用しなければならない。

(実績報告書)

第11条 補助金の交付を受けた者は、科学研究等を完了したときは、すみやかに別に定める様式による実績報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

2 前項の実績報告書には、補助金により購入した設備、備品又は図書(以下「設備等」という。)がある場合にあつては、別に定める様式による購入設備等明細書を添付しなければならない。

3 第1項後段の規定による実績報告書には、翌年度に行う科学研究等に関する計画を記載した書面を添付しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 文部科学大臣は、前条第1項前段の規定による実績報告書の提出を受けた場合においては、その実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査により、科学研究等の成果が補

助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の交付を受けた者に通知するものとする。

(研究成果報告書)

第13条 補助金の交付を受けた者は、文部科学大臣の定める時期までに、文部科学大臣の定めるところにより、第6条第1項の計画調書上の計画に基づいて実施した事業の成果について取りまとめた報告書（以下「研究成果報告書」という。）を文部科学大臣に提出しなければならない。

2 前項の文部科学大臣の定める時期までに研究成果報告書を提出しなかつた者が、さらに文部科学大臣が別に指示する時期までに特段の理由なく研究成果報告書を提出しない場合には、文部科学大臣は、第7条第1項の規定にかかわらず、この者に対して交付予定額を通知しないものとする。第3条第2項に係る科学研究費補助金又は基金助成金の研究成果報告書を、振興会の指示する時期までに提出しない場合についても同様とする。

3 前項の規定により交付予定額を通知しないこととされた者が、その後、文部科学大臣又は振興会が別に指示する時期までに研究成果報告書を提出したときは、文部科学大臣は、第7条第1項の規定に基づき、交付予定額を通知するものとする。

(帳簿等の整理保管)

第14条 補助金の交付を受けた者は、補助金の収支に関する帳簿を備え、領収証書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しておかなければならない。

(経理の調査)

第15条 文部科学大臣は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、その補助金の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

(科学研究等の状況の調査)

第16条 文部科学大臣は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、科学研究等の状況に関する報告書の提出を求め、又は科学研究等の状況を調査することができる。

(研究経過及び研究成果の公表)

第17条 文部科学大臣は、科学研究に係る実績報告書及び前条の報告書のうち、研究経過に関する部分の全部又は一部を印刷その他の方法により公表することができる。

2 文部科学大臣は、研究成果報告書の全部又は一部を印刷その他の方法により公表することができる。

(設備等の寄付)

第18条 第5条第1号に係る補助金の交付を受けた者が、補助金により設備等を購入したときは、直ちに、当該設備等を当該補助金の交付を受けた者が所属する研究機関のうちから適当な研究機関を一以上選定して、寄付しなければならない。

2 第5条第1号に係る補助金の交付を受けた者は、設備等を直ちに寄付することにより研究上の支障が生じる場合において、文部科学大臣の承認を得たときは、前項の規定にかかわらず、当該研究上の支障がなくなるまでの間、当該設備等を寄付しないことができる。

第19条 第3条第1項第3号に係る科学研究費補助金に関し必要な事項は、別に文部科学大臣が定める。

(その他)

第20条 この規定に定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は、そのつど文部科学大臣が定めるものとする。

附則

この規程は、昭和40年4月1日から実施する。

附則（昭和43・11・30文告309）

この規程は、昭和43年11月30日から実施する。

附則（昭和56・10・15文告159）

この告示は、公布の日から施行する。

附則（昭和60・11・2文告127）

この告示は、昭和60年11月2日から施行し、昭和60年度分以後の補助金について適用する。

附則（昭和61・12・25文告156）

この告示は、昭和61年12月25日から施行し、昭和61年度以降の補助金について適用する。

附則（平成10・3・19文告35）

この告示は、平成10年3月19日から施行し、平成9年度以降の補助金について適用する。

附則（平成11・5・17文告114）

この告示は、公布の日から施行し、平成11年4月11日から適用する。

附則（平成12・12・11文告181）

この告示は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日（平成13年1月6日）から施行する。

附則（平成13・4・19・文告72）

この告示は、公布の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附則（平成13・8・2文告133）

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示の施行の際現に改正前の科学研究費補助金取扱規程第2条第3号の規定による研究機関である法人及び同条第4号の規定による指定を受けている機関は、改正後の科学研究費補助金取扱規程第2条第4号の規定による指定を受けた研究機関とみなす。

附則（平成14・6・28・文告123）

この告示は、公布の日から施行し、平成14年度以降の補助金について適用する。

附則（平成15・9・12・文告149）

1 この告示は、公布の日から施行する。ただし、第3条第2項の改正規定、第5条第1項、第3項及び第4項の改正規定並びに第6条第2項の改正規定は、平成15年10月1日から施行する。

2 この告示による改正後の科学研究費補助金取扱規程第3条第3項の規定は、法第18条第1項の規定により科学研究費補助金の返還が命じられた日がこの告示の施行日前である交付決定取消事業を行つた研究者が行う事業については、適用しない。

附則（平成16・4・1・文告68）

1 この告示は、平成16年4月1日から施行する。

2 この告示による改正後の科学研究費補助金取扱規程第3条第3項第3号の規定は、この告示の施行前に交付の決定が行われた科学研究費補助金に係る交付決定取消事業を行つた

研究者については、適用しない。

附則（平成17・1・24・文告1）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の科学研究費補助金取扱規程第3条第4項及び第5項の規定は、科学研究費補助金の返還が命じられた日がこの告示の施行日前である事業を行った研究者又は当該研究者と共謀した研究者が行う事業については、適用しない。

附則（平成18・3・27・文告37）

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附則（平成19・3・30・文告45）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附則（平成20・5・19・文告64）

- 1 この告示は、公布の日から実施し、平成20年度以降の補助金について適用する。ただし、第2条第1項第4号の改正規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）の施行の日から実施する。
- 2 この告示による改正後の科学研究費補助金取扱規程（以下「新規程」という。）第4条第1項第1号及び第3号の規定は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）第18条第1項の規定により科学研究費補助金の返還が命じられた日が平成15年9月12日よりも前である法第17条第1項の規定により科学研究費補助金の交付の決定が取消された事業において不正使用を行った者又は法第11条第1項の規定に違反して科学研究費補助金の使用を行った補助事業者（法第2条第3項に規定する補助事業者等をいい、新規程第4条第1項第1号又は第2号に該当する者を除く。）については、適用しない。
- 3 新規程第4条第1項第4号の規定は、平成16年4月1日よりも前に交付の決定が行われた事業の研究代表者又は研究分担者については、適用しない。
- 4 新規程第4条第1項第2号及び第5号の規定は、科学研究費補助金の返還が命じられた日が平成17年1月24日よりも前である事業において科学研究費補助金の不正使用を共謀した者又は偽りその他不正の手段により科学研究費補助金の交付を受けた者若しくは当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者については、適用しない。

附則（平成22・12・28・文告177）

この告示は、公布の日から施行する。

附則（平成23・6・2・文告93）

この告示は、公布の日から施行する。

附則（平成24・9・12・文告143）

この告示は、公布の日から施行する。

附則（平成25・3・13・文告31）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行前に科学研究費補助金取扱規程（以下「規程」という。）第四条に規定する交付決定取消事業において規程第二条第六項に規定する不正使用を行った者に対する当該不正使用に係るこの告示による改正後の規程第四条第一項第一号の規定の適用については、同号中「十年以内」とあるのは「五年以内」とする。

附則（平成28・3・31・文告73）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の科学研究費補助金取扱規程第四条第四項の規定は、平成26年度

以前の会計年度に係る研究費による研究において不正行為があったと認定された者が行う事業については、適用しない。

(参考3)

独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領 （平成15年10月 7日規程第17号）

改正	平成16年	4月14日	規程第9号
改正	平成16年	9月10日	規程第14号
改正	平成17年	2月 2日	規程第1号
改正	平成17年	4月 7日	規程第7号
改正	平成18年	4月14日	規程第9号
改正	平成19年	4月 2日	規程第12号
改正	平成20年	6月10日	規程第9号
改正	平成22年	4月19日	規程第6号
改正	平成22年	9月 7日	規程第21号
改正	平成23年	4月25日	規程第18号
改正	平成23年	4月28日	規程第20号
改正	平成24年	10月31日	規程第20号
改正	平成25年	3月13日	規程第2号
改正	平成25年	6月12日	規程第23号
改正	平成26年	6月 3日	規程第18号
改正	平成27年	4月 1日	規程第22号
改正	平成28年	4月28日	規程第49号

(通則)

第1条 独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）が交付を行う科学研究費助成事業（科学研究費補助金）（以下「補助金」という。）の取扱いについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、独立行政法人日本学術振興会法（平成14年法律第159号。以下「振興会法」という。）及び科学研究費補助金取扱規程（昭和40年文部省告示第110号。以下「取扱規程」という。）に定めるもののほか、この取扱要領の定めるところによる。

(目的)

第2条 この取扱要領は、科学研究費補助金（基盤研究等）交付要綱（平成11年4月12日文部大臣裁定。以下「交付要綱」という。）第18条第1項及び独立行政法人日本学術振興会業務方法書（平成15年規程第1号）第4条の規定に基づき、振興会から研究者に対して交付する補助金の交付の対象、申請、交付その他の取扱いに関する細目を定め、もって補助金の適正かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この取扱要領において「補助金」とは、文部科学省から交付される科学研究費補助金から支出する研究費であって、次に掲げるものをいう。

- 一 科学研究費（特別推進研究、新学術領域研究、基盤研究、若手研究、研究活動スタート支援、奨励研究）
 - 二 特別研究促進費
 - 三 研究成果公開促進費
 - 四 特定奨励費
 - 五 特別研究員奨励費
- 2 この取扱要領において「研究機関」とは、取扱規程第2条第1項に規定する研究機関及び同条第8項の規定により研究機関とみなすものをいい、学術研究を行う機関であって第一号から第四号に掲げるもの及び第五号に掲げるものをいう。
- 一 大学及び大学共同利用機関（文部科学大臣が指定する大学共同利用機関法人が設置する大学共同利用機関にあつては、当該大学共同利用機関法人とする。）
 - 二 文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
 - 三 高等専門学校
 - 四 国若しくは地方公共団体の設置する研究所その他の機関、特別の法律により設立された法人若しくは当該法人の設置する研究所その他の機関、国際連合大学の研究所その他の機関（国内に設置されるものに限る。）又は一般社団法人若しくは一般財団法人のうち学術研究を行うものとして文部科学大臣が指定するもの
 - 五 本邦の法令に基づいて設立された会社その他の法人（以下この項において「会社等」という。）が設置する研究所その他の機関又は研究を主たる事業としている会社等であつて、学術の振興に寄与する研究を行う者が所属するもの（第1号及び前2号に掲げるものを除く。）のうち、文部科学大臣が指定するもの
- 3 この取扱要領において「研究代表者」とは、科学研究費補助金の交付の対象となる事業において、法第2条第3項に規定する補助事業者等（以下「補助事業者」という。）として当該事業の遂行に責任を負う研究者をいう。
- 4 この取扱要領において「研究分担者」とは、科学研究費補助金の交付の対象となる事業のうち二人以上の研究者が同一の研究課題について共同して行うものにおいて、補助事業者として研究代表者と共同して当該事業を行う研究者をいう。
- 5 この取扱要領において「連携研究者」とは、科学研究費補助金の交付の対象となる事業において、研究代表者又は研究分担者の監督の下に当該研究代表者又は研究分担者と連携して研究に参画する研究者をいう。
- 6 この取扱要領において「研究協力者」とは、研究代表者及び研究分担者並びに連携研究者以外の者で、科学研究費補助金の交付の対象となる事業において研究への協力を行う者をいう。
- 7 この取扱要領において「不正使用」とは、故意若しくは重大な過失による研究費の他の用途への使用又は研究費の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反した使用をいう。
- 8 この取扱要領において「不正行為」とは、研究費の交付の対象となった事業において発表された研究成果において示されたデータ、情報、調査結果等の故意による又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるねつ造、改ざん又は盗用をいう。

（補助金の交付の対象）

- 第4条 この補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）とする。
- 一 学術上重要な基礎的研究（応用的研究のうち基礎的段階にある研究を含む。）であつて、研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として所属し、かつ、当該研究

機関の研究活動に実際に従事している研究者（振興会特別研究員を含む。）が一人で行う事業若しくは二人以上の研究者が同一の研究課題について共同して行う事業（研究者の所属する研究機関の活動として行うものであり、かつ、研究機関において科学研究費補助金の管理を行うものに限る。）又は教育的若しくは社会的意義を有する研究であって、研究者が一人で行う事業（以下「科学研究」という。）

二 学術研究の成果の公開で、個人又は学術団体が行う事業（以下「研究成果の公開」という。）

三 学術上価値が高く、散逸することにより我が国の学術研究の進展に悪影響を及ぼすおそれのある資料の収集、保管及び公開を含む特色ある研究に関する学術団体が行う事業又は長期にわたる研究活動を通じて蓄積された学術上の専門知識、実験用の試料等が必要とされる特色ある研究を継続的に行うものであって、当該研究が中断することにより我が国の学術研究の進展に悪影響を及ぼすおそれのある学術団体が行う事業（以下「研究事業」という。）

2 補助対象となる経費は、補助事業に要する経費のうち補助金交付の対象として振興会が認める経費とする。

（補助金を交付しない事業）

第5条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者（学術団体を含む。以下この条において同じ。）が行う事業については、それぞれ当該各号に定める期間、補助金を交付しない。

一 法第17条第1項の規定により科学研究費補助金の交付の決定が取り消された事業（以下「交付決定取消事業」という。）において科学研究費補助金の不正使用を行った者 法第18条第1項の規定により当該交付決定取消事業に係る科学研究費補助金の返還の命令があった年度の翌年度以降1年以上10年以内の間で当該不正使用の内容等を勘案して相当と認められる期間

二 前号に掲げる者と科学研究費補助金の不正使用を共謀した者 同号の規定により同号に掲げる者が行う事業について科学研究費補助金を交付しないこととされる期間と同一の期間

三 交付決定取消事業において法第11条第1項の規定に違反した補助事業者（前2号に掲げる者を除く。） 法第18条第1項の規定により当該交付決定取消事業に係る科学研究費補助金の返還の命令があった年度の翌年度以降1年以上2年以内の間で当該違反の内容等を勘案し相当と認められる期間

四 偽りその他不正の手段により科学研究費補助金の交付を受けた者又は当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者 当該科学研究費補助金の返還の命令があった年度の翌年度以降5年間

五 科学研究費補助金による事業において不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究成果に係る研究論文等の内容について責任を負う者として認定されたものを含む。）当該不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1年以上10年以内の間で当該不正行為の内容等を勘案して相当と認められる期間

2 前条第1項の規定にかかわらず、振興会法第18条第1項に規定する学術研究助成基金を財源として支給する助成金（以下「基金助成金」という。）を一定期間交付しないこととされた次の各号に掲げる者が行う事業については、基金助成金を交付しないとされた期間、科学研究費補助金を交付しない。

一 基金助成金の不正使用を行った者

二 基金助成金の不正使用を共謀した者

三 振興会法第17条第2項の規定により準用される法第11条第1項の規定に違反した補助事業者（前2号に該当する者を除く）

四 偽りその他の不正の手段により基金助成金の交付を受けた者又は当該偽りその他不正の手段

の使用を共謀した者

五 基金助成金による事業において不正行為があったと認定された者

3 前条第1項の規定にかかわらず、同項第1号に規定する補助事業が、取扱規程第4条第3項の特定給付金等を定める件（平成16年8月24日文部科学大臣決定。以下「大臣決定」という。）第1条に定める特定給付金を一定期間交付しないこととされた次の各号に掲げる者が行う事業については、大臣決定第2条に定める期間、補助金を交付しないものとする。

一 特定給付金の不正使用を行った者

二 特定給付金の不正使用を共謀した者

三 特定給付金の交付の対象となる事業に関して、法令又はこれに基づく国の機関若しくは独立行政法人の長の処分に違反した者

四 偽りその他不正の手段により特定給付金の交付を受けた者又は当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者

五 特定給付金による事業において不正行為があったと認定された者

4 前条第1項の規定にかかわらず、公募型の研究費（科学研究費補助金、基金助成金及び特定給付金を除く。）又は国立大学法人若しくは独立行政法人に対する運営費交付金若しくは私立学校に対する助成の措置等の基盤的経費その他の予算上の措置（文部科学省が講ずるものに限る。）による研究において不正行為があったと認定された者が行う事業については、当該不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1年以上10年以内の間で当該不正行為の内容等を勘案して相当と認められる期間、補助金を交付しないものとする。

（補助金の交付申請者）

第6条 第4条第1項に係る補助金の交付の申請をすることができる者は、次のとおりとする。

一 科学研究に係る補助金にあつては、次に掲げる者

イ 研究機関に所属する研究者が科学研究を行う場合は、当該科学研究を行う研究者の代表者

ロ 研究機関に所属しない研究者（特別研究員を除く。）が一人で科学研究を行う場合は、当該研究者

ハ 特別研究員が科学研究を行う場合は、当該特別研究員

ニ 外国人特別研究員と受入研究者が共同して科学研究を行う場合は、当該受入研究者

二 研究成果の公開に係る補助金にあつては、研究成果の公開を行う個人又は学術団体の代表者

三 研究事業に係る補助金にあつては、研究事業を行う学術団体の代表者

（計画調書）

第7条 補助金（新学術領域研究、特別研究促進費又は特定奨励費（以下「新学術領域研究等」という。）を除く。以下この条から第9条までにおいて同じ。）の交付の申請をしようとする者は、あらかじめ科学研究又は研究成果の公開（以下「科学研究等」という。）に関する計画調書を別に定める様式により振興会に提出するものとする。

2 前項の計画調書の提出期間については、毎年振興会が公表する。

3 新学術領域研究等の交付を申請しようとする者は、別に定めるところにより科学研究又は研究事業に関する計画調書を文部科学省に提出するものとする。

4 前項の計画調書の提出期間については、文部科学省が公表する。

（交付予定額の通知）

第8条 振興会は、前条第1項の計画調書に基づき、補助金を交付しようとする者及び交付しよう

とする予定額（以下「交付予定額」という。）を定め、その者に対し、あらかじめ交付予定額を通知するものとする。

- 2 振興会は、文部科学省からの通知により新学術領域研究等を交付しようとする者及び交付予定額を定め、その者に対し、あらかじめ交付予定額を通知するものとする。

（配分審査等）

第9条 前条第1項により補助金を交付しようとする者及び交付予定額を定めるに当たっては、振興会は補助金の配分等に関する事項を審議する科学研究費委員会に諮るものとする。

- 2 前項の委員会の組織及びその運営については、別に定める。

（交付申請書）

第10条 第8条各項の通知を受けた者が補助金の交付の申請をしようとするときは、振興会の指示する時期までに、別に定める様式による交付申請書を振興会に提出しなければならない。

（交付の決定）

第11条 振興会は、前条により補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査するものとする。

- 2 振興会は、前項の調査の結果、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定を行うものとする。

- 3 振興会は、補助金の交付の条件として、次の事項及びその他必要な事項について定めるものとする。

一 補助金の交付を受けた者が、補助事業の内容及び経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ振興会の承認を得なければならないこと

ただし、補助事業の目的を変えない範囲で振興会が文部科学大臣との協議を経て定める軽微な変更についてはこの限りではないこと

二 補助金の交付を受けた者が、補助事業を中止し、又は廃止する場合には、振興会の承認を得なければならないこと

三 補助金の交付を受けた者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに振興会に報告してその指示を受けなければならないこと

四 補助金の交付を受けた者が、補助事業を遂行するため契約を締結し支払いを行う場合は、国の契約及び支払いに関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげるように経費の効率的使用に努めなければならないこと

- 4 振興会は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第12条 補助金の交付の申請をした者は、前条第4項の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、振興会の定める期日までに申請の取下げをすることができることとする。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかつ

たものとみなす。

(補助金の使用制限)

第13条 補助金の交付を受けた者は、補助金を補助事業に必要な経費にのみ使用しなければならない。

(実績報告書)

第14条 補助金の交付を受けた者は、補助事業を完了したときは、速やかに別に定める様式による実績報告書を振興会に提出しなければならない。補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

2 前項後段の規定による実績報告書には、翌年度に行う補助事業に関する計画を記載した書面を添付しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第15条 振興会は、前条第1項前段の規定による実績報告書の提出を受けた場合においては、その実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の交付を受けた者に通知するものとする。

2 振興会は、前条第1項後段の規定による実績報告書のうち国庫債務負担行為に基づいて補助金の交付の決定が行われた補助事業の実績報告書の提出を受けた場合においては、その実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査により、各年度における支出が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合することを確認し、その額を補助金の交付を受けた者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 振興会は、前条の規定により額を通知した場合において、すでにその額をこえる補助金が交付されているときは、補助金の交付を受けた者に補助金の返還を命ずるものとする。

2 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(研究成果報告書)

第17条 補助金の交付を受けた者は、振興会の定める時期までに、振興会の定めるところにより、第7条第1項又は第3項の計画調書上の計画に基づいて実施した事業の成果について取りまとめた報告書(以下「研究成果報告書」という。)を振興会に提出しなければならない。

2 前項の振興会の定める時期までに研究成果報告書を提出しなかった者が、さらに振興会が別に指示する時期までに特段の理由なく研究成果報告書を提出しない場合には、振興会は、第8条各項の規定にかかわらず、この者に対して交付予定額を通知しないものとする。取扱規程第13条第1項に係る科学研究費補助金の研究成果報告書又は独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金)取扱要領第17条第1項に係る基金助成金の研究成果報告書を、文部科学大臣又は振興会の指示する時期までに提出しない場合についても同様とする。

3 前項の規定により交付予定額を通知しないこととされた者が、その後、振興会又は文部科学大臣が別に指示する時期までに研究成果報告書を提出したときは、振興会は、第8条各項の規定に基づき、交付予定額を通知するものとする。

(帳簿関係書類等の整理)

第18条 補助金の交付を受けた者は、補助金の収支に関する帳簿を備え、領収証書等関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後（国庫債務負担行為に基づいた交付の決定が行われている場合は、補助事業の最終年度の終了後）5年間保管しておかなければならない。

(経理の調査)

第19条 振興会は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、その補助金の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

(補助事業の状況の調査)

第20条 振興会は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、補助事業の状況に関する報告書の提出を求め、実地に調査することができる。

(研究経過及び研究成果の公表)

第21条 振興会は、補助事業に係る実績報告書及び前条の報告書のうち、研究経過に関する部分の全部又は一部を印刷その他の方法により公表することができるものとする。

2 振興会は、研究成果報告書の全部又は一部を印刷その他の方法により公表することができる。

(設備等の寄付)

第22条 第6条第1号イに係る補助金の交付を受けた者が、補助金により設備、備品又は図書（以下「設備等」という。）を購入したときは、直ちにそれを当該補助金の交付を受けた者が所属する研究機関のうちから適当な研究機関を一以上選定して、寄付しなければならない。

2 第6条第1号ロに係る補助金の交付を受けた者が、補助金により購入価格5万円以上の設備等を購入したときは、研究期間終了までにそれを学校その他の教育又は研究の施設に寄付しなければならない。

3 第6条第1号ハ又はニに係る補助金の交付を受けた者が、補助金により設備等を購入したときは、直ちにそれを当該補助金の交付を受けた者が研究に従事し又は所属する研究機関に寄付しなければならない。

4 補助金の交付を受けた者が設備等を直ちに寄付することが研究上支障があると認める場合において、振興会の承認を得たときは、第1項の規定にかかわらず、研究上支障のなくなるまでの間、寄付しないことができる。

5 特別研究員は、第3項の規定にかかわらず、その特別研究員の資格を喪失するまでの間、設備等を寄付しないことができる。

(その他)

第23条 この取扱要領に定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は、募集要項等において別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成15年10月7日から施行し、平成15年10月1日から適用する。

第4条の2の規定は、法第18条第1項の規定の準用により科学研究費補助金の返還が命じら

れた日が平成15年9月12日前である交付決定取消事業を行なった研究者が行おうとする補助事業については、適用しない。

この取扱要領の適用日前に、日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究等）取扱要領（平成11年6月9日規程第6号）の規定により日本学術振興会が行った科学研究費補助金の取扱いは、振興会がこの取扱要領中の相当する規定により行った補助金の取扱いとみなす。

附則（平成16年規程第9号）

- 1 この規程は、平成16年4月1日から適用する。
- 2 第4条の2第1項第3号の規定は、この規程の適用前に交付の決定が行われた科学研究費補助金に係る交付決定取消事業を行った研究者については、適用しない。

附則（平成16年規程第14号）

この規程は、平成16年8月27日から適用する。

附則（平成17年規程第1号）

- 1 この規程は、平成17年1月24日から適用する。
- 2 第4条の2第2項及び第3項の規定は、科学研究費補助金の返還が命じられた日がこの規程の適用日前である事業を行った研究者又は当該研究者と共謀した研究者が行う事業については、適用しない。

附則（平成17年規程第7号）

この規程は、平成17年4月1日から適用する。

附則（平成18年規程第9号）

この規程は、平成18年4月1日から適用する。

附則（平成19年規程第12号）

この規程は、平成19年4月1日から適用する。

附則（平成20年規程第9号）

- 1 この規程は、平成20年6月10日から実施し、平成20年度以降の補助金について適用する。
- 2 改正後の取扱要領（以下「新要領」という。）第5条第1項第1号及び第3号の規定は、法第18条第1項の規定により科学研究費補助金の返還が命じられた日が平成15年9月12日より前である交付決定取消事業において不正使用を行った者又は法第11条第1項の規定に違反して科学研究費補助金の使用を行った補助事業者（新要領第5条第1項第1号又は第2号に掲げる者を除く。）については、適用しない。
- 3 新要領第5条第1項第4号の規定は、平成16年4月1日より前に交付の決定が行われた事業の研究代表者又は研究分担者については、適用しない。
- 4 新要領第5条第1項第2号及び第5号の規定は、科学研究費補助金の返還が命じられた日が平成17年1月24日より前である事業において科学研究費補助金の不正使用を共謀した者又は偽りその他不正の手段により科学研究費補助金の交付を受けた者若しくは当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者については、適用しない。

附則（平成22年規程第6号）

この規程は、平成22年4月1日から適用する。

附則（平成22年規程第21号）

この規程は、平成22年9月7日から適用する。

附則（平成23年規程第18号）

この規程は、平成23年4月1日から適用する。

附則（平成23年規程第20号）

この規程は、平成23年4月28日から適用する。

附則（平成24年規程第20号）

この規程は、平成24年9月12日から適用する。

附則（平成25年規程第2号）

1 この規程は、平成25年3月13日から適用する。

2 この規程の適用前に第5条に規定する交付決定取消事業において第3条第7項に規定する不正使用を行った者に対する当該不正使用に係る改正後の第5条第1項第1号の規定の適用については、同号中「10年以内」とあるのは「5年以内」とする。

附則（平成25年規程第23号）

この規程は、平成25年4月1日から適用する。

附則（平成26年規程第18号）

この規程は、平成26年4月1日から適用する。

附則（平成28年規程第49号）

1 この規程は、平成28年4月28日から適用する。

2 改正後の取扱要領第5条第4項の規定は、平成26年度以前の会計年度に係る研究費による研究において不正行為があったと認定された者が行う事業については、適用しない。

3 第3条第8項に規定する「不正行為」とは、「研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等への対応に関する規程」（平成18年規程第19号）第2条第2号に規定する「特定不正行為」と同義である。

(参考4)

独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱要領

（平成23年4月28日規程第19号）

改正 平成24年10月31日規程第21号

改正 平成25年 3月13日規程第 3号

改正 平成28年 4月28日規程第50号

（通則）

第1条 独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）が交付を行う科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）（以下「助成金」という。）の取扱いについては、独立行政法人日本学術振興会法（平成14年法律第159号。以下「振興会法」という。）、振興会法第17条第2項において準用する補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）並びに学術研究助成基金の運用基本方針（平成23年4月28日文部科学大臣決定）に定めるもののほか、この取扱要領の定めるところによる。

（目的）

第2条 この取扱要領は、学術研究助成基金補助金交付要綱（平成23年4月28日文部科学大臣決定）第7条第7号の規定に基づき、振興会から研究者に対して交付する助成金の交付の対象、申請、交付その他の取扱いに関する細目を定め、もって助成金の適正かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

（定義）

第3条 この取扱要領において「助成金」とは、学術研究助成基金から支出する研究費であって、次に掲げるものをいう。

- 一 科学研究費（基盤研究（B）、基盤研究（C）、挑戦的萌芽研究、若手研究（A）、若手研究（B））
 - 二 特設分野研究基金
 - 三 国際共同研究加速基金（国際共同研究強化、国際活動支援班、帰国発展研究）
- 2 この取扱要領において「研究機関」とは、科学研究費補助金取扱規程（昭和40年文部省告示第110号。以下「取扱規程」という。）第2条第1項に規定する研究機関及び同条第8項の規定により研究機関とみなすものをいい、学術研究を行う機関であって第一号から第四号に掲げるもの及び第五号に掲げるものをいう。
- 一 大学及び大学共同利用機関（文部科学大臣が指定する大学共同利用機関法人が設置する大学共同利用機関にあつては、当該大学共同利用機関法人とする。）
 - 二 文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
 - 三 高等専門学校
 - 四 国若しくは地方公共団体の設置する研究所その他の機関、特別の法律により設立された法人若しくは当該法人の設置する研究所その他の機関、国際連合大学の研究所その他の機関（国内に設置されるものに限る。）又は一般社団法人若しくは一般財団法人のうち学術研究を行うものとして文部科学大臣が指定するもの
 - 五 本邦の法令に基づいて設立された会社その他の法人（以下この項において「会社等」という。）

が設置する研究所その他の機関又は研究を主たる事業としている会社等であって、学術の振興に寄与する研究を行う者が所属するもの（第1号及び前2号に掲げるものを除く。）のうち、文部科学大臣が指定するもの

- 3 この取扱要領において「研究代表者」とは、助成金の交付の対象となる事業において、法第2条第3項に規定する補助事業者等（以下「補助事業者」という。）として当該事業の遂行に責任を負う研究者をいう。
- 4 この取扱要領において「研究分担者」とは、助成金の交付の対象となる事業のうち二人以上の研究者が同一の研究課題について共同して行うものにおいて、補助事業者として研究代表者と共同して当該事業を行う研究者をいう。
- 5 この取扱要領において「連携研究者」とは、助成金の交付の対象となる事業において、研究代表者又は研究分担者の監督の下に当該研究代表者又は研究分担者と連携して研究に参画する研究者をいう。
- 6 この取扱要領において「研究協力者」とは、研究代表者及び研究分担者並びに連携研究者以外の者で、助成金の交付の対象となる事業において研究への協力をを行う者をいう。
- 7 この取扱要領において「不正使用」とは、故意若しくは重大な過失による研究費の他の用途への使用又は研究費の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反した使用をいう。
- 8 この取扱要領において「不正行為」とは、研究費の交付の対象となった事業において発表された研究成果において示されたデータ、情報、調査結果等の故意による又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるねつ造、改ざん又は盗用をいう。

（助成金の交付の対象）

第4条 この助成金の交付の対象は、学術上重要な基礎的研究（応用的研究のうち基礎的段階にある研究を含む。）であって、研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として所属し、かつ、当該研究機関の研究活動に実際に従事している研究者が一人で行う事業若しくは二人以上の研究者が同一の研究課題について共同して行う事業（研究者の所属する研究機関の活動として行うものであり、かつ、研究機関において助成金の管理を行うものに限る。）とする。

- 2 助成対象となる経費は、助成金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）に要する経費のうち助成金交付の対象として振興会が認める経費とする。
- 3 補助事業の期間は、振興会が決定した期間とする。ただし、助成金の交付を受けた者は、振興会の承認を経て、補助事業期間を1年間延長することができる（ただし、国際共同研究加速基金（国際共同研究強化）により行われる補助事業は、交付申請をした日から起算して3年を経過する日の属する年度の末日まで、補助事業を延長することができる）。また、産前産後の休暇又は育児休業を取得する場合には、振興会の承認を経て、補助事業を中断する期間に応じて、1年間を超えて、延長することができる。

（助成金を交付しない事業）

第5条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者が行う事業については、それぞれ当該各号に定める期間、助成金を交付しない。

- 一 法第17条第1項の規定により助成金の交付の決定が取り消された事業（以下「交付決定取消事業」という。）において助成金の不正使用を行った者 法第18条第1項の規定により当該交付決定取消事業に係る助成金の返還の命令があった年度の翌年度以降1年以上10年以内の間で当該不正使用の内容等を勘案して相当と認められる期間

二 前号に掲げる者と助成金の不正使用を共謀した者 同号の規定により同号に掲げる者が行う事業について助成金を交付しないこととされる期間と同一の期間

三 交付決定取消事業において法第11条第1項の規定に違反した補助事業者（前2号に掲げる者を除く。） 法第18条第1項の規定により当該交付決定取消事業に係る助成金の返還の命令があった年度の翌年度以降1年以上2年以内の間で当該違反の内容等を勘案し相当と認められる期間

四 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた者又は当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者 当該助成金の返還の命令があった年度の翌年度以降5年間

五 助成金による事業において不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究成果に係る研究論文等の内容について責任を負う者として認定されたものを含む。以下同じ。）

当該不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1年以上10年以内の間で当該不正行為の内容等を勘案して相当と認められる期間

2 前条第1項の規定にかかわらず、取扱規程第4条第1項又は独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領（以下「補助金取扱要領」という。）第5条第1項の規定により、科学研究費補助金を一定期間交付しないこととされた者が行う事業については、その期間、助成金を交付しないものとする。

3 前条第1項の規定にかかわらず、科学研究費補助金取扱規程第4条第3項の特定給付金等を定める件（平成16年8月24日文科科学大臣決定。以下「大臣決定」という。）第1条に定める特定給付金を一定期間交付しないこととされた次の各号に掲げる者が行う事業については、大臣決定第2条に定める期間、助成金を交付しないものとする。

一 特定給付金の不正使用を行った者

二 特定給付金の不正使用を共謀した者

三 特定給付金の交付の対象となる事業に関して、法令又はこれに基づく国の機関若しくは独立行政法人の長の処分に違反した者

四 偽りその他不正の手段により特定給付金の交付を受けた者又は当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者

五 特定給付金による事業において不正行為があったと認定された者

4 前条1項の規定にかかわらず、公募型の研究費（科学研究費補助金、助成金及び特定給付金を除く。）又は国立大学法人若しくは独立行政法人に対する運営費交付金若しくは私立学校に対する助成の措置等の基盤的経費その他の予算上の措置（文科科学省が講ずるものに限る。）による研究において不正行為があったと認定された者が行う事業については、当該不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1年以上10年以内の間で当該不正行為の内容等を勘案して相当と認められる期間、助成金を交付しないものとする。

（助成金の交付申請者）

第6条 第4条第1項に係る助成金の交付の申請をすることができる者は、補助事業を行う研究者の代表者とする。

（計画調書）

第7条 助成金（国際共同研究加速基金（国際活動支援班）を除く。以下次条までにおいて同じ。）

の交付の申請をしようとする者は、あらかじめ補助事業に関する計画調書を別に定める様式により振興会に提出するものとする。

- 2 前項の計画調書の提出期間については、毎年振興会が公表する。
- 3 国際共同研究加速基金（国際活動支援班）の交付の申請をしようとする者は、別に定めるところにより補助事業に関する計画調書を文部科学省に提出するものとする。
- 4 前項の計画調書の提出期間については、毎年文部科学省が公表する。

（交付予定額の通知）

第8条 振興会は、前条第1項の計画調書に基づき、助成金を交付しようとする者及び交付しようとする予定額（以下「交付予定額」という。）を定め、その者に対し、あらかじめ交付予定額を通知するものとする。

- 2 振興会は、文部科学省からの通知により国際共同研究加速基金（国際活動支援班）を交付しようとする者及び交付予定額を定め、その者に対し、あらかじめ交付予定額を通知するものとする。

（配分審査等）

第9条 前条第1項により助成金（国際共同研究加速基金（国際共同研究強化、国際活動支援班）を除く。以下この項において同じ。）を交付しようとする者及び交付予定額を定めるに当たっては、振興会は助成金の配分等に関する事項を審議する科学研究費委員会に諮るものとする。

- 2 前条第1項により国際共同研究加速基金（国際共同研究強化）を交付しようとする者及び交付予定額を定めるに当たっては、振興会は国際共同研究加速基金（国際共同研究強化）の配分等に関する事項を審議する国際科学研究費委員会に諮るものとする。
- 3 前二項の委員会の組織及びその運営については、別に定める。

（交付申請書）

第10条 第8条各項の通知を受けた者が助成金の交付の申請をしようとするときは、振興会の指示する時期までに、別に定める様式による交付申請書を振興会に提出しなければならない。

（交付の決定）

第11条 振興会は、前条により助成金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査するものとする。

- 2 振興会は、前項の調査の結果、助成金を交付すべきものと認めたときは、速やかに助成金の交付の決定を行うものとする。
- 3 振興会は、助成金の交付の条件として、次の事項及びその他必要な事項について定めるものとする。
 - 一 助成金の交付を受けた者が、補助事業の内容及び経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ振興会の承認を得なければならないこと
ただし、補助事業の目的を変えない範囲で振興会が文部科学大臣との協議を経て定める軽微な変更についてはこの限りではないこと
 - 二 助成金の交付を受けた者が、補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、振興会の承認を得なければならないこと
 - 三 助成金の交付を受けた者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに振興会に報告してその指示を受けなければならない

いこと

四 助成金の交付を受けた者が、補助事業を遂行するため契約を締結し支払いを行う場合は、国の契約及び支払いに関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげるように経費の効率的使用に努めなければならないこと

4 振興会は、助成金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を助成金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第12条 助成金の交付の申請をした者は、前条第4項の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る助成金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に不服があるときは、振興会の定める期日までに申請の取下げをすることができることとする。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとみなす。

(助成金の使用制限)

第13条 助成金の交付を受けた者は、助成金を補助事業に必要な経費にのみ使用しなければならない。

(実施状況報告書)

第14条 助成金の交付を受けた者は、最終年度を除く各年度終了後2ヶ月以内に、別に定める様式により補助事業の実施状況及び助成金の収支状況を明らかにした実施状況報告書を振興会に提出するものとする。

2 振興会は、提出された実施状況報告書の審査及び必要に応じて行う調査により、助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合することを確認する。

(実績報告書)

第15条 助成金の交付を受けた者は、補助事業を完了したときは、速やかに別に定める様式による実績報告書を振興会に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第16条 振興会は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合においては、その実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査により、補助事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金の交付を受けた者に通知するものとする。この場合において、補助事業のうち最終年度を除く年度に実施された部分の確認においては、第14条第2項により確認した内容に基づいて行うことができるものとする。

(研究成果報告書)

第17条 助成金の交付を受けた者は、振興会の定める時期までに、振興会の定めるところにより、第7条第1項又は第3項の計画調書上の計画に基づいて実施した事業の成果について取りまとめた報告書(以下「研究成果報告書」という。)を振興会に提出しなければならない。

2 前項の振興会の定める時期までに研究成果報告書を提出しなかった者が、さらに振興会が別に指示する時期までに特段の理由なく研究成果報告書を提出しない場合には、振興会は、第8条各

項の規定にかかわらず、この者に対して交付予定額を通知しないものとし、また、既に助成金の交付決定がなされている場合にあつては、助成金の支払を留保するものとする。取扱規程第13条第1項又は補助金取扱要領第16条第1項に係る科学研究費補助金の研究成果報告書を、文部科学大臣又は振興会の指示する時期までに提出しない場合についても同様とする。

- 3 前項の規定により交付予定額を通知しないこととされた者が、その後、振興会又は文部科学大臣が別に指示する時期までに研究成果報告書を提出したときは、振興会は、第8条各項の規定に基づき、交付予定額を通知するものとする。また、前項の規定により助成金の支払いを留保されている者が、その後、振興会又は文部科学大臣が別に指示する時期までに研究成果報告書を提出したときは、振興会は、留保を解除するものとする。

(帳簿関係書類等の整理)

第18条 助成金の交付を受けた者は、助成金の収支に関する帳簿を備え、領収証書等関係書類を整理し、助成金の交付を受けた事業終了後5年間保管しておかなければならない。

(経理の調査)

第19条 振興会は、必要があると認めるときは、助成金の交付を受けた者に対し、その助成金の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

(補助事業の状況の調査)

第20条 振興会は、必要があると認めるときは、助成金の交付を受けた者に対し、補助事業の状況に関する報告書の提出を求め、実地に調査することができる。

(研究経過及び研究成果の公表)

第21条 振興会は、補助事業に係る実施状況報告書、実績報告書及び前条の報告書のうち、研究経過に関する部分の全部又は一部を印刷その他の方法により公表することができるものとする。

- 2 振興会は、研究成果報告書の全部又は一部を印刷その他の方法により公表することができる。

(設備等の寄付)

第22条 第6条に係る助成金の交付を受けた者が、助成金により設備、備品又は図書(以下「設備等」という。)を購入したときは、直ちにそれを当該助成金の交付を受けた者が所属する研究機関のうちから適当な研究機関を一以上選定して、寄付しなければならない。

- 2 助成金の交付を受けた者が設備等を直ちに寄付することが研究上支障があると認める場合において、振興会の承認を得たときは、前項の規定にかかわらず、研究上支障のなくなるまでの間、寄付しないことができる。

(その他)

第23条 この取扱要領に定めるもののほか、助成金の取扱いに関し必要な事項は、募集要項等において別に定めるものとする。

附則(平成23年規程第19号)

この規程は、平成23年4月28日から適用する。

附則(平成24年規程第21号)

この規程は、平成24年9月12日から適用する。

附則（平成25年規程第3号）

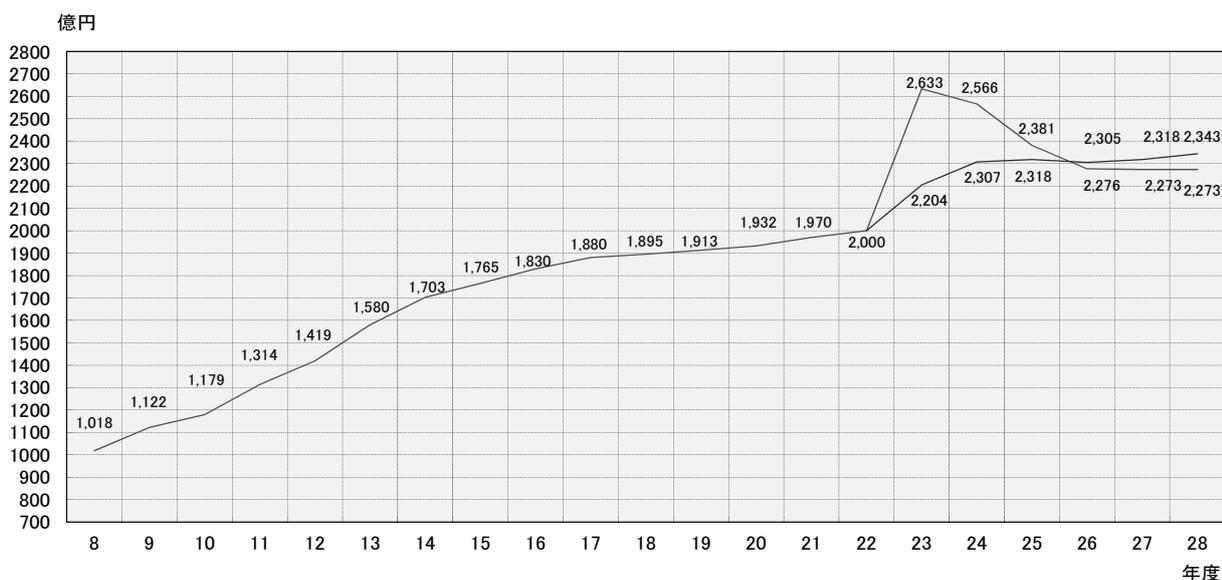
- 1 この規程は、平成25年3月13日から適用する。
- 2 この規程の適用前に第5条に規定する交付決定取消事業において第3条第6項に規定する不正使用を行った者に対する当該不正使用に係る改正後の第5条第1項第1号の規定の適用については、同号中「10年以内」とあるのは「5年以内」とする。

附則（平成28年規程第50号）

- 1 この規程は、平成28年4月28日から施行し、平成27年8月24日から適用する。
- 2 平成26年度以前の会計年度に係る研究費による研究において不正行為があったと認定された者に対する当該不正行為に係る改正後の取扱要領（以下「新取扱要領」という。）の規定は適用せず、なお従前の例による。
- 3 平成27年度に限り、新取扱要領第7条及び第8条の規定の適用については、第7条第1項中「助成金（国際共同研究加速基金（国際活動支援班）を除く。以下次条までにおいて同じ。）」とあるのは「国際共同研究加速基金を除く助成金」と、同条第3項中「国際共同研究加速基金（国際活動支援班）」とあるのは「国際共同研究加速基金」とし、第8条中「前条第1項」とあるのは「前条第1項及び第3項」と、「助成金」とあるのは「国際共同研究加速基金（国際活動支援班）を除く助成金」とする。
- 4 第3条第8項に規定する「不正行為」とは、「研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等への対応に関する規程」（平成18年規程第19号）第2条第2号に規定する「特定不正行為」と同義である。

(参考5) 予算額等の推移

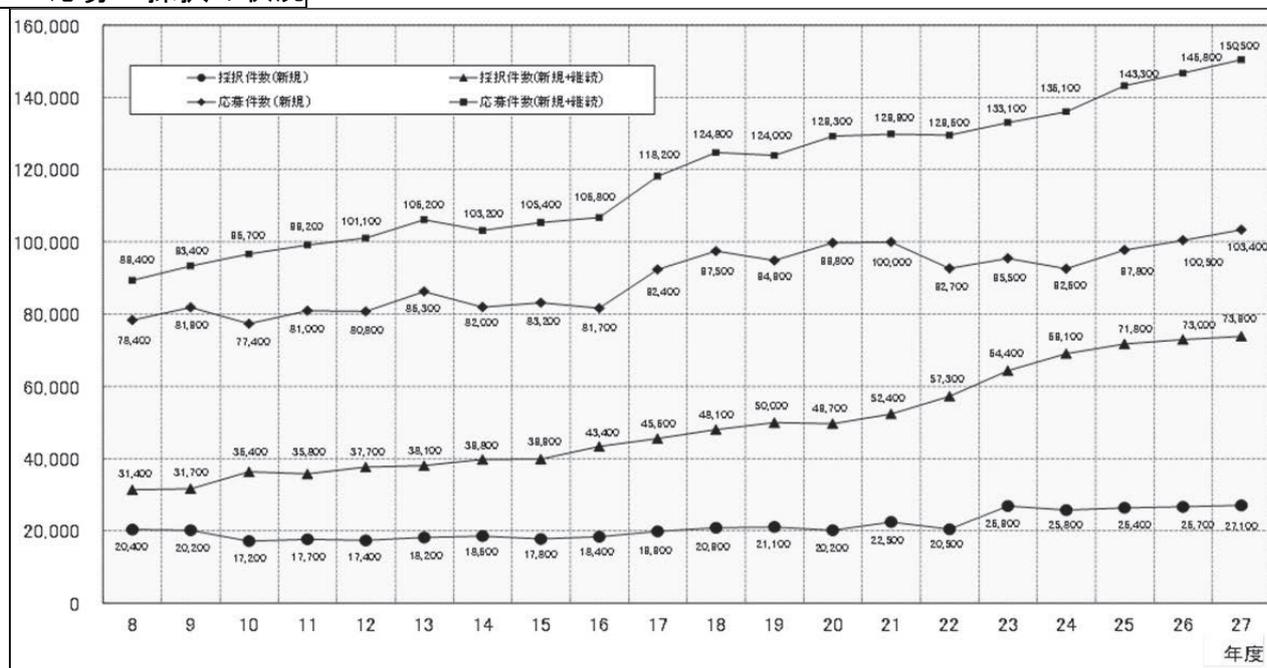
1 予算額・助成額の推移



年度	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
予算額 (億円)	1,018	1,122	1,179	1,314	1,419	1,580	1,703	1,765	1,830	1,880	1,895	1,913	1,932	1,970	2,000	2,633	2,566	2,381	2,276	2,273	2,273
対前年度伸び率(%)	10.2	10.2	5.1	11.5	8.0	11.3	7.8	3.6	3.7	2.7	0.8	0.9	1.0	2.0	1.5	31.7	-2.5	-7.2	-4.4	-0.1	0.0
助成額ベース (億円)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,204	2,307	2,318	2,305	2,318	2,343
対前年度伸び率(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4.7	0.5	-0.6	0.6	1.1

※平成23年度から一部種目に基金化を導入したことに伴い、予算額に翌年度以降に使用する研究費が含まれることとなったため、予算額が当該年度の助成額を示さなくなったことから、平成23年度以降、当該年度の助成額を集計している。

2 応募・採択の状況



3 採択率 (上段：新規、下段：新規+継続)

年度	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
採択率(%)	26.1	24.6	22.2	21.8	21.6	21.1	22.7	21.4	22.5	21.6	21.5	22.2	20.3	22.5	22.1	28.1	27.9	27.0	26.6	26.2
採択率(%)	35.1	34.0	37.6	36.1	37.3	35.8	38.5	37.9	40.7	38.6	38.6	40.4	38.4	40.3	44.2	48.4	50.8	50.1	49.7	49.1

問い合わせ先等

1 この公募に関する問い合わせは、研究機関を通じて下記あてに行ってください。

(1) 公募の内容に関すること：

・公募要領全般

独立行政法人日本学術振興会 研究事業部 研究助成企画課
電話 03-3263-4796

・研究計画調書

独立行政法人日本学術振興会 研究事業部 研究助成第一課
電話 03-3263-4758, 0996, 4779, 4724

・特別推進研究、基盤研究（S）

独立行政法人日本学術振興会 研究事業部 研究助成第二課
電話 03-3263-4254 （特別推進研究担当）
03-3263-4388 （基盤研究（S）担当）

・基盤研究（A・B・C）、若手研究（A・B）

独立行政法人日本学術振興会 研究事業部 研究助成第一課
電話 03-3263-4758, 0996, 4779, 4724

・挑戦的研究（開拓・萌芽）

独立行政法人日本学術振興会 研究事業部 研究助成企画課
電話 03-3263-0977

※ 土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）、創立記念日（9月21日）を除く

(2) 科研費電子申請システムの利用に関すること：

・コールセンター

電話：0120-556-739（フリーダイヤル）
受付時間：9：30～17：30

※ 土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く

・上記以外の電話

独立行政法人日本学術振興会 総務企画部 企画情報課システム管理係
電話：03-3263-1902, 1913

(3) 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の利用に関すること：

・e-Rad ヘルプデスク

電話：0570-066-877（ナビダイヤル）
受付時間：9：00～18：00

※ 土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く

※ 上記ナビダイヤルが利用できない場合

電話：03-5625-3961

<留意事項>

①e-Radの操作方法

e-Radの操作方法に関するマニュアルはポータルサイト（URL：<http://www.e-rad.go.jp>）から参照またはダウンロードすることができます。利用規約に同意の上、応募してください。

②システムの利用可能時間帯

（月～日）0：00～24：00（24時間365日稼働）

ただし、上記利用可能時間帯であっても保守・点検を行う場合、運用停止を行うことがあります。運用停止を行う場合は、ポータルサイトであらかじめお知らせします。

- (4) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」に関すること：
文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室
電話：03-6734-4014
- (5) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく「取組状況に係るチェックリスト」に関すること：
文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課研究公正推進室
電話：03-5253-4111（内線：3874, 3873, 4028）
- (6) 「バイオサイエンスデータベース」に関すること：
国立研究開発法人科学技術振興機構バイオサイエンスデータベースセンター
電話：03-5214-8491
- (7) 「大学連携バイオバックアッププロジェクト」に関すること：
大学共同利用機関法人自然科学研究機構 IBBP センター事務局
電話：0564-59-5930, 5931

2 この公募要領に記載している内容は、日本学術振興会のホームページで御覧いただけます。
また、応募書類の様式は、次のホームページからダウンロードすることができます。

日本学術振興会科学研究費助成事業ホームページ
URL:<http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/index.html>